

第5期士別市地域福祉計画

令和7（2025）年度～令和12（2030）年度





第5期士別市地域福祉計画の策定に あたって

士別市は、令和2（2020）年3月に「第4期士別市地域福祉計画」を策定し、「自助・互助・共助・公助」による地域福祉の充実を図るとともに、誰もがくらしやすいまちの実現をめざし、地域福祉施策を計画的に推進してまいりました。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の急速な進展により、社会経済の担い手減少による地域力の低下やつながりの希薄化などから、社会的孤立や8050問題、ダブルケアなど地域福祉における課題は多様化・複雑化しており、生活全般にわたる包括的な支援体制の構築が求められています。

本計画では、第4期計画の基本理念を継承し、これまでの取り組みに加え、新たに「ケアラー・ヤングケアラーを支援するための取り組み」や「孤独・孤立対策の推進」、「困難な問題を抱える女性への支援」、「士別市みんなでささえる手話言語条例の制定」など、全ての市民が安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現をめざしてまいります。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力を賜りました「第5期士別市地域福祉計画策定懇談会」の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた多くの市民の皆様我心から感謝を申し上げます。

令和7（2025）年3月

士別市長 渡辺 英次

目 次

第1章 計画の概要	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 計画の位置づけ	2
1-3 計画の期間	3
第2章 地域福祉を取り巻く状況	4
2-1 人口の推移と将来推計	4
【1】人口の推移	4
【2】人口の将来推計	5
2-2 施策の取り組み	7
【1】高齢者福祉	7
【2】障がい福祉	9
【3】児童福祉	11
【4】困窮者支援	13
2-3 地域福祉推進のための課題	14
【1】第4期計画の成果と課題	14
【2】第5期士別市地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果からみた課題	26
第3章 計画の基本的な考え方	29
3-1 基本理念	29
3-2 地域福祉の推進に関する事項	29
第4章 地域福祉の推進に関する事項への取り組み	30
4-1 高齢者、障がい者、児童、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	30
4-2 福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項	33
4-3 社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	35
4-4 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項	35
4-5 包括的な支援体制の整備に関する事項	36
第5章 士別市成年後見制度利用促進計画	37
5-1 計画の目的	37
5-2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	37
第6章 計画の推進管理	38
資料編	
第5期士別市地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果	40
策定経過	80

第1章

計画の概要

1-1 計画策定の趣旨

士別市は、平成15（2003）年3月に、「士別市福祉のまちづくり条例」を制定し、すべての人々が安心して快適に暮らし、自由に社会参加ができるよう、福祉のまちづくりの推進に努めています。

令和2（2020）年3月には、「第3期士別市地域福祉計画」（以下「第3期計画」という。）から引き継いだ「みんなが自分らしく安心して暮らせる「やさしいまち」をつくります。」を基本理念とした、令和2（2020）年度から6（2024）年度までの5年間を計画期間とする「第4期士別市地域福祉計画」（以下「第4期計画」という。）を策定しました。

地域福祉とは、地域における様々な生活ニーズへの対応にむけて、住民が主体的に関わり、互いに支え合う仕組みのこととされており、平成30（2018）年4月に施行された改正社会福祉法においては、支援を必要とする方が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉の関係機関が連携して解決をめざすという「地域福祉の方法」が定められました。

少子高齢化や人口減少が進展する市町村では、その影響から高齢者や障がい者等の支援を必要とする方の課題は複雑化し、その課題解決には、介護保険や障がい者支援、子ども・子育て支援など、各分野が横断的に対応し、市民や関係機関ともつながりながら地域社会全体を支えていくことが重要で、地域生活課題を明らかにし、その解決に向けた施策等を定め、支援体制を計画的に整備していく「地域福祉計画」は、大きな意義と役割を担っています。

市は、複雑化する地域生活課題の解決に取り組むべく、全ての市民が安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現をめざし「第5期士別市地域福祉計画」（以下「計画」という。）を策定します。

士別市福祉のまちづくり条例

前文

すべての市民が、基本的人権を尊重され、自由に行動し、社会参加のできるやさしいまち士別を実現することは、市民の共通の願いである。

このようなまちを実現するためには、障害のある人もない人も、お年寄りも若者も、また、大人も子どもも、多様な個性を有する一人ひとりが、住み慣れた地域において自らの意思に基づき、自立した生活を送り、かつ、社会参加を果たしていけるよう、市民一人ひとりがお互いに理解し、思いやりの心を持って尊重しあい、相互に支え合っている社会を構築していく必要がある。

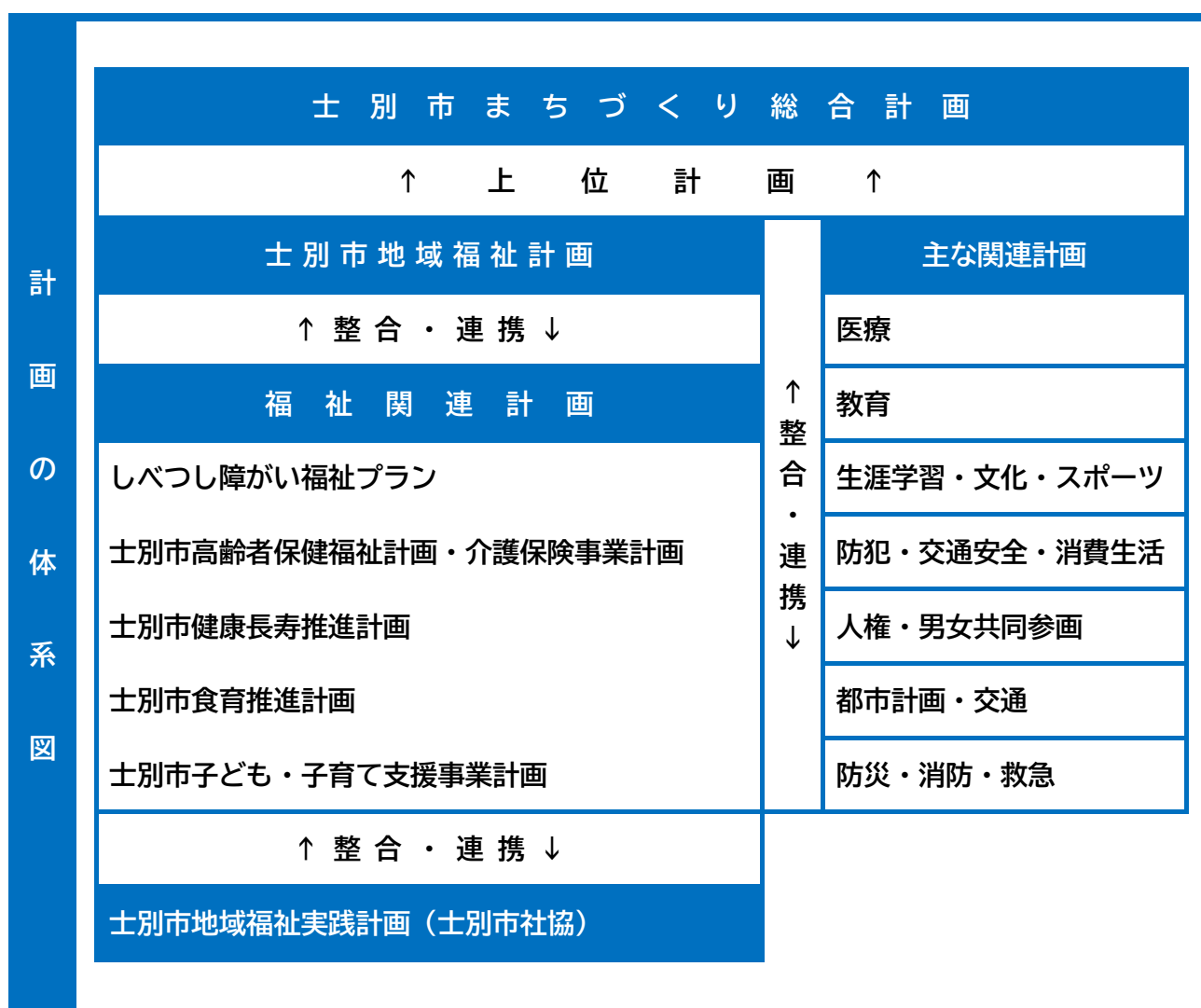
これからの社会がかつて経験したことのない高齢社会となることを考えるとき、私たちは、障害者や高齢者など日常生活や社会活動を行う上で行動上の制限を受ける人々の不自由さを感じとり、これらの人々が自由に生き生きと生活できるまちが、すべての人にとってやさしく住みよいまちづくりにつながるとの認識の下、社会のあらゆる分野で福祉的配慮が行きわたったまちづくりを協働という力によって積極的に推し進めなければならない。

私たち士別市民は、福祉のまちづくりに力強い一歩を踏み出すことが今日課せられた市民の責務であるとの思いを共有するとともに、その使命を深く自覚し、その役割を積極的に果たしつつ、一体となって人にやさしい福祉社会の実現に向けて取り組むことを決意し、ここに、この条例を制定する。

1-2 計画の位置づけ

この計画は、「社会福祉法第107条」にもとづく市町村地域福祉計画であり、士別市まちづくり総合計画を最上位計画に、高齢者、障がい者、児童等に関わる各個別計画の上位計画に位置づけるとともに、その他の関連計画との整合性と連携を図りながら、市民主体のまちづくりや幅広い市民の参加を基本として、市民の生活全般にわたる福祉向上を目標とし、今後の地域福祉推進の方向性を示すものです。

また、社会福祉法人 士別市社会福祉協議会（以下「士別市社協」という。）が策定する自主的な福祉活動を中心とした行動計画である ※地域福祉実践計画 と相互連携を図ります。



※地域福祉実践計画

地域福祉実践計画は、社会福祉協議会が呼びかけて、市民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

資料：全国社会福祉協議会地域福祉部「地域福祉活動計画策定指針」

社会福祉法

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5) 前条第 1 項各号※に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

1-3 計画の期間

本計画は、北海道地域福祉支援計画との整合を図り、令和 7（2025）年度から令和 12（2030）年度までの 6 年計画です。

主な計画の期間	主な計画	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	士別市まちづくり総合計画	→→現行→→				→→次期→→				
	士別市地域福祉計画	→→第 4 期→→			→→第 5 期→→					
	しべつし障がい福祉プラン	※	→→第 1 期→→						次期	
	士別市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	→第 8 期→	→→第 9 期→→			→→次期→→		次期		
	士別市健康長寿推進計画	→第 1 期→	→→第 2 期→→							
	士別市食育推進計画	→第 3 次→	→→第 4 次→→							
	士別市子ども・子育て支援事業計画	→→第 2 期→→			→→第 3 期→→				次期	

※「しべつし障がい福祉プラン」は、令和 5 年度までを計画期間とした「士別市障がい者福祉基本計画」と「士別市障がい者福祉実行計画」を一体化した計画です。

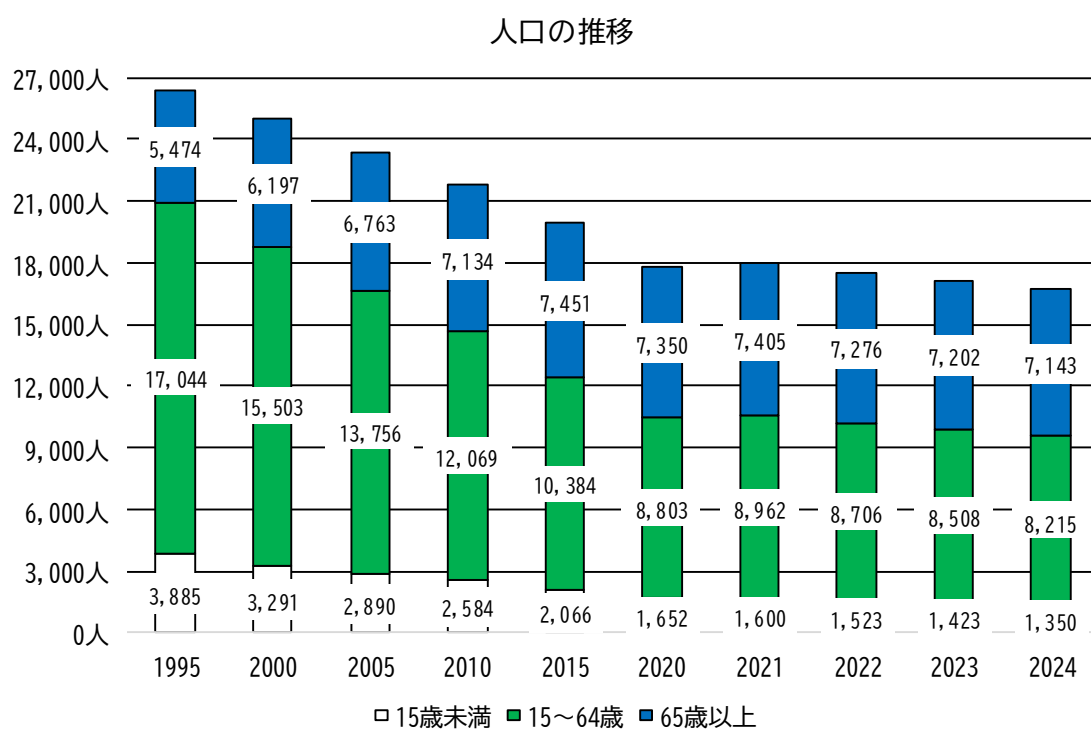
第2章 地域福祉を取り巻く状況

2-1 人口の推移と将来推計

【1】人口の推移

本市の人口は、平成27（2015）年に2万人を下回り、以降減少が続いています。

65歳以上の高齢者人口は、平成7（1995）年には5,474人で高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）は20.7%でしたが、令和2（2020）年には7,350人、41.2%、6（2024）年3月末では7,143人、42.8%です。



単位：上段 人、下段 率（%）

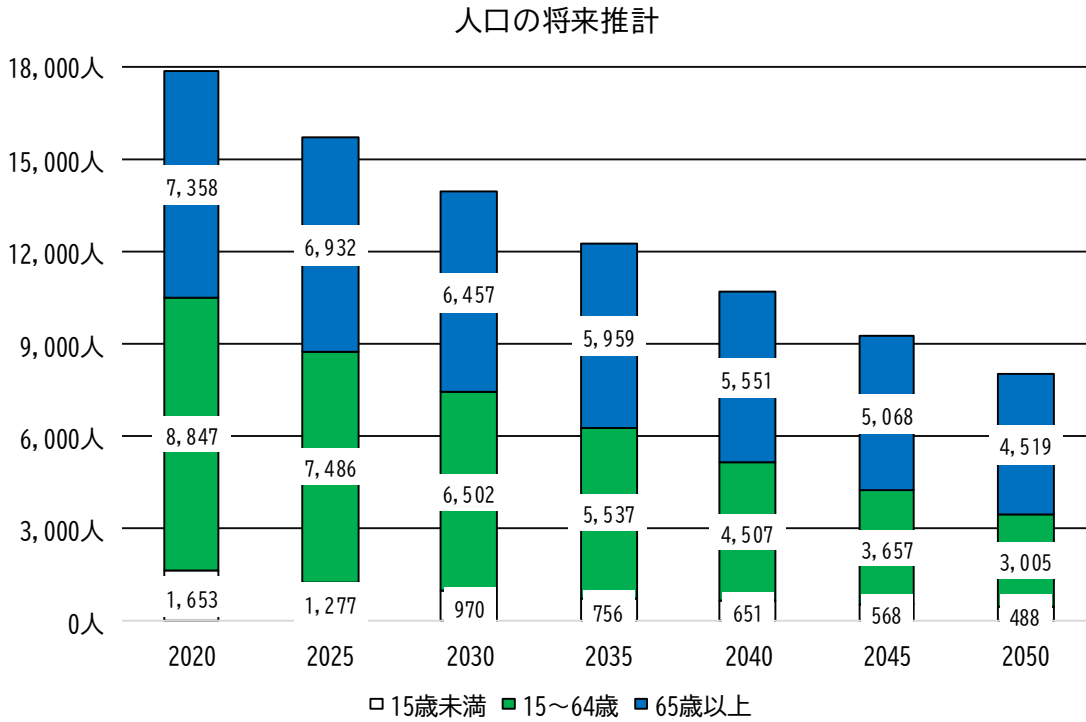
年	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2021	2022	2023	2024
65歳以上	5,474 20.7	6,197 24.8	6,763 28.9	7,134 32.7	7,451 37.4	7,350 41.2	7,405 41.2	7,276 41.6	7,202 42.0	7,143 42.8
15歳～64歳	17,044 64.6	15,503 62.0	13,756 58.8	12,069 55.4	10,384 52.1	8,803 49.3	8,962 49.9	8,706 49.7	8,508 49.7	8,215 49.2
15歳未満	3,885 14.7	3,291 13.2	2,890 12.3	2,584 11.9	2,066 10.4	1,652 9.3	1,600 8.9	1,523 8.7	1,423 8.3	1,350 8.1
計	26,403	24,991	23,411	21,787	19,914	17,858	17,967	17,505	17,133	16,708

（資料）1995から2020「国勢調査」（各年10月1日）、2021から2024「住民基本台帳」（各年3月末）
※2005、2015、2020の計は年齢不詳人口が含まれています。

【2】人口の将来推計

国立社会保障・人口問題研究所の本市の将来推計人口は、2030年には15,000人を下まわる13,929人となり、2050年には、8,012人となる見込みです。

本市の高齢化率は、令和2（2020）年は41.2%で、全国平均28.0%、北海道平均31.8%と比較しても高い状況です。令和7（2025）年には、これらの平均よりも10%以上高くなり、2050年には56.4%となる見込みです。

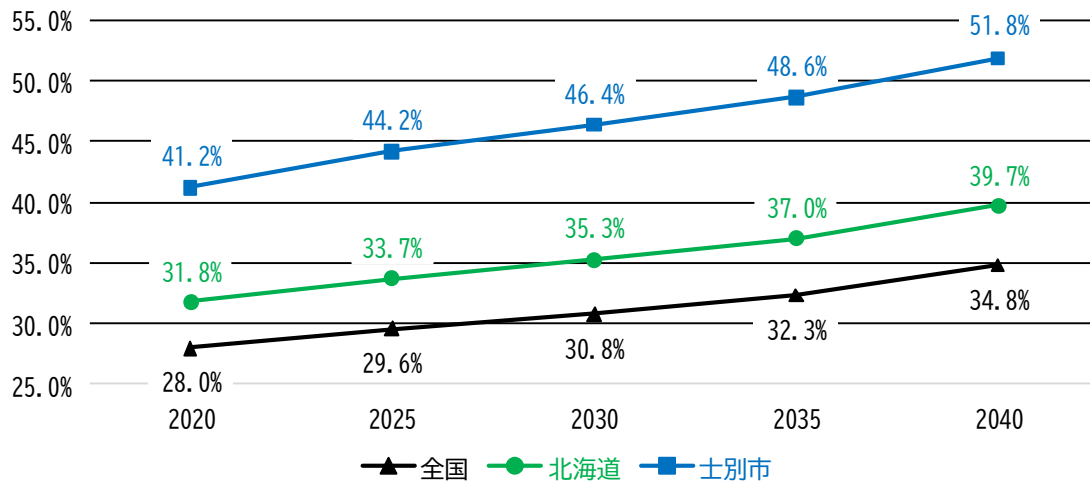


単位：上段 人、下段 率（%）

年	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050
65歳以上	7,358 41.2	6,932 44.2	6,457 46.4	5,959 48.6	5,551 51.8	5,068 54.5	4,519 56.4
15歳～64歳	8,847 49.5	7,486 47.7	6,502 46.7	5,537 45.2	4,507 42.1	3,657 39.4	3,005 37.5
15歳未満	1,653 9.3	1,277 8.1	970 7.0	756 6.2	651 6.1	568 6.1	488 6.1
計	17,858	15,695	13,929	12,252	10,709	9,293	8,012

（資料）国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

高齢化率の将来推計



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」



2-2 施策の取り組み

【1】高齢者福祉

市は、令和6（2024）年度から8（2026）年度までの3年間を計画期間とする「第9期士別市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

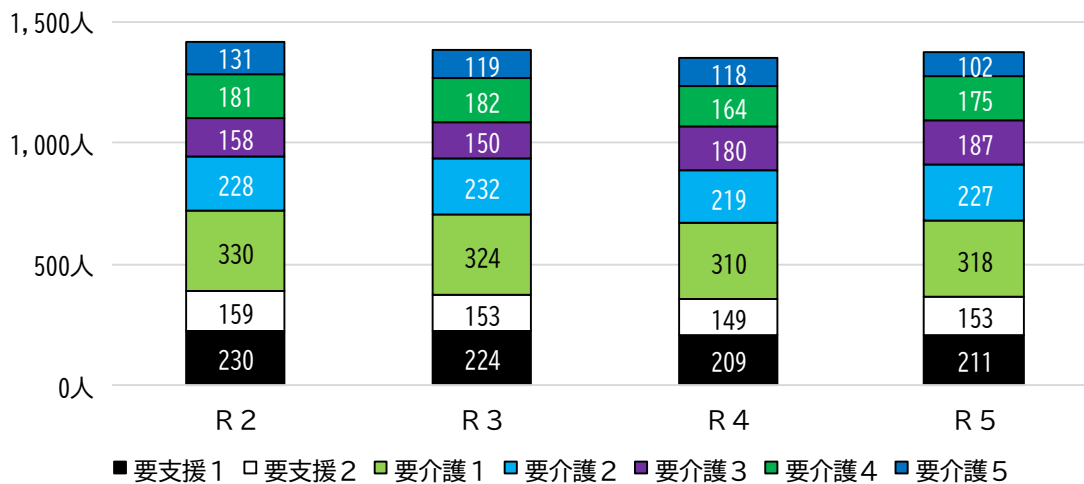
この計画は、老人福祉法第20条の8にもとづく「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条にもとづく「市町村介護保険事業計画」を一体化した計画で、基本理念「生涯を通した安心・生きがい・こころのまち」と3つの基本目標を定めています。

市は、この計画にもとづき働きやすい職場環境づくりや柔軟なサービス提供の推進などの総合的な人材確保や地域包括ケアシステムの更なる深化など、高齢者福祉施策に取り組みます。

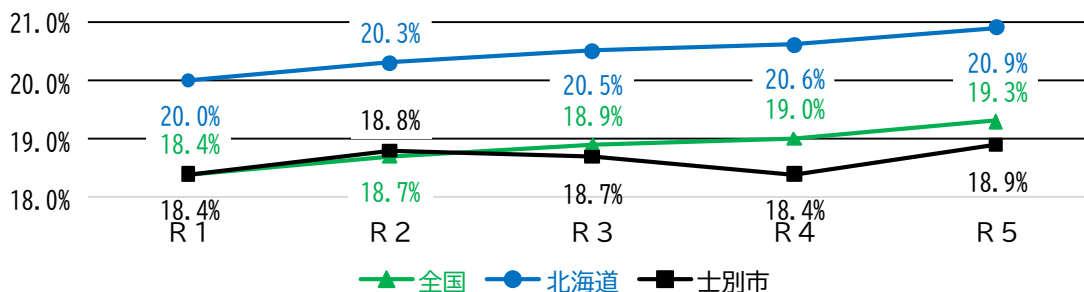
（1）要介護（要支援）認定率等

要介護（要支援）認定率は、全国、北海道平均と比較しても低い水準で推移しています。要介護（要支援）認定者数は、約1,300人前後で推移しています。

要介護（要支援）認定者数の推移



要介護（要支援）認定率の推移

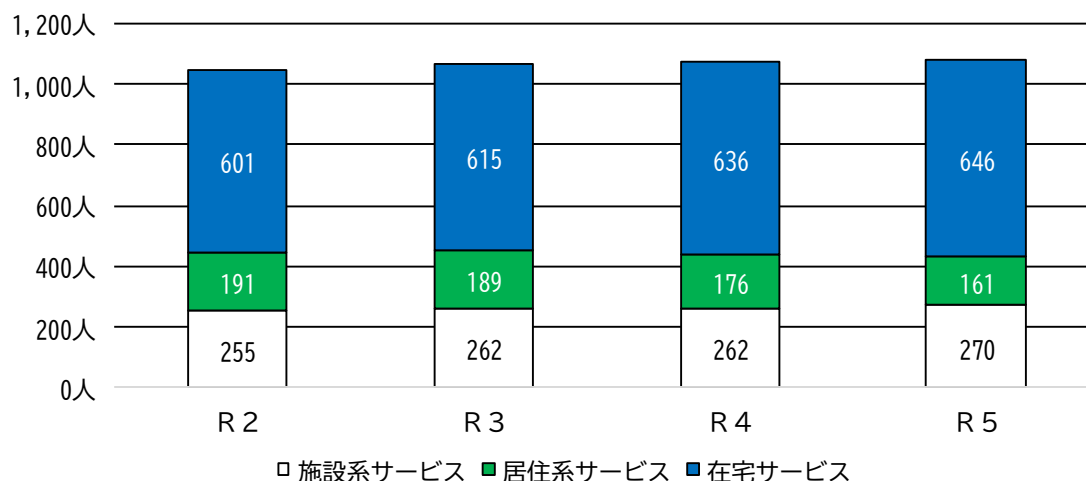


（資料）「第9期士別市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」

(2) 介護サービス、高齢者福祉サービスの実施状況

介護サービスは、年間で1,000人以上が利用し微増傾向にあります。高齢者福祉サービスは、居宅支援、外出支援、生きがいつくり、健康づくりなどを市の独自サービスとして取り組んでいます。

介護サービス利用者数の推移



高齢者福祉サービスの実施状況

単位：人 ※以外

事業名	R 3	R 4	R 5
除雪サービス	214	214	210
敬老バス乗車証交付事業	2,876	2,781	2,715
要介護者通院助成	38	44	56
生活支援ショートステイ	0	1	4
施設入浴サービス	1	1	2
住宅改修	22	17	16
福祉用具購入支援	5	7	4
緊急通報サービス	127	122	126
配食サービス	113	117	106
福祉パトロール ※	50 団体	48 団体	46 団体
在宅介護慰労事業	58	57	41

(資料)「第9期士別市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」

【2】障がい福祉

市は、令和6（2024）年度から11（2029）年度までの6年間を計画期間とする「第1期しべつし障がい福祉プラン」を策定しました。

このプランは、障害者基本法にもとづく「障害者計画」と障害者総合支援法及び児童福祉法にもとづく「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」を一体化した計画で、7つの基本理念と8つの成果目標を定めています。

市は、このプランにもとづき福祉人材の確保・定着に向けた支援制度の創設や手話言語条例（仮称）の制定、意思疎通支援の確保とその支援者の養成など、障がい福祉施策に取り組みます。

（1）身体障害者手帳等の推移

身体障害者手帳等の所持者は、約1,300人前後で推移しています。療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者は微増傾向にあります。

手帳所持者の推移

単位：人

区分	H30	R1	R2	R3	R4
人口	18,788	18,375	17,967	17,505	17,133
身体障害者手帳	1,062	1,055	1,040	1,005	1,014
療育手帳	184	190	193	204	226
精神障害者保健福祉手帳	124	120	121	124	129
合計	1,370	1,365	1,354	1,333	1,369

（資料）「第1期しべつし障がい福祉プラン」

身体障害者手帳所持者の障がい種別の推移

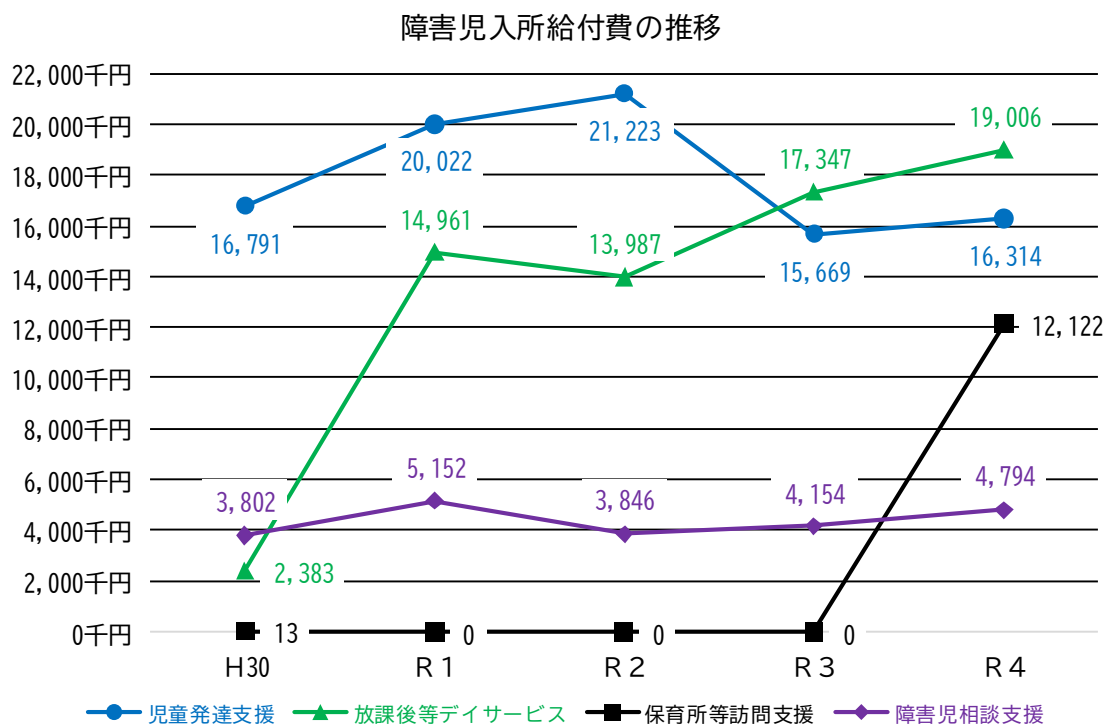
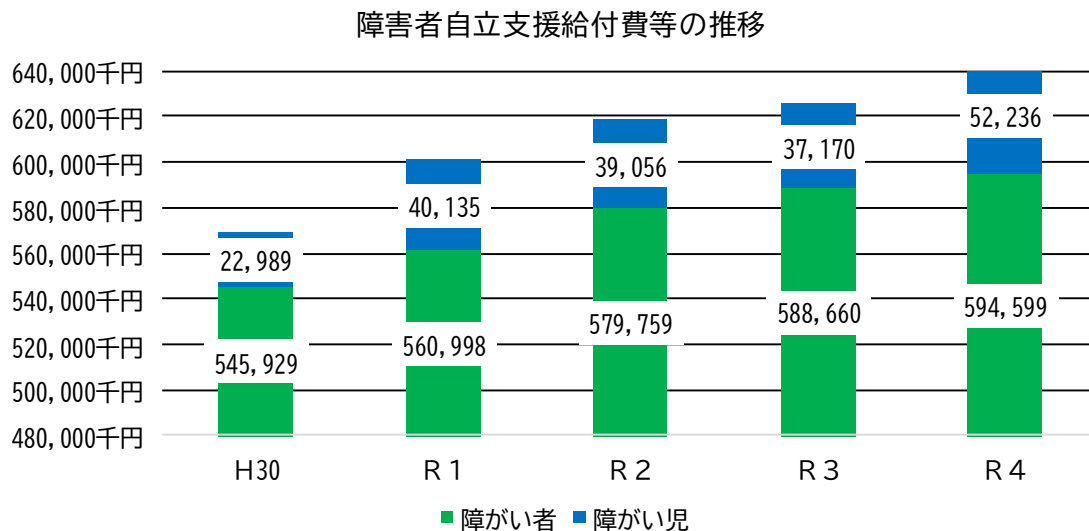
単位：人

区分	H30	R1	R2	R3	R4
身体障害者手帳所持者	1,062	1,055	1,040	1,005	1,014
視覚	50	48	55	56	58
聴覚・平衡機能	137	141	135	122	122
音声・言語・咀嚼 ^{そしゃく}	18	20	20	19	18
肢体不自由	609	604	589	569	570
内部	248	242	241	239	246

（資料）「第1期しべつし障がい福祉プラン」

(2) 障害者自立支援給付費等の推移

障がい者や障がい児への自立支援給付費や入所給付費等は、微増傾向にあります。障がい児の入所給付費は、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援の拡大等もあり、増加傾向にあります。



(資料) 地域福祉課 (各年度末実績)

【3】児童福祉

市は、令和2（2020）年度から6（2024）年度までの5年間を計画期間とする「第2期士別市子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。

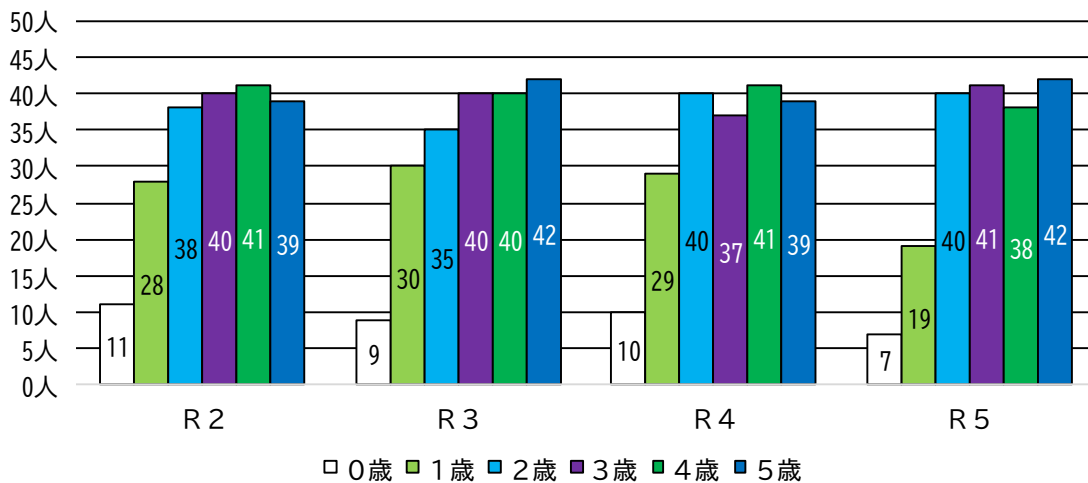
この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項にもとづく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するもので、あわせて、改正次世代育成支援対策推進法第8条において、市町村の努力規定として定められている「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を包括した計画です。

市は、現在、令和7（2025）年度から5年間を計画期間とする「第3期士別市子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めており、この計画にもとづき児童福祉施策に取り組みます。

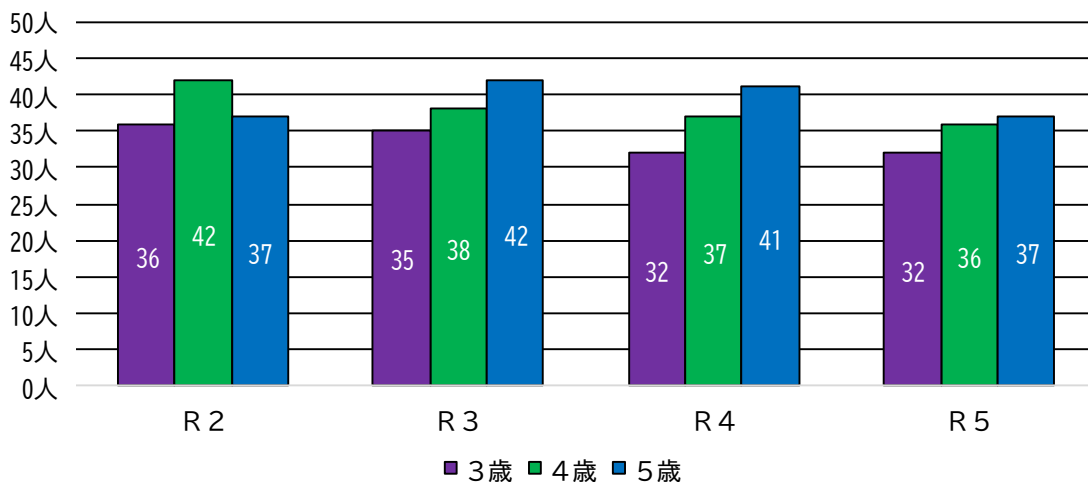
（1）市立保育所、私立幼稚園等の園児数の推移

市立保育所（2施設）、市認定こども園（1施設）の園児数は、約190人前後で推移しています。市立保育所では、保育士が不足しているため年齢によっては受け入れできない場合があります。私立幼稚園（2施設）、私立認定こども園（1施設）の園児数は、約100人前後で推移しています。

市立保育所、市認定こども園の園児数の推移



私立幼稚園、私立認定こども園の園児数の推移

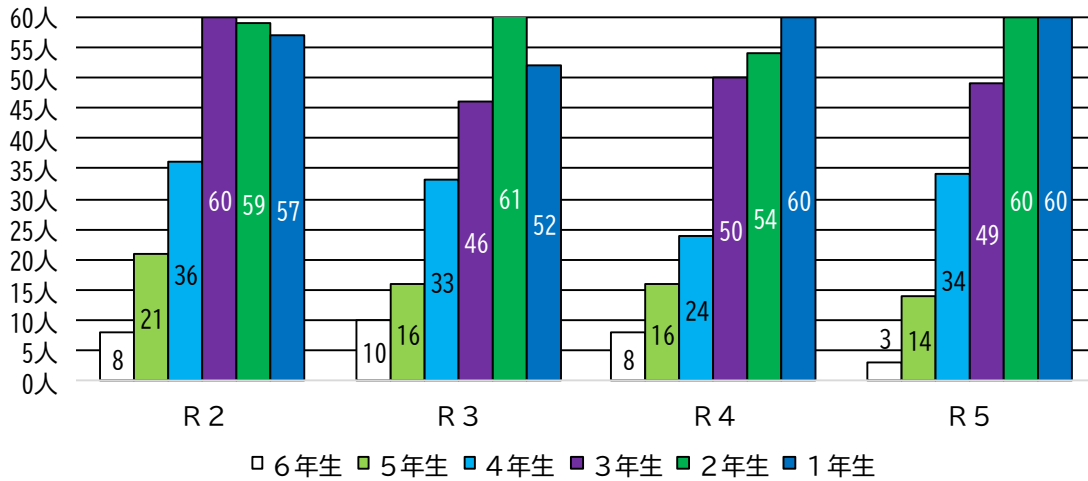


（資料）こども・子育て応援課（各年4月1日※私立幼稚園、私立認定こども園は5月1日）

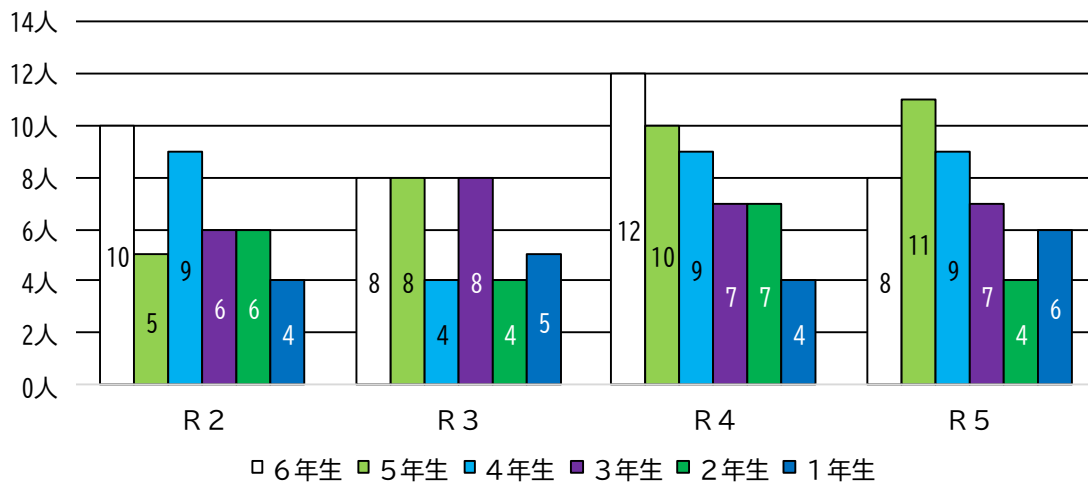
(2) 放課後児童クラブ等の登録児童数の推移

放課後児童クラブ（3か所）の登録児童数は、約220人前後で推移しています。放課後子ども教室（2か所）、学童保育（1か所）の登録児童数は、約40人前後で推移しています。

放課後児童クラブ登録者の推移



放課後子ども教室、学童保育登録者の推移



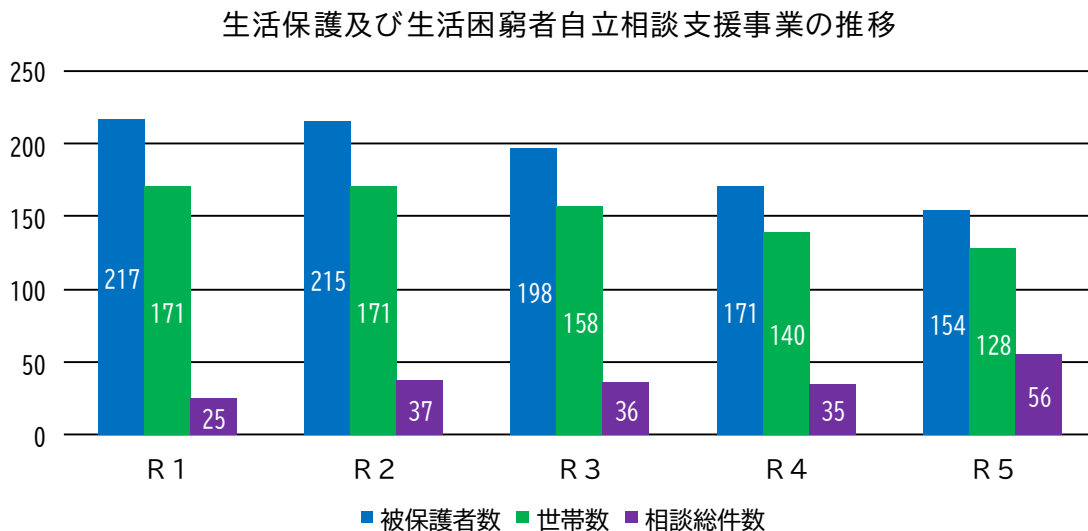
(資料) こども・子育て応援課（各年4月1日）

【4】困窮者支援

市は、毎年、生活保護実施方針を定め、この方針にもとづき市内3地区にケースワーカーを配置し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、相談支援員を配置し、生活困窮者自立相談支援事業の実施など、困窮者支援に取り組んでいます。

(1) 生活保護及び生活困窮者自立相談支援事業の推移

生活保護の被保護者数及び世帯数は減少傾向にあります。生活保護に至る前の生活困窮者自立相談支援事業の相談総件数は、増加傾向にあります。



(資料) 地域福祉課 (各年度末実績)



2-3 地域福祉推進のための課題

【1】第4期計画の成果と課題

第4期計画では、第3期計画から継続する「みんなが自分らしく安心して暮らせる「やさしいまち」をつくります。」を基本理念として、「お互いが支え合う地域づくりを推進します」、「わかりやすく利用しやすい福祉サービスづくりを推進します」、「いつまでも健やかで活躍できる健康づくりを推進します」、「安全・安心なまちづくりを推進します」の4つの目標を設定し、施策を実施しました。

目標1 お互いが支え合う地域づくりを推進します

基本施策	具体施策	主な取り組み
(1)ご近所同士の見守り・支え合い活動を支援します	高齢者実態調査の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者実態調査は、地域担当職員等が75歳以上で構成される高齢者世帯を訪問し、日々の困りごとや命のバトンの確認、災害時の自主避難の可否等の確認など、災害時避難行動要支援者名簿整備等へ活用しました。
	高齢者地域支え合い事業の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉パトロールは、令和5（2023）年度末時点で46自治会が実施しました。 ・高齢者の見守り登録事業所は、5（2023）年度末時点で68事業所が登録しています。登録事業所には、年度末に更新の意思確認を行うとともに見守り事業所通信を発行するなど、連携に努めています。 ・SOSネットワーク事前登録人数は、5（2023）年度末時点で20人が登録し、4（2022）年2月からは新たに児童も対象に加えました。4（2022）年度と5（2023）年度には、行方不明者の模擬搜索訓練を行うなど、警察等関係機関との連携に努めました。
	地域支え合い活動協議体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・公的サービスでは対応しきれないニーズに対し、地域助け合い活動協議体を中心に買い物サポート事業の見直しや居場所・つながりづくりを目的とした地域食堂を開催しました。
	「他人事」を「我が事」に変える取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会を中心に会員や介護支援サポーター、民生委員児童委員等が福祉パトロール隊員となり日常生活に不安のある高齢者単身世帯等を対象に見守りや声掛け等の安否を確認しました。 ・本人の同意のもと高齢者実態調査や災害時避難行動要支援者名簿の情報を自治会に提供し、災害時や緊急時等の対応に努めました。
成果と課題		
<p>警察等の関係機関と連携した模擬訓練の実施をはじめ、地域助け合い協議体を中心とした買い物サポート事業や地域食堂の開催、災害時避難行動要支援者名簿の整備等、ご近所同士の見守り支え合い活動は広がっています。</p> <p>今後も、高齢者地域支え合い事業や災害時避難行動要支援者名簿の整備等、土別市社協等の関係機関と連携した取り組みが必要です。</p>		

基本施策	具体施策	主な取り組み
(2)地域の交流の場や機会を増やします	保育園や児童館における世代間交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園や児童館では、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染防止のため、自治会や老人クラブ等との交流も中止若しくは縮小しました。市立保育園では、新型コロナの5類移行後の令和5（2023）年度からは、自治会への運動会の案内やいきいき健康センターでの老人クラブとの交流などを再開しました。 ・あけぼの子どもセンターでも、新型コロナの感染防止のため行事等の中止若しくは縮小を余儀なくされましたが、中高生とのセンター周辺のごみ拾いを実施しました。
	ふれあい広場への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい広場は、令和2（2020）年度は新型コロナの感染防止のため中止を余儀なくされましたが、3、4（2021、2022）年度は、土別市社協ホームページやYouTube等を活用し、ふれあい標語やふれあいの絵の募集など非対面での企画を実施しました。5（2023）年度は、総勢110人からなる実行委員会を組織し、体験の広場やふれあいの店、ふれあいステージなど、対面での開催を再開し、延べ1,000人が参加しました。
	いきいき健康センターでの交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいき健康センターの交流事業等は、新型コロナの感染防止のため行事等の中止若しくは縮小を余儀なくされましたが、感染防止対策に協力いただき運動や物づくり等の事業を実施しました。 ・4年間で1件の新たな市民サロンの立ち上げがあり、約15人が活動をはじめました。
	自治会活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会連合会との連携による花いっぱい運動などの開催や自治会活動に対する補助支援のほか、自治会への加入について市のホームページや広報紙、転入者に対するチラシ等で周知しています。
成果と課題		
<p>令和2（2020）年度から4（2022）年度は、新型コロナの感染防止のため行事等の中止若しくは縮小を余儀なくされましたが、5（2023）年度からは、対面での行事等も再開し元に戻りつつあります。高齢者や子どもが多く集う場合は、引き続き感染防止対策が必要です。</p>		

基本施策	具体施策	主な取り組み
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(3) 福祉を学び、心のバリアフリーを推進します</p>	<p>ノーマライゼーション理念の普及</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい広場は、令和2（2020）年度は新型コロナの感染防止のため中止を余儀なくされましたが、3、4（2021、2022）年度は非対面での企画を実施しました。5（2023）年度は、対面での開催を再開し、ボッチャや車椅子ラグビーなどのアダプテッドスポーツ体験、点字・収集ボランティア体験、手話体験等、ガイドヘルプ活動などを通して、ノーマライゼーション理念の普及に努めました。
	<p>障がい者等の就労の場の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、毎年、障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針を策定し、その方針にもとづき、障がい者就労施設等が供給する物品等を調達しています。 ・士別市自立支援協議会の就労支援部会は、令和2、3（2020、2021）年度は新型コロナの感染防止のため1回の開催となりましたが、4（2022）年度以降は定期的に開催しました。農福連携会議や職場見学会等を開催し障がい者の就労の場の確保に努めました。
	<p>障害者差別解消法の理念の普及</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法の目的や概要、相談窓口等を市のホームページで周知しています。 ・市の広報紙や第1期しべつし障がい福祉プランでは、見やすく読み間違えにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。学校では、「障がい者・外国人等に対する差別や偏見等を解消する」ことをテーマにした学習を実施しました。
	<p>認知症カフェの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナの感染防止のため行事等の中止若しくは縮小を余儀なくされましたが、感染防止対策に協力いただき実施しました。
	<p>認知症サポーターの養成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2（2020）年度は新型コロナの感染防止のため中止を余儀なくされましたが、3（2021）年度からは、認知症サポーター養成講座や認知症キッズサポーター養成講座を開催しました。
	<p>手話講習会の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市では、毎年、市民手話講習会を開催し、10人前後の参加がありました。令和6（2024）年度は、上川北部8市町村の主催による上川北部手話奉仕員養成講座を本市で開催しました。
	<p>総合学習での福祉教育の実践</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小学3～6年生を対象に運動能力に左右されないスポーツ体験（キンボール・ボッチャ）を実施しました。
<p>成果と課題</p>		
<p>新型コロナの感染防止のため事業等の中止若しくは縮小を余儀なくされましたが、現在は、事業等も再開し元に戻りつつあります。</p> <p>今後も、ノーマライゼーションや障害者差別解消法の理念の普及など、福祉を学ぶことへの取り組みが必要です。</p>		

基本施策	具体施策	主な取り組み
(4) ボランティア活動を支援します	ボランティア情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・社協だよりやボランティアセンターだより、士別市社協のホームページ及び Facebook など情報を発信しています。 ・ボランティア団体をサークルメイトに掲載し情報発信に努めました。
	ボランティア登録への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・社協だよりやボランティアセンターだより、士別市社協のホームページ及び Facebook のほか士別市民ボランティアスクール等を開催し周知に努めています。 ・図書館ボランティアの登録者は、10 人前後で推移しています。図書館等に市民ボランティアスクール等のポスターを掲示し登録者の拡大に努めました。
	ボランティア育成への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜ボランティア塾さぼてんは、新型コロナの感染防止のため中止若しくは縮小を余儀なくされましたが、感染防止対策に協力いただきボッチャや車椅子ラグビーの体験等を実施しました。 ・学童生徒の社会福祉への理解と関心を深め、ボランティア精神を養うため、市内全校に年間 25 千円～45 千円を助成しました。
	ファミリー・サポート・センター事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てサポーター養成講座は、新型コロナの感染防止のため延期を余儀なくされましたが、令和 4（2022）年度に開催し、受講を終了した 3 人がサポート会員になりました。
	出前講座への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座は、令和 2（2020）年度は新型コロナの影響もあり年間一桁の実施でしたが、3（2021）年度は 15 回、4（2022）年度以降は約 30 回程度実施しました。
	福祉ボランティア育成事業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・学童生徒の社会福祉への理解と関心を深め、ボランティア精神を養うため、市内全校に年間 25 千円～45 千円を助成しました。
	生活・介護サポーター自主会との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・生活・介護サポーター自主会と連携し自治会等にふまねっとを貸し出しました。
	学校におけるボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの豊かな心を育むことや住民への地域福祉に対する理解や関心を深めるため、士別市社協が講師派遣事業（子どもの心を育む福祉教育推進事業）を実施しました。
成果と課題		
<p>新型コロナの感染防止のため事業等の中止若しくは縮小を余儀なくされましたが、現在は、事業等も再開し元に戻りつつあります。</p> <p>今後も、ボランティアの育成や支援、情報提供など、士別市社協等の関係機関と連携した取り組みが必要です。</p>		

目標2 わかりやすく利用しやすい福祉サービスづくりを推進します

基本施策	具体施策	主な取り組み
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(1)だれにでもわかりやすい情報を提供します</p>	<p>市の広報紙、ホームページ等の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、令和4（2022）年度にホームページをリニューアルし情報発信の充実に努めました。 ・法改正等に伴うサービス、制度等の変更のほか、手続きのお知らせ等も含め、市のホームページや広報紙、土別市公式アプリしべつ暮らしナビ、地元新聞等を活用し、わかりやすい周知に努めています。 ・障がい者福祉の手引きは、毎年、内容を精査し必要に応じ見直しています。
	<p>社協だより等による情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社協だよりやボランティアセンターだより、土別市社協のホームページ及びFacebook、地元新聞などで情報を発信しています。
	<p>関係機関との連携による情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者、児童、生活困窮等の各分野で、土別市社協等の関係機関と連携し情報共有や相談対応等に努めています。本人の同意のもと高齢者実態調査や災害時避難行動要支援者名簿の情報を自治会等に提供し、災害時や緊急時等の対応に努めました。
	<p>市民が集う場を活用した情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種健（検）診等の日程や内容をいきいき健康センターや市民文化センター、各出張所等にポスターを掲示し、周知や情報発信に努めています。
<h3>成果と課題</h3>		
<p>市は、ホームページのリニューアルや土別市公式アプリ「しべつ暮らしナビ」の整備など、わかりやすい情報発信に努めました。土別市社協も社協だよりやボランティアセンターだより、ホームページのほか、令和4（2022）年度には、Facebook ページを整備し、わかりやすい情報発信に努めました。</p> <p>今後も、紙媒体のほか、ホームページやFacebook 等の活用など、わかりやすい情報発信が必要です。</p>		

基本施策	具体施策	主な取り組み
(2)だれもが相談しやすい環境を整えます	相談窓口等の周知	・市の相談窓口のほか、在宅介護支援センターや基幹相談支援センター等も、高齢者実態調査でのくらしに役立つ相談窓口いろいろや、市のホームページ、広報紙、介護保険ガイドブック、障がい者福祉の手引き、子育てガイドブック等で周知しています。また、民生委員児童委員は、毎年、広報紙で紹介しています。
	民生委員児童委員と連携した相談支援	・士別市民生委員児童委員協議会では、部会研修や全体研修会等を開催し、委員のスキルアップに努めています。委員は、市から在宅介護相談協力員を委嘱されており、地域包括支援センターや在宅介護支援センターと連携し、介護予防や問題改善のための支援をしています。
	総合的な相談支援の充実	・高齢者、障がい者、児童、生活困窮等の各分野で、士別市社協等の関係機関と連携し情報共有や相談対応等に努めています。
	成果と課題	
<p>市は、高齢者、障がい者、児童、生活困窮等、各分野の相談窓口や関係機関等の情報周知のほか、関係機関と連携した情報共有や相談対応等に努めており、今後も、同様の取り組みが必要です。</p>		

基本施策	具体施策	主な取り組み
(3)生活困窮者の自立を支援します	社会福祉協議会やハローワークなど関係機関との横断的連携	・市は、相談支援員を配置し生活困窮者自立相談支援事業の実施や生活福祉資金等の貸付など、士別市社協等の関係機関と連携し困窮者支援に努めています。
	引きこもりの実態調査と課題解決に向けた支援	・令和2（2020）年度に民生委員児童委員を対象にひきこもりに関する実態調査を実施し、4（2022）年度には、市に相談窓口を設置し、士別市社協等の関係機関と連携し必要な支援に努めました。
	子どもの貧困対策の推進	・子どもの権利に関するアンケート調査で子どもの貧困の実態把握に努めました。
	成果と課題	
<p>市は、生活困窮者自立相談支援事業の実施や生活福祉資金等の貸付のほか、引きこもり対策に加え、新たに孤独・孤立対策への取り組み等、士別市社協等の関係機関と連携した困窮者支援に努めており、今後も、同様の取り組みが必要です。</p>		

基本施策	具体施策	主な取り組み
(4) その人らしく生活する権利を守ります ↳ 権利擁護の推進	士別地域成年後見センター事業への支援	・士別地域成年後見センターネットワーク会議、法人受任調整会議に市職員が委員として参加し、個別ケースの相談や情報提供、首長申立など、士別市社協等の関係機関と連携し必要な支援に努めました。
	子どもの権利条例の普及啓発	・図書館での子どもの権利に関する本の展示をはじめ、子どもの権利救済委員会の小・中学生向け広報紙の定期的な配布やイベントでの啓発活動を実施し、子どもの権利条例の普及啓発に努めました。
	虐待防止やDV防止の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、コア会議や要保護児童対策協議会等を設置し、虐待予防の普及啓発や発生時の対応など、警察や児童相談所等の関係機関と連携し防止に努めるとともに、虐待に関する相談窓口等を市のホームページ、介護保険ガイドブック、子育てガイドブック等で周知しています。 ・市は、DV等暴力被害者支援連絡会議を設置し、被害者への総合的な支援をはじめ、DVに関する相談窓口等を市のホームページやFacebook等のほか、医療機関等の窓口にポケットティッシュを設置し周知に努めています。
成果と課題		
市は、成年後見制度や子どもの権利条例等の普及啓発や虐待・DV等の早期発見・早期解決等、士別市社協や警察、児童相談所等の関係機関と連携し高齢者や障がい者、子ども等の権利擁護に努めており、今後も、同様の取り組みが必要です。		

基本施策	具体施策	主な取り組み
(5) 市民のニーズを把握し、福祉サービスをより使いやす ものにします	各種サービス、施設におけるニーズの把握と質の向上	・市は、不足する介護従事者と障がい者施設等従事者を確保するため、令和6(2024)年度に既存事業の拡大と新規事業を創設しました。
	地域包括ケア会議の推進	・市は、地域包括ケア会議を設置し、定例会議のほか、個別事例検討会を開催しています。
	自立支援協議会の推進	・市は、自立支援協議会を設置し、定例会議のほか、専門部会を開催しています。
	医療と介護の連携強化	・市は、在宅医療介護連携推進会議を設置し、連携手帳・連携シートの見直しや介護サービス事業所や開業医等窓口一覧表の配布のほか、ICTセミナー、事例検討会の開催等、市立病院や市内開業医、介護支援専門員と連携し医療と介護の連携強化に努めました。
	サービス提供事業者との情報共有	・高齢者、障がい者、児童、生活困窮等の各分野で、士別市社協やサービス事業等の関係機関と連携し情報共有等に努めています。
成果と課題		
市は、高齢者、障がい者、児童、生活困窮等、各分野に協議会等を設置し、関係機関と連携した情報共有や事例検討等に努めており、今後も、同様の取り組みが必要です。		

目標3 いつまでも健やかで活躍できる健康づくりを推進します

基本施策	具体施策	主な取り組み
(1) 地域ぐるみでの健康づくりを推進します	健康長寿推進条例の推進	・士別市スポーツ協会等と連携し、体組成測定器のデータを活用した運動サポートや運動プログラムの体験会等、健康づくり活動に努めました。
	受動喫煙防止条例の推進	・市のホームページで情報を発信しています。
	各種健（検）診受診率の向上	・電話や健康教育、ハガキ、新聞広告のほか、子宮がん、乳がん検診では、ネット予約を開始し受診率の向上に努めています。
	食育の推進	・市は、食育推進市民会議を設置し、情報交換や食育関連事業の進捗状況の確認に努めています。
成果と課題		
市は、各分野に条例や計画、協議会等を整備し、それらにもとづき関係機関と連携した健康づくりに努めており、今後も、同様の取り組みが必要です。		

基本施策	具体施策	主な取り組み
(2) 妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援を強化します	子育て支援センター「ゆら」の積極的活用	・ゆらでは、遊びの広場をはじめ、マタニティ DAY や赤ちゃん DAY、育児講座等を開催し、妊娠期から出産、子育てまで切れ目のない子育て支援に努めています。
	医療費助成制度の継続	・中学生以下の入院・外来医療費の無料化を実施しています。
	妊産婦及び乳幼児への支援	・子育て世代包括支援センターでは、保健師等の専門職を配置し、出産・子育て応援交付金事業等、妊娠期から出産、子育てまで切れ目のない子育て支援に努めています。
	保育所、児童館等における支援の充実	・公立施設や私立施設で多様なニーズに対応した市民が利用しやすい教育・保育サービスの充実に努めています。 ・子どもセンターや保育園等で子どもが安心して過ごせる居場所づくりに努めています。
成果と課題		
市は、医療費の無料化をはじめ、教育・保育サービスや子ども・子育て支援事業、放課後児童の健全育成の充実等、妊娠期から出産、子育てまで切れ目のない支援に努めており、今後も、同様の取り組みが必要です。		

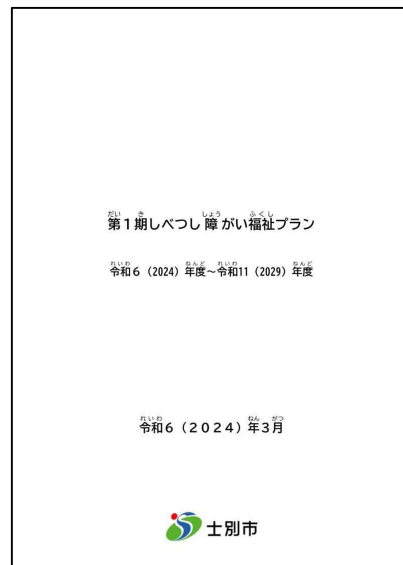
基本施策	具体施策	主な取り組み
(3) 自殺予防対策を進めます	いのちの電話等相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> 市のホームページや市役所内デジタルサイネージ等のほか、ポケットティッシュを配布し周知に努めています。
	ゲートキーパーの養成	<ul style="list-style-type: none"> ゲートキーパー研修会等を開催し養成に努めました。
	命を守るネットワーク会議の設置	<ul style="list-style-type: none"> 命を守るネットワーク会議は、新型コロナの感染防止のため中止を余儀なくされました。
	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	<ul style="list-style-type: none"> 道教委が作成したリーフレットやカードの配付等、相談窓口の周知に努めました。 民生委員児童委員と主任児童委員が市内小中学校を訪問しました。
成果と課題		
<p>市は、いのちの電話等の相談窓口の周知やゲートキーパーの養成等、自殺予防対策に努めており、今後も、同様の取り組みが必要です。</p>		



目標4 安全・安心なまちづくりを推進します

基本施策	具体施策	主な取り組み
（1）市民と一緒に災害時の支援体制を強化します	要支援者名簿の作成	・市は、土別市社協に避難行動要支援者個別避難計画の作成を委託し、109人の計画を作成しました。高齢者実態調査や災害時避難行動要支援者名簿の情報を自治会に提供し、災害時や緊急時等の対応に努めました。
	ハザードマップの作成と周知	・老人クラブや小中学校等への防災講話や防災教室をはじめ、市のホームページやしべつ暮らしナビ等での周知に努めました。
	総合防災訓練の実施	・市は、感染症対策を講じた避難所の開設訓練や水防研修会等を実施しました。
	災害を想定した支援内容の検証	・土別市社協は、災害ボランティアセンター運営マニュアルの検証をはじめ、令和4（2022）年度には、土別ライオンズクラブ、土別ロータリークラブ、土別青年会議所と災害ボランティアセンターに関する協定を締結しました。
	緊急通報装置や徘徊高齢者位置検索システムの推進	・令和5（2023）年度末時点で131世帯が緊急通報装置を設置しています。 ・SOSネットワーク事前登録人数は、5（2023）年度末時点で20人が登録し、その登録時にGPS購入助成の周知に努めています。4（2022）年度と5（2023）年度には、行方不明者の模擬捜索訓練を行うなど、警察等関係機関との連携に努めました。
	自主防災組織の促進	・自主防災組織が未結成の自治会等に自主防災組織のすすめを配付し、結成に向けて働きかけています。
	避難所における支援体制の整備	・福祉避難所の非常電源は、各施設管理者が整備してありますが、一部の施設に対して、市の発電機を貸与しています。
成果と課題		
<p>市は、避難行動要支援者個別避難計画や災害時避難行動要支援者名簿の策定のほか、避難所の開設訓練、水防研修会の実施等、災害時の支援体制の強化に努めており、今後も、同様の取り組みが必要です。</p>		

基本施策	具体施策	主な取り組み
(2)ユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化を進めます	ユニバーサルデザインの意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 市の広報紙や第1期しべつし障がい福祉プランでは、見やすく読み間違えにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。
	住まいのバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市が設置、管理する公共施設等では、障がい者や高齢者等が円滑に利用できるよう、必要な措置を講じています。 住宅改修は、手すりの取り付けや段差解消など令和4（2022）年度には100件以上の申請がありました。
	公的施設のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設や公園など10か所にオストメイト設備を設置しています。本計画期間での新たなバリアフリー化はありませんでした。
	道路や交通機関のバリアフリー化の促進	<ul style="list-style-type: none"> 令和2（2020）年度に歩道の段差を改善しました。 バスや鉄道等の交通機関には、低床バスやスロープ、多目的トイレの整備等の協力を求めています。
	利便性の高い外出支援制度の構築	<ul style="list-style-type: none"> 市は、敬老バス乗車証交付事業や要援護者等通院交通費助成、福祉ハイヤー等料金助成等、高齢者や障がい者の外出支援に努めています。
成果と課題		
<p>市は、限りある財源の中でユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化を進めています。公的施設や道路等のバリアフリー化、外出支援制度の構築等は、財源も含め慎重な協議が必要です。</p>		



基本施策	具体施策	主な取り組み
(3)地域と一緒に、すべての人を犯罪から守ります	犯罪情報の提供	・市のホームページや広報紙、しべつ暮らしナビ、くらしねっと情報などで情報を発信しています。
	「地域の目と声をください運動」の促進	・市は、関係機関と連携し子どもや高齢者などへの声かけを実施しています。
	地域における防犯対策の推進	・市は、110番の家と店やわんわんパトロール、地域の目と声をください運動等、関係機関と連携し子どもや高齢者などへの見守りを実施しています。 ・市は、自治会の防犯街灯の設置やLED化に対して助成しています。
	消費者啓発活動	・市のホームページや広報紙、しべつ暮らしナビ、消費者被害防止ネットワーク、新聞等での情報発信のほか、消費者協会等の関係機関と連携した、悪質商法や振り込め詐欺等の消費者被害防止の啓発に努めています。
	社会を明るくする運動の普及啓発	・市は、社会を明るくする運動実行委員会と連携し、出発式や2町への表敬訪問を実施しました。
	保護司会との連携	・令和6（2024）年度から更生保護地域拠点事業に係る土別地域ネットワークに参画し関係機関との連携強化に努めました。
成果と課題		
<p>市は、わんわんパトロールや地域の目と声をください運動、消費者啓発活動の実施等、関係機関と連携した防犯対策等に努めており、今後も、同様の取り組みが必要です。</p>		



【2】第5期士別市地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果からみた課題

市民の生活状況や福祉に対するご意見等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

(1) 調査の対象等

調査の対象	調査時期	調査方法
16歳以上の士別市民	令和5(2023)年12月	郵送による配布・回収(無記名回答)

配布数	有効回収数	有効回収率
1,500人	635人	42.3%

(2) アンケート調査結果からみた課題

○地域のつき合いやつながりについて

近所等に(あなたが)して欲しいことは、「雪かきや屋根の雪下ろし」が最も多く50.6%、次いで「災害時の手助け」が46.1%、「安否確認や声かけ」が39.7%となっています。高齢化や近年の異常気象による影響(大雨、大雪など)によって予想される項目について心配されていることがわかります。特に除雪や安否確認の件については、近所の方も高齢の方が増えていることを考えれば、常に不安に感じているのではないかと考えられます。

近所等に(あなたが)できることは、「安否確認や声かけ」が最も多く59.8%、次いで「災害時の手助け」が43.5%、「話し相手」が35.0%となっています。日常生活で重要でもある、安否確認や声かけや、近年増えつつある(大雨洪水など)災害時の手助けの割合が増えていることは、それぞれが地域での関係性を大切に考えているものと考えられます。

○ボランティアや地域活動について

ボランティア参加状況は、「あまり参加したくない」が最も多く30.9%「機会があれば参加したい」が30.4%、「参加したくない」が17.5%、となっています。ボランティアや地域活動に、「機会があれば参加したい」、また「現在は参加していないが、ぜひ参加したい」との回答者が合わせて3割を超えており、このように参加意向のある市民が潜在的にいることから、ボランティア活動内容等について広く周知をし、参加のきっかけづくり、機会づくりが必要だと考えられます。

ボランティア活動や地域活動を活発にしていくために必要なことは、「ボランティアに経済的負担がかからないように交通費などの実費を補助する」が最も多く33.7%、次いで「ボランティア活動についての情報提供を積極的に行う」が31.3%、「企業などがボランティア休暇を認めるなどの特別な配慮をする」が23.9%となっています。

ボランティア等活動にあたり、経済的負担とならないような支援をはじめ、活動自体の情報提供等が特に必要とされていることがうかがえます。

○社会福祉協議会や民生委員・児童委員について

社会福祉協議会への期待は、「訪問介護等の介護保険サービスにもとづくサービスの充実」が最も多く 54.5%、次いで「介護保険サービス以外の在宅福祉サービスの充実」が 41.1%、「福祉に関する情報提供の充実」が 29.6%となっています。特に、訪問介護、在宅福祉サービスに関する期待が高いことがうかがえます。

民生委員・児童委員の活動への認知度は、「高齢者などの支援が必要な人への訪問」が最も多く 54.3%、次いで「日常生活の悩みや心配ごとの相談」が 39.8%、「いずれも知らない」が 24.9%となっています。年齢別でみると、40 歳代以上は「高齢者などの支援が必要な人への訪問」を最も多く、一方で 30 歳代以下は「いずれも知らない」を最も多く、若年層への認知度向上に努めていく必要があります。

○健康や福祉に関する相談・情報について

健康状態は、「ふつう」が最も多く 59.2%、次いで「健康」が 22.8%「健康でない」が 15.9%となっています。年齢別でみると、10 歳代及び 30 歳代は「健康」、それ以外の年代は「ふつう」を最も多くあげています。一方で、「健康でない」との回答割合は高齢になるほどその割合が上がっています。

悩みや不安は、「自分の健康」が最も多く 51.8%、次いで「家族の健康」が 42.2%、「生活費」が 27.1%となっています。年齢別でみると、10 歳代は「学校や職場の人間関係」、20 歳代は「生活費」、30 歳代は「仕事（就労・経営等）」、40 歳代以上は「自分の健康」を最も多く、中高年齢層は健康への不安感を抱えていることがうかがえます。

○地域における福祉全般について

福祉への関心度は、「ある程度関心がある」が最も多く 52.8%、次いで「あまり関心がない」が 18.9%、「わからない」が 12.8%となっています。

これからの地域における福祉については、「地域における福祉のことは、市役所も住民も協力し合い、共に取り組むべき」が最も多く 51.8%、次いで「地域の人が互いに協力し、住みやすい地域にしていくべき」が 18.9%、「地域における福祉のことは、市役所がしっかりと面倒をみるべき」が 8.8%となっています。年齢別でみると、いずれの年代においても「地域における福祉のことは、市役所も住民も協力し合い、共に取り組むべき」が最も多く（10 歳代のみ、この項目と合わせて「わからない」との回答も最も多い）、住民一人ひとりの努力（自助）のみならず、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携によって解決する方が望ましいと考えている住民が多いことがうかがえます。

今後、市が積極的に取り組むべきことは、「身近な相談窓口の充実」が最も多く 27.1%、次いで「子育てや介護など福祉サービスの充実」が 23.3%、「保健福祉に関する情報提供の充実」が 22.4%となっています。年齢別でみると、40 歳代以下は「子育てや介護など福祉サービスの充実」が最も多く（20 歳代～30 歳代のみ、合わせて「共働き家庭の子育て支援」も最も多い）、50 歳代～70 歳代は「身近な相談窓口の充実」（50 歳代のみ合わせて「保健福祉に関する情報提供の充実」も最も多い）、80 歳以上は「住民同士の支え合い活動の支援」が最も多くなっています。特に、若年層は子育て支援関連、中年層は相談窓口充実や情報提供関連、高年層は活動支援を重視していることがうかがえます。

○^{けんりようご}権利擁護に関する制度について

成年後見制度の認知度は、「制度の名称は聞いたことがあるが、どのような内容かは知らない」が最も多く 29.3%、次いで「どのような制度か少し知っている」が 28.0%、「まったく知らない」が 23.9%となっています。「まったく知らない」、「制度の名称は聞いたことがあるが、どのような内容かは知らない」は、全体で見ると合わせて5割を超えていることから、今後認知度の向上が望まれます。

成年後見制度の利用意向は、①あなた自身の場合は、「わからない」が最も多く 44.1%、次いで「利用したい」が 32.3%、「利用したくない」が 18.6%となっています。②あなたの家族や親族の場合は、「わからない」が最も多く 43.8%、次いで「利用したい」が 29.0%、「利用したくない」が 16.4%となっています。成年後見制度についての認知度が低いことからこのような回答結果になったとも考えられるため、まずは、制度の周知が必要と考えられます。

○災害時の助け合いについて

自力避難の可否は、「避難できると思う」が最も多く 72.6%、次いで「わからない」が 14.3%、「避難できないと思う」が 9.6%となっています。

災害時の備えで重要なことは、「危険個所の把握」が最も多く 47.2%、次いで「日ごろからのあいさつ、声かけやつき合い」が 42.0%、「地域における災害時に支援が必要な人の把握」が 35.3%となっています。災害時に備え、安心・安全なまちづくりのためにも、日ごろから、危険個所をはじめとするまちの状況把握、助け合いの仕組みづくり、情報共有等に取り組むことが重要であると考えていることがうかがえます。

自力避難できない人への対応は、「自発的に手助けする」が最も多く 47.4%、次いで「自治会(自主防災組織)から要請があれば、手助けする」が 17.2%、「わからない」が 14.0%となっています。ひとり暮らしの高齢者や障がい者など、災害発生時に支援を必要とする人に対して、自治会をはじめ民生委員、隣近所の人たちなどと地域が連携して助け合う仕組みづくりの強化が今後とも必要です。

○士別市での居住継続意向について

居住継続意向は、「できれば住み続けたい」が最も多く 41.1%、次いで「ずっと住み続けたい」が 26.8%、「わからない」が 13.9%となっています。今後も住み続けたいまちとしていくためには、問 24 (今後、市が積極的に取り組むべきこと) でもあげられていたように、身近な相談窓口の充実や子育てや介護など福祉サービスの充実等といった、地域福祉の充実を図ることが必要であると考えられます。

第3章

計画の基本的な考え方

3-1 基本理念

令和3（2021）年に施行された改正社会福祉法では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備推進、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の措置を講ずることとされています。

本計画策定の趣旨である地域共生社会の実現をめざすことは、第4期計画策定の趣旨と共通するものであり、本計画も第4期計画の基本理念を引き継ぎ、全ての市民が安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現をめざします。

3-2 地域福祉の推進に関する事項

社会福祉法第107条に規定する地域福祉の推進に関する事項を次のとおり定めます。

基本理念

みんなが自分らしく安心して暮らせる「やさしいまち」をつくります。

高齢者、障がい者、児童、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- ・福祉以外の様々な分野との連携
- ・各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- ・共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- ・居住に課題を抱える者への横断的な支援
- ・就労に困難を抱える者への横断的な支援
- ・自殺対策
- ・地域づくりの観点も踏まえた権利擁護
- ・虐待への統一的な対応や支援
- ・犯罪をした者等への社会復帰支援
- ・地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ・全庁的な体制整備

福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- ・相談支援体制の整備
- ・利用者の権利擁護
- ・避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進

社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- ・社会福祉法人の地域における公益的な取り組みの推進

地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

- ・地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
- ・地域福祉を推進する人材の養成

包括的な支援体制の整備に関する事項

- ・住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- ・包括的な相談支援体制の構築

第4章

地域福祉の推進に関する事項への取り組み

4-1 高齢者、障がい者、児童、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

【1】福祉以外の様々な分野との連携

具体施策	主な内容
農福連携の推進	・農福連携は、障がい者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取り組みで、農業労働力の確保や障がい者等の就労先の確保等、双方の課題解決と利益につながります。障がい者の就労継続支援を行う事業所を中心に農福連携の推進に努めます。

【2】各分野横断的に関係する者に対応できる体制

具体施策	主な内容
生活困窮者への支援	・生活困窮者への支援は、市に相談支援員を配置し生活困窮者自立相談支援事業の実施や生活福祉資金等の貸付など、土別市社協等の関係機関と連携し、困窮者支援に努めます。 ・生活困窮者が複合化する課題を有する場合は、各分野の相談員等と連携し、横断的な支援に努めます。 ・土別市社協は、行政機関等の要請により生活困窮者に食料品を提供するフードパントリー事業のさらなる充実をめざします。
ケアラー・ヤングケアラーを支援するための取り組み	・ケアラーとは、高齢・障がい・疾病等により援助を必要とする家族の介護等は無償で行う方であり、そのうち18歳未満をヤングケアラーといいます。市は、令和4（2022）年7月にケアラー支援庁内連携会議を立ち上げました。北海道や庁内の関係部署、関係機関と連携し、横断的な支援に努めます。
孤独・孤立対策の推進	・孤独・孤立の問題は、新型コロナの影響等により一層深刻な社会問題となっていることに加え、今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加等により深刻化が懸念されます。令和5（2023）年に「孤独・孤立対策推進法」が公布され国と自治体は、孤独・孤立に関する施策を総合的に推進していくこととされました。国や北海道、庁内の関係部署、関係機関と連携し、孤独・孤立に関する実態把握や官民による連携基盤の構築に努めます。
ひきこもりの状態にある方への支援	・ひきこもりとは、様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態とされています。令和4（2022）年度に行われた国の15歳から64歳までを対象とした調査では、ひきこもりの状態にある方は146万人と推計されています。国や北海道、庁内の関係部署、関係機関と連携し、相談支援等の体制整備に努めます。
困難な問題を抱える女性への支援	・北海道は、令和6（2024）年3月に困難な問題を抱える女性の支援に関する法律や国の基本方針をふまえ、配偶者暴力防止計画を統合した北海道困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画を策定しました。市は、困難な問題を抱える女性の相談支援や自立支援等、北海道や関係機関と連携し、包括的な支援に努めます。

【3】共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

具体施策	主な内容
横断的な福祉サービス等の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・共生型サービスは、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を同一事業所で提供するサービスです。市内の2事業所が指定をうけており、法改正や基準の見直し等の情報提供、情報共有に努めます。

【4】居住に課題を抱える者への横断的な支援

具体施策	主な内容
住まいの確保に配慮が必要な方への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道は、平成 29（2017）年の新たな住宅セーフティネット制度の運用開始に伴い、住宅確保要配慮者への賃貸住宅の供給促進に関する計画を策定し、賃貸住宅の登録制度や居住支援法人の指定等、居住の安定確保に向けた取り組みを総合的に推進しています。国や北海道、庁内の関係部署、関係機関と連携し、横断的な支援に努めます。
高齢者の居住安定に係る施策との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護・要支援の認定を受けていない 65 歳以上の方を対象に行っている住宅改修費の助成や福祉用具の購入助成等、在宅生活の支援を進めます。 ・特別養護老人ホームや養護老人ホーム、有料老人ホーム等の事業者と連携し、各施設の特徴や入所状況等を把握し、入所希望者への情報提供等に努めます。

【5】就労に困難を抱える者への横断的な支援

具体施策	主な内容
障がい者への就業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針を策定し、その方針にもとづき、障がい者就労施設等が供給する物品等を調達します。 ・士別市自立支援協議会の就労支援部会を中心に、部会や職場見学会等を開催し、障がい者の就業支援に努めます。

【6】自殺対策

具体施策	主な内容
地域におけるネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・上川北部地域自殺対策連絡会議等やケース支援会議等を開催し、自殺ハイリスク者への早期支援等を検討します。北海道、庁内の関係部署、関係機関と連携し、横断的な支援に努めます。
自殺対策を支える人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員や民生委員児童委員、教職員等へのゲートキーパー研修会等を開催し、人材の育成に努めます。
市民への啓発と周知	<ul style="list-style-type: none"> ・市のホームページやデジタルサイネージ、自殺予防週間や自殺対策強化月間でのポケットティッシュの配布等、いのちの電話や相談窓口等の周知に努めます。
児童生徒の SOS の出し方に関する教育	<ul style="list-style-type: none"> ・市内 4 校に心の教室相談員を配置し、教師よりも生徒に近い立場で、いじめ等の相談を受け、関係機関と連携し、問題解決に努めます。 ・保護者が子どもの SOS に気づき適切な対応ができるよう、また、児童生徒が自分や友達の気持ちに気づき、援助を求める行動ができるよう、文部科学省や北海道教育委員会が作成したリーフレットなどを配布します。

【7】地域づくりの観点も踏まえた権利擁護

具体施策	主な内容
中核機関及び協議会の整備・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・1市3町（土別市、和寒町、剣淵町、幌加内町）は、土別地域成年後見センター（以下「後見センター」という。）の運営を土別市社協に委託しています。 ・後見センターは、中核機関の役割と土別地域成年後見センター運営協議会（以下「協議会」という。）の運営を担うとともに、地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けた進捗管理・コーディネート等を行います。
地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による、権利擁護の相談支援、本人を支える権利擁護支援のチーム体制の整備等に努めます。
地域連携ネットワークの機能を強化するための取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援としての成年後見制度の適切な利用を通じて尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加につなげるため、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能（受任者調整（マッチング）等の支援、担い手の育成・支援等）及び後見人支援機能の強化に努めます。
市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者や知的又は精神障がい者の申し立てに要する経費や後見人等の報酬の全部若しくは一部を支援し、高齢者や知的又は精神障がい者の権利擁護に努めます。

【8】虐待への統一的な対応や支援

具体施策	主な内容
高齢者虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待コア会議を中心に、警察や庁内の関係部署、関係機関と連携し、高齢者虐待のケース対応、防止対策に取り組みます。 ・市のホームページ等で市民、事業者等への相談窓口の周知等、高齢者虐待防止の普及・啓発に努めます。
障がい者虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・土別市障がい者虐待防止センターを中心に、警察や庁内の関係部署、関係機関と連携し、障がい者虐待のケース対応、防止対策に取り組みます。 ・市のホームページ等で市民、事業者等への相談窓口の周知等、障がい者虐待防止の普及・啓発に努めます。
児童虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭センターを中心に、児童相談所や警察、庁内の関係部署、関係機関と連携し、児童虐待のケース対応、防止対策に取り組みます。 ・市のホームページ等で市民、事業者、児童・生徒等への相談窓口の周知や児童虐待防止月間でのティッシュの配布等、児童虐待防止の普及・啓発に努めます。

【9】犯罪をした者等への社会復帰支援

具体施策	主な内容
再犯防止の推進 ※この施策は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条における「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」として位置づけています。	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、保護司会や更生保護女性会等の活動を支援し、再犯防止の推進に努めます。 ・土別地域拠点ネットワーク連絡会議を中心に、頼れる人や居場所がなく、孤立しやすい満期釈放者などを地域全体で支えます。 ・市や警察、保護司会等の関係機関が連携し、社会を明るくする運動等の再犯防止に関する広報・啓発を実施します。

【10】地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用

具体施策	主な内容
生きがいづくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の介護予防や人との交流を通じた生きがいづくり等が身近な場所で行えるよう、地域や庁内の関係部署と連携し、通いの場の拡充を図ります。 ・士別市老人クラブ連合会や単位老人クラブと連携し、安心して暮らせる地域づくりを進めます。 ・単位老人クラブの新規会員増加や解散防止のため、各種交流事業や友愛活動、地域貢献事業等の充実に努めます。

【11】全庁的な体制整備

具体施策	主な内容
全庁的な体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活課題を抱える者を包括的に支援するため、福祉、保健、医療も含めた関係部署の横断的な連携体制の強化に努めます。

4-2 福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

【1】相談支援体制の整備

具体施策	主な内容
高齢者への相談支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターや在宅介護支援センターを中心に、介護、福祉、医療等の関係機関と連携し、高齢者の相談支援体制の充実に努めます。 ・地域包括支援センターや在宅介護支援センターには、保健師、社会福祉士、介護支援専門員等を配置し、総合相談やサービス等の利用に関する情報提供等を行います。
障がい者・児への相談支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターや相談支援事業所を中心に、介護、福祉、医療等の関係機関と連携し、障がい者・児の相談支援体制の充実に努めます。 ・基幹相談支援センターや相談支援事業所には、精神保健福祉士や社会福祉士、相談支援専門員等を配置し、総合相談やサービス等の利用に関する情報提供、障害福祉サービス等の利用計画の作成等を行います。
子どもや妊産婦、子育て世帯への相談支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭センターを中心に、保育所や学校、児童相談所等の関係機関と連携し、子どもや妊産婦、子育て世帯の相談支援体制の充実に努めます。 ・こども家庭センターには、保健師や社会福祉士、保育士等を配置し、妊娠期から子育て期にわたる支援や要支援児童及び要保護児童並びに特定妊婦等への支援等を行います。
生活困窮者への相談支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援員を中心に、ケースワーカーや士別市社協等の関係機関と連携し、生活困窮者の相談支援体制の充実に努めます。

【2】利用者の権利擁護

具体施策	主な内容
権利擁護の推進	・市は、後見センターと連携し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知と利用促進に努めます。
成年後見制度利用支援事業	・成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者や知的又は精神障がい者の申立てに要する経費や後見人等の報酬の全部若しくは一部を支援します。
日常生活自立支援事業利用助成事業	・非課税若しくは均等割のみ課税される方の日常生活自立支援事業の費用の全部若しくは一部を助成します。

【3】避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進

具体施策	主な内容
福祉パトロール	・一人暮らしの高齢者等、日常の見守り援護が必要な方を対象に、自治会や民生委員児童委員等の協力で、定期的な声掛けや安否確認等の見守り援護活動を行います。
生活支援サービス等の充実	・地域の困りごとを自助・互助・共助・公助の連携により解決が図られるよう、生活支援コーディネーターや地域助け合い活動協議体、高齢者団体等と連携し、地域で支え合う体制を構築します。
SOS ネットワーク	・SOS ネットワークは、一時的に行方不明になった児童・障がい者・高齢者を警察、市、関係機関等が協力して速やかに発見し、保護するシステムです。警察等の関係機関と連携し、行方不明者の早期発見・保護に努めます。
徘徊高齢者捜索補助機器助成金交付事業	・徘徊のおそれのある認知症高齢者等を在宅で介護している家族等に対し、GPS 機能の付いた機器の導入にかかわる初期費用を助成します。
避難共助計画の策定	・避難共助は、災害時避難行動要支援者名簿に登録されている方を、地域の方々と構成する災害時援護者（以下「援護者」という。）によって自宅から避難所に誘導するものです。市は、援護者による避難支援を円滑に進めるため、土別市社協に避難行動要支援者個別避難計画の作成を委託し、災害発生時の迅速かつ的確な支援に役立てます。
地域の目と声をください運動やわんわんパトロール	・土別市防犯協会と連携し、地域の目と声をください運動やわんわんパトロール等、子どもやお年寄りの地域での見守りに努めます。

4-3 社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

【1】社会福祉法人の地域における公益的な取り組みの推進

具体施策	主な内容
社会福祉法人の地域における公益的な取り組み	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉法人は、社会福祉法により地域における公益的な取り組みを実施することが責務とされています。様々な地域生活課題や福祉ニーズについて総合的かつ専門的に対応していくことが求められており、地域における公益的な取り組みの推進に努めます。

4-4 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

【1】地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援

具体施策	主な内容
ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none">・市は、土別市社協等の関係機関と連携し、ボランティア団体の育成と底辺拡大の取り組みを支援します。・土別市社協は、ボランティアセンターの運営をはじめ、学童生徒のボランティア活動普及事業や福祉ボランティア団体助成事業等、ボランティア活動の推進に努めます。
ノーマライゼーション事業の推進	<ul style="list-style-type: none">・ふれあい広場等で自力で移動が困難な方に対してのガイドヘルプ活動やボッチャ、車椅子ラグビー等の体験等、ノーマライゼーションの周知、普及、定着に努めます。・ボッチャセットの貸し出しやふれあい広場でのボッチャ、車椅子ラグビーの体験等、アダプテッドスポーツの推進に努めます。・福祉の店シュペツの運営や職親会等と連携した雇用支援等、障がい者団体等への支援に努めます。

【2】地域福祉を推進する人材の養成

具体施策	主な内容
福祉人材の確保・定着	<ul style="list-style-type: none">・市は、将来にわたって安定的に介護サービスや障がい福祉サービス等を提供するため、貸付や助成等、福祉人材の確保・定着に努めます。
意思疎通支援者等の養成	<ul style="list-style-type: none">・市は、ニーズに即した生活支援の充実や障がい特性に配慮した意思疎通支援の確保とその支援者の養成に努めます。
民生委員児童委員活動の充実	<ul style="list-style-type: none">・市の民生委員児童委員は、令和6（2024）年4月現在で57人が委嘱されています。土別市民生委員児童委員協議会を中心に、委員の資質向上強化や住民の立場に立った民生委員児童委員活動の展開等の充実に努めます。

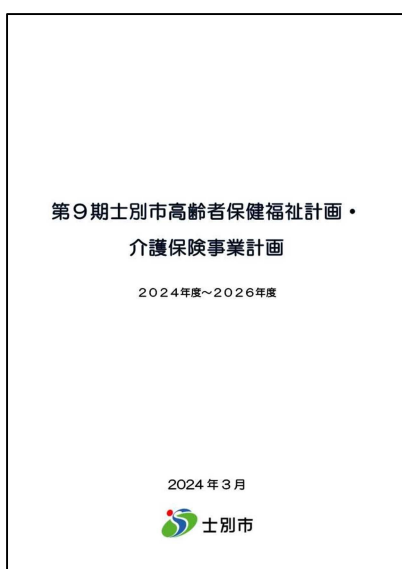
4-5 包括的な支援体制の整備に関する事項

【1】住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備

具体施策	主な内容
地域福祉に関する活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・士別市社協を中心に、自治会等と連携し、士別市小地域ネットワーク活動推進事業や士別市地域支え合いサロン開催支援事業等、在宅福祉活動等の地域への定着に努めます。 ・地域支え合い活動協議体を中心に、地域食堂の運営や買い物サポート事業を実施します。
地域住民等に対する研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が学習機会の拡大と行政情報の共有化を図ることにより、市民参加による開かれた市政実現をめざすため、まちづくりふれあいトークを実施します。 ・士別市自治会連合会を中心に、わがまち“しべつ”の未来を語る会を開催します。

【2】包括的な相談支援体制の構築

具体施策	主な内容
包括的な相談支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の抱える課題が複雑化し、高齢者、障がい者・児、子ども、生活困窮者等の属性別の支援体制では、複合課題や制度の狭間にあるニーズへの対応が困難になっています。高齢者、障がい者・児、子ども、生活困窮者等の相談支援の枠組みを活かしつつ、属性を問わない包括的な相談支援体制の構築にむけ、関係機関や関係部署と連携し、調査・研究を進めます。



5-1 計画の目的

成年後見制度は、知的障害・精神障害・認知症などによってひとりで決めることが心配な人の思いを地域みんなで分かち合い、いろいろな契約や手続をする際にお手伝いする制度です。

成年後見制度の利用の促進に関する法律では、「市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と規定されています。

市は、地域共生社会の実現に向け、知的障害・精神障害・認知症などによってひとりで決めることが心配な人が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、「士別市成年後見制度利用促進計画」（以下「促進計画」という。）を策定します。

5-2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

促進計画は、権利擁護支援の地域連携ネットワークが、多様な分野・主体の参画と連携・協力の下で、持続可能な形で運営されるよう、方針を次のとおり定めます。

中核機関及び協議会の整備・運営

- ・1市3町（士別市、和寒町、剣淵町、幌加内町）は、平成31（2019）年4月に後見センターを開設し、その運営を士別市社協に委託し、中核機関としての役割も担います。
- ・後見センターは、中核機関の役割と協議会の運営を担うとともに、地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けた進捗管理・コーディネート等を行います。

地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備

- ・福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による、権利擁護の相談支援、本人を支える権利擁護支援のチーム体制の整備等に努めます。

地域連携ネットワークの機能を強化するための取り組みの推進

- ・権利擁護支援としての成年後見制度の適切な利用を通じて尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加につなげるため、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能（受任者調整（マッチング）等の支援、担い手の育成・支援等）及び後見人支援機能の強化に努めます。

市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

- ・成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者や知的又は精神障がい者の申立てに要する経費や後見人等の報酬の全部若しくは一部を支援し、高齢者や知的又は精神障がい者の権利擁護に努めます。

第6章

計画の推進管理

本計画の推進は、市と士別市社協等の関係機関がそれぞれの役割を担いながら、互いの連携・協力のもと施策に取り組むことが重要です。第5期士別市地域福祉計画策定懇談会で施策の実績等を把握し、評価等を行います。

第5期士別市地域福祉計画策定懇談会（敬称略）

委員名		所属機関
会 長	松浦 英雄	士別市ボランティアセンター運営委員会
副 会 長	佐藤 郭嗣	士別市民生委員児童委員協議会
委 員	堀 裕敬	士別市自立支援協議会
//	吉井 正博	士別市子ども会育成連絡協議会
//	紺野 勉	士別市老人クラブ連合会
//	河合 かおり	士別地域基幹相談支援センター
//	佐々木 文男	士別市自治会連合会
//	酒田 賢一	//
//	佐藤 準一	公益社団法人 士別市シルバー人材センター
//	牧野 恭子	訪問看護ステーションのぼぼん
//	渡邊 建司	社会福祉法人 士別市社会福祉協議会

士別市地域福祉計画策定庁内検討会議

総務部 <input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 企画課 <input type="checkbox"/> 財政課	市民部 <input type="checkbox"/> 市民課 <input type="checkbox"/> 税務課 <input type="checkbox"/> くらし安全課 <input type="checkbox"/> 朝日支所地域生活課
経済部 <input type="checkbox"/> 商工労働観光課 <input type="checkbox"/> 畜産林務課	建設環境部 <input type="checkbox"/> 建築課 <input type="checkbox"/> 都市環境課
教育委員会生涯学習部 <input type="checkbox"/> 社会教育課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 合宿の里・スポーツ推進課	市立病院経営管理部 <input type="checkbox"/> 総務課
健康福祉部 <input type="checkbox"/> 高齢者福祉課 <input type="checkbox"/> こども・子育て応援課 <input type="checkbox"/> 保健福祉センター <input type="checkbox"/> 地域福祉課	

資料1 第5期士別市地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果

【1】調査概要

(1) 調査の目的

市民の生活状況や福祉に対するご意見等を把握し、「第5期士別市地域福祉計画」の策定に向けた基礎資料とするものです。

(2) 調査の対象

16歳以上の市民1,500人を対象に実施しました。

(3) 調査期間

令和5(2023)年12月

(4) 調査方法

郵送による配布・回収により実施(無記名回答)

(5) 回収結果

有効回収数635件(有効回収率:42.3%)

(6) 集計結果の標記方法

- ・nは、質問に対する無回答を含む集計対象総数で割合算出の基準です。
- ・割合は、nに対する各回答数の百分率(%)です。小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表記し、1人の回答者が1つの回答をする設問では、100.0%とならない場合があります。
- ・1人の回答者が2つ以上の回答をすることができる設問は、各選択肢の割合の合計は100.0%を超えています。
- ・クロス集計表の表側(分類層)は、無回答を除いているため、各層の実数と集計対象総数が一致しない場合があります。
- ・グラフや表の選択肢(カテゴリー)は、文字数の制約のため、簡略して表記している場合があります。

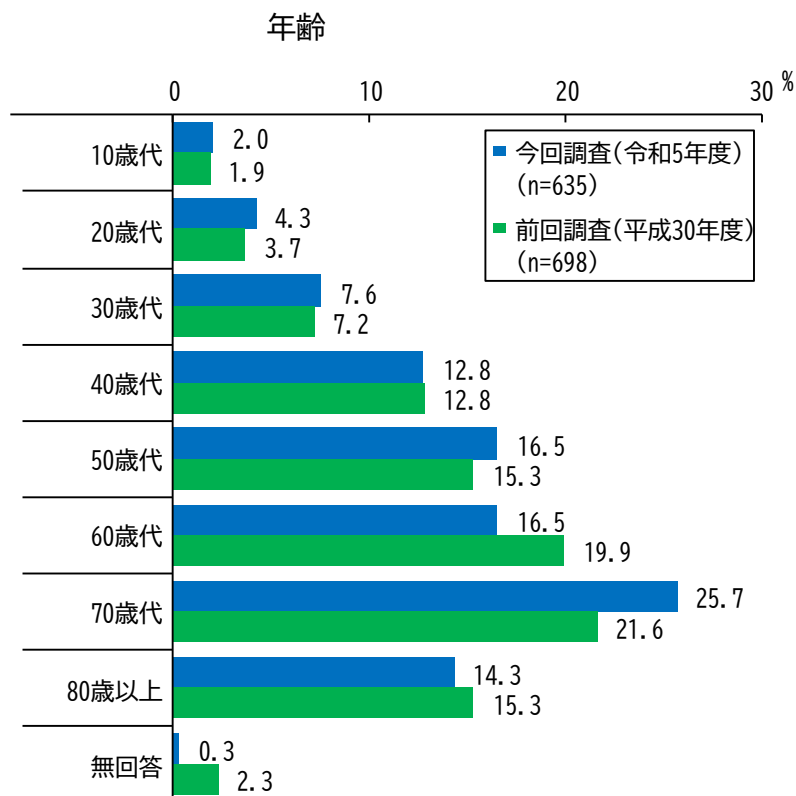
【2】調査結果

(1) 回答属性

問1 あなたの年齢はおいくつですか。(1つに○)

年齢は、「70歳代」が最も多く25.7%、次いで「50歳代」及び「60歳代」がいずれも16.5%、「80歳以上」が14.3%となっています。

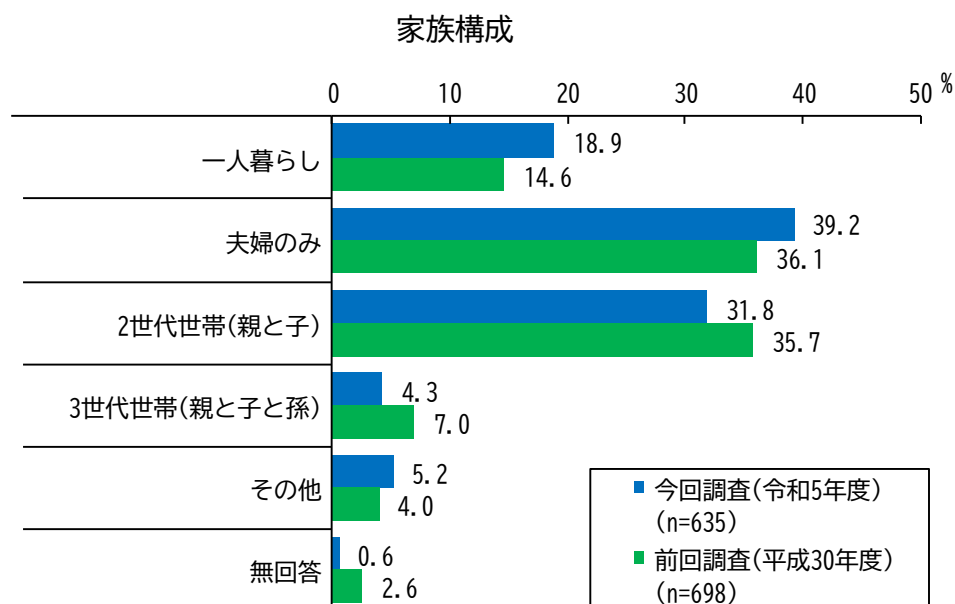
今回調査(令和5年度)は、前回調査(平成30年度)と比較すると、「10歳代」、「20歳代」、「30歳代」、「50歳代」、「70歳代」の割合が増えています。



問2 現在の家族構成についてお答えください。(1つに○)

家族構成は、「夫婦のみ」が最も多く 39.2%、次いで「2世代世帯」が 31.8%、「一人暮らし」が 18.9%となっています。

今回調査(令和5年度)は、前回調査(平成30年度)と比較すると、「一人暮らし」、「夫婦のみ」、「その他」の割合が増えています。

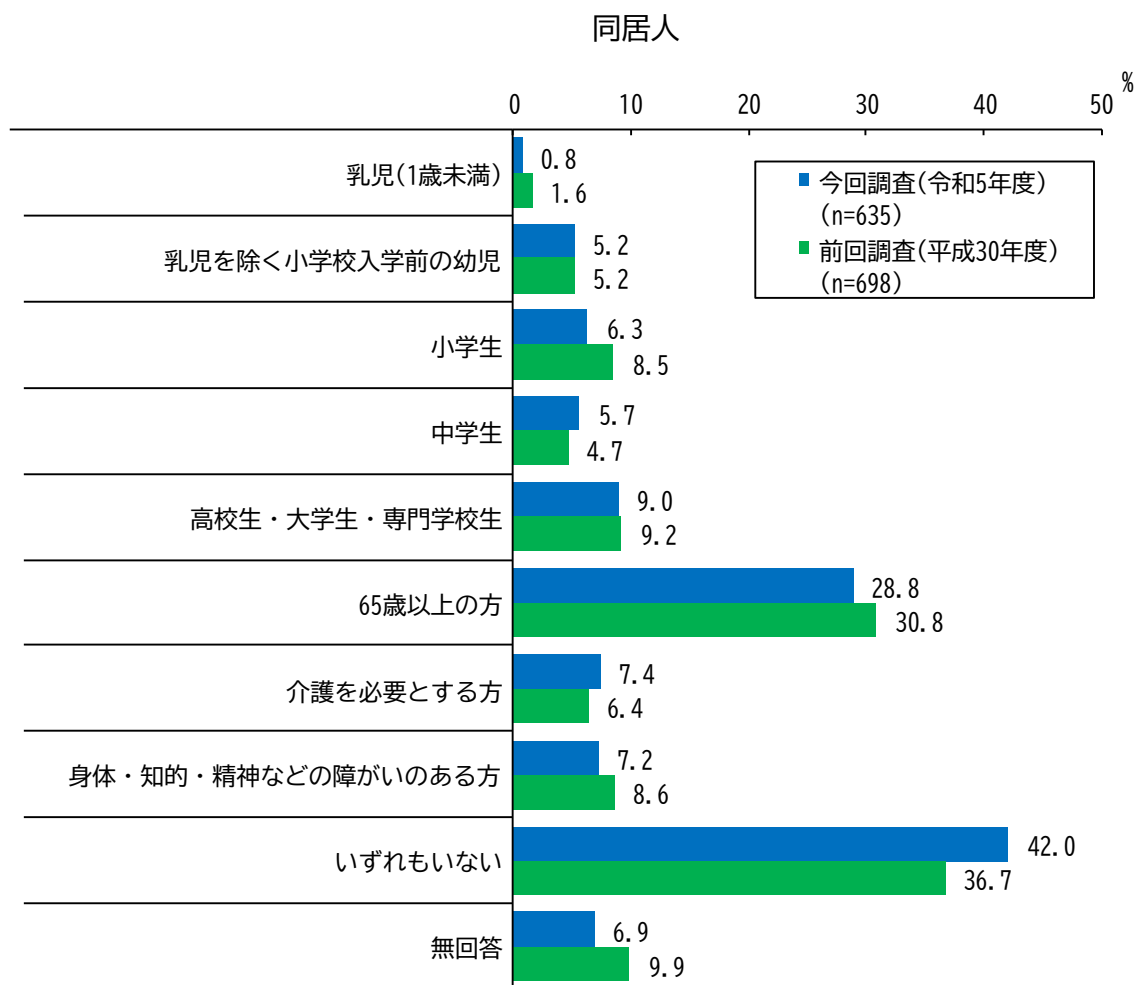


問3 現在、あなた自身、もしくはあなたが同居している家族の中に、次の方はいますか。

(〇はいくつでも)

同居人は、「いずれもない」が最も多く 42.0%、次いで「65歳以上の方」が 28.8%、「高校生・大学生・専門学校生」が 9.0%となっています。

今回調査(令和5年度)は、前回調査(平成30年度)と比較すると、「中学生」、「介護を必要とする方」、「いずれもない」の割合が増えています。

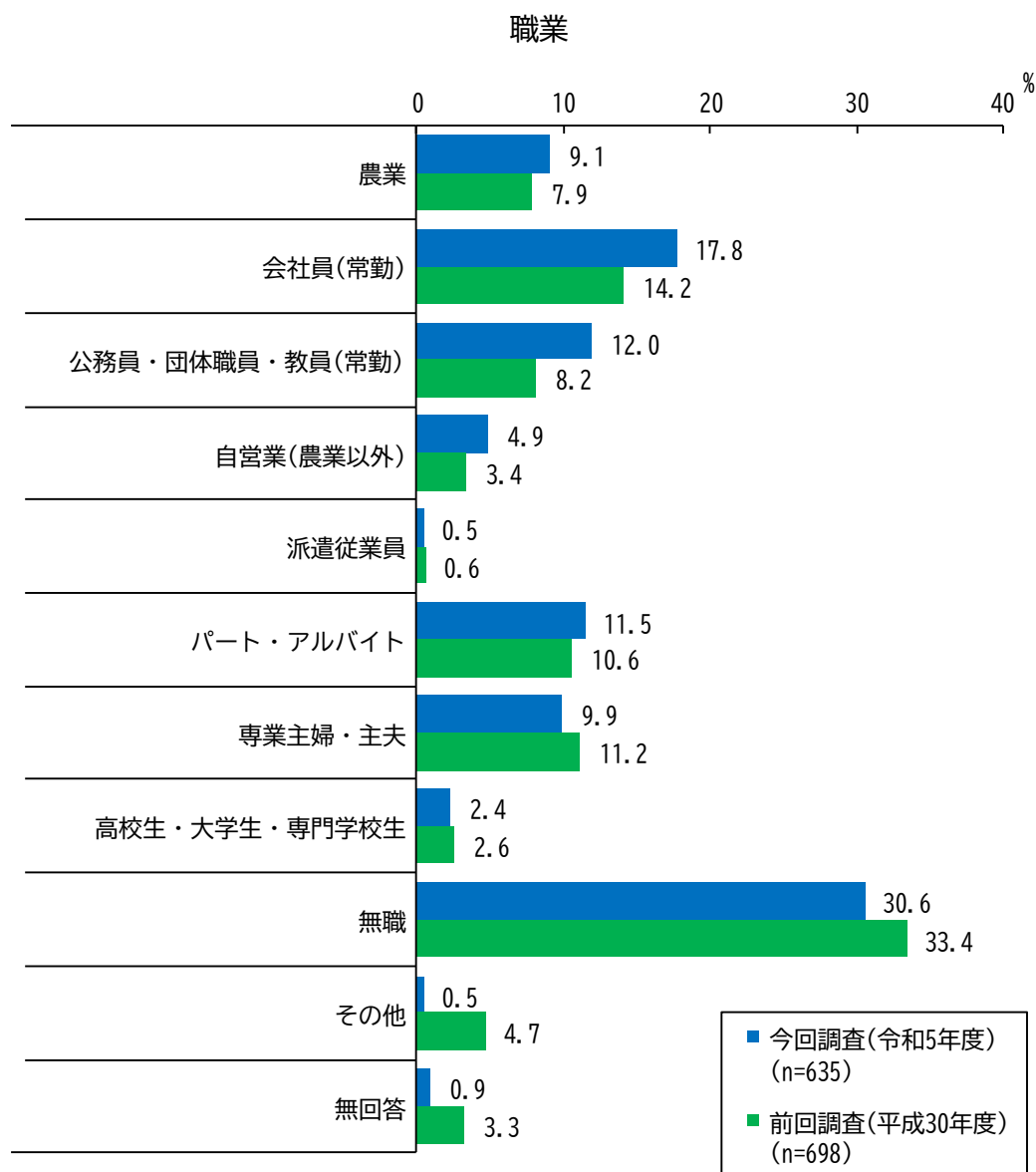


問4 あなたの職業は何ですか。兼業等の場合は主なもの1つをお答えください。

(1つに○)

職業は、「無職」が最も多く30.6%、次いで「会社員（常勤）」が17.8%、「公務員・団体職員・教員（常勤）」が12.0%となっています。

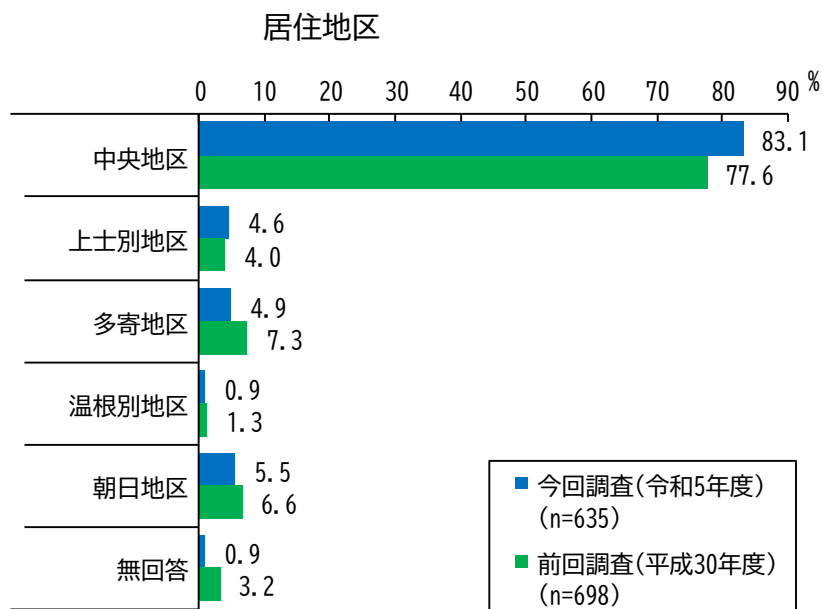
今回調査(令和5年度)は、前回調査(平成30年度)と比較すると、「農業」、「会社員（常勤）」、「公務員・団体職員・教員（常勤）」、「自営業（農業以外）」、「パート・アルバイト」の割合が増えています。



問5 お住まいの地区はどちらですか。(1つに○)

居住地区は、「中央地区」が最も多く83.1%、次いで「朝日地区」が5.5%、「多寄地区」が4.9%となっています。

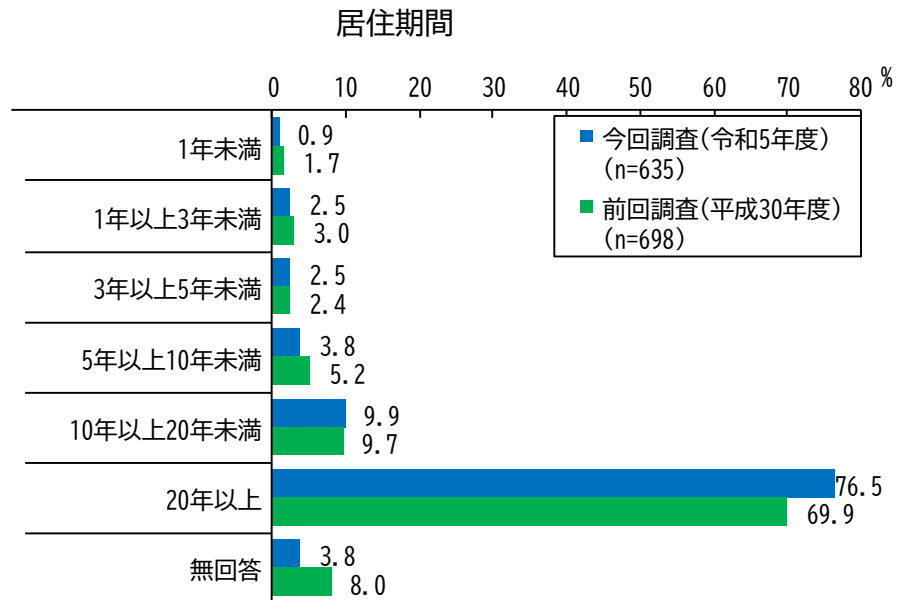
今回調査(令和5年度)は、前回調査(平成30年度)と比較すると、「中央地区」、「上士別地区」の割合が増えています。



問6 士別市に住んで(一度離れた場合は、その期間を除いて)何年になりますか。(1つに○)

居住期間は、「20年以上」が最も多く76.5%、次いで「10年以上20年未満」が9.9%、「5年以上10年未満」が3.8%となっています。

今回調査(令和5年度)は、前回調査(平成30年度)と比較すると、「3年以上5年未満」、「10年以上20年未満」、「20年以上」の割合が増えています。

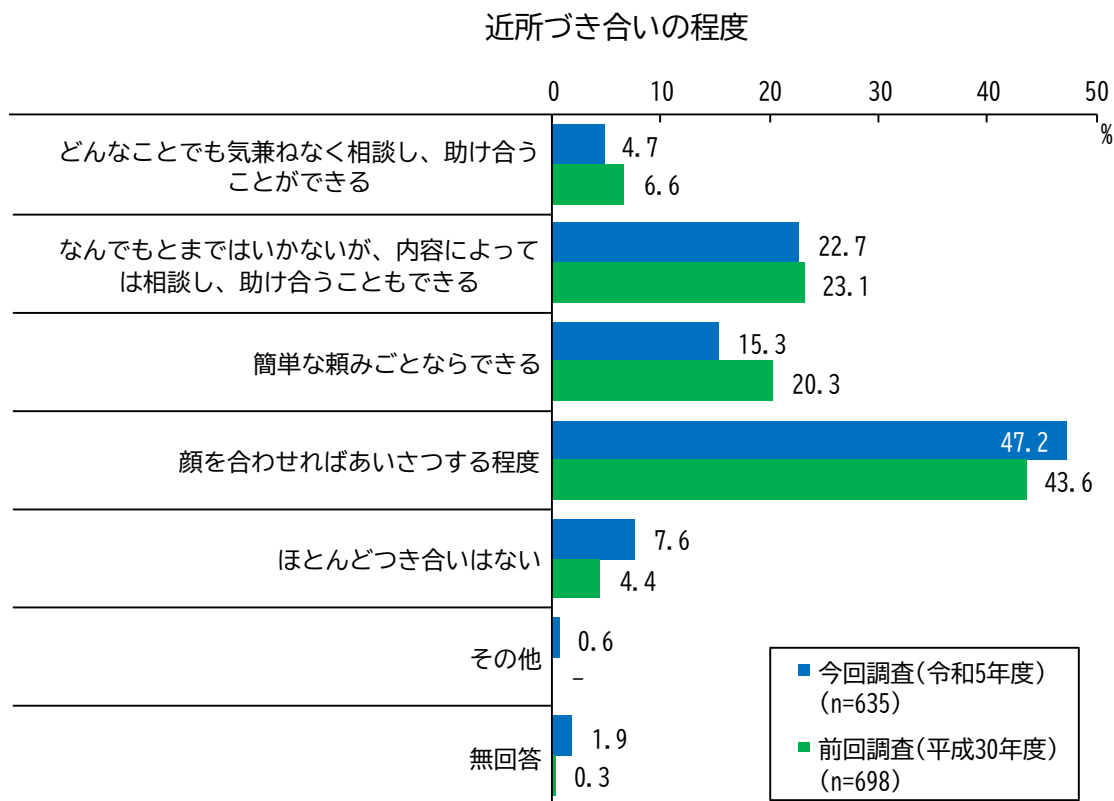


(2) 地域のつきいやつなぎについて

問7 あなたは、ふだん近所の人と、どの程度のつき合いをしていますか。(1つに○)

近所づき合いの程度は、「顔を合わせればあいさつ程度」が最も多く47.2%、次いで「なんでもとまではいかないが内容によっては相談し、助け合うこともできる」が22.7%、「簡単な頼みごとならできる」が15.3%となっています。

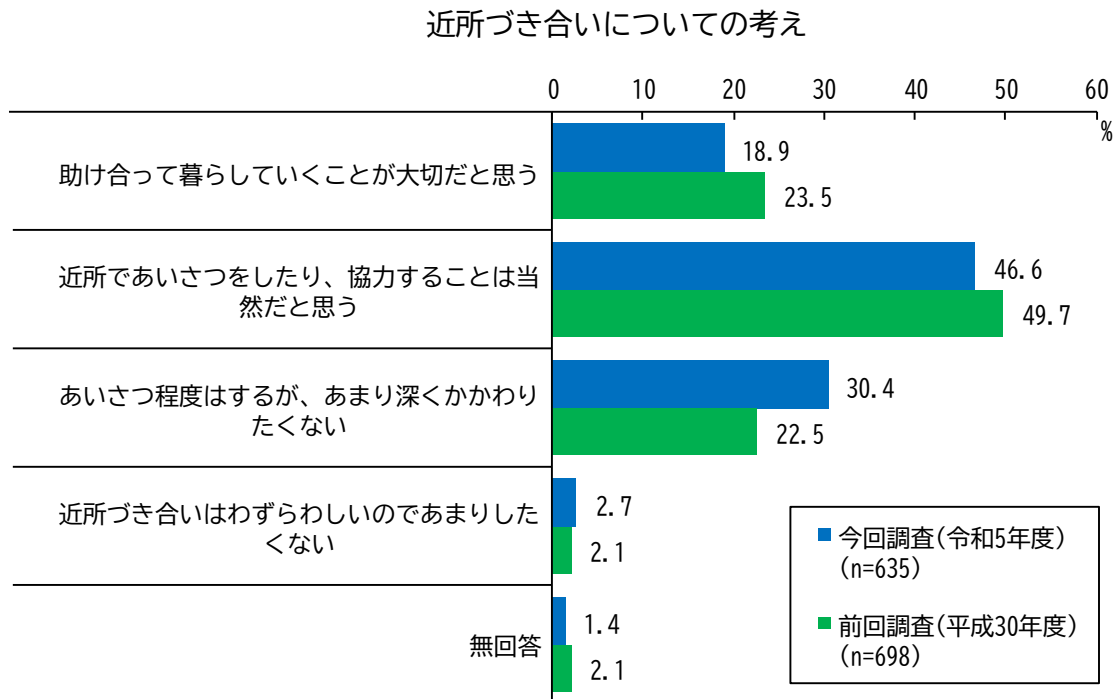
今回調査(令和5年度)は、前回調査(平成30年度)と比較すると、「顔を合わせればあいさつ程度」、「ほとんどつき合いはない」、「その他」の割合が増えています。



問8 あなたは、近所づき合いについてどのようにお考えですか（1つに○）

近所づき合いについての考えは、「近所であいさつしたり、協力することは当然だと思う」が最も多く46.6%、次いで「あいさつ程度はするが、あまり深くかわりたくない」が30.4%「助け合って暮らしていくことが大切だと思う」が18.9%となっています。

今回調査(令和5年度)は、前回調査(平成30年度)と比較すると、「あいさつ程度はするが、あまり深くかわりたくない」、「近所づき合いはわずらわしいのであまりしたくない」の割合が増えています。



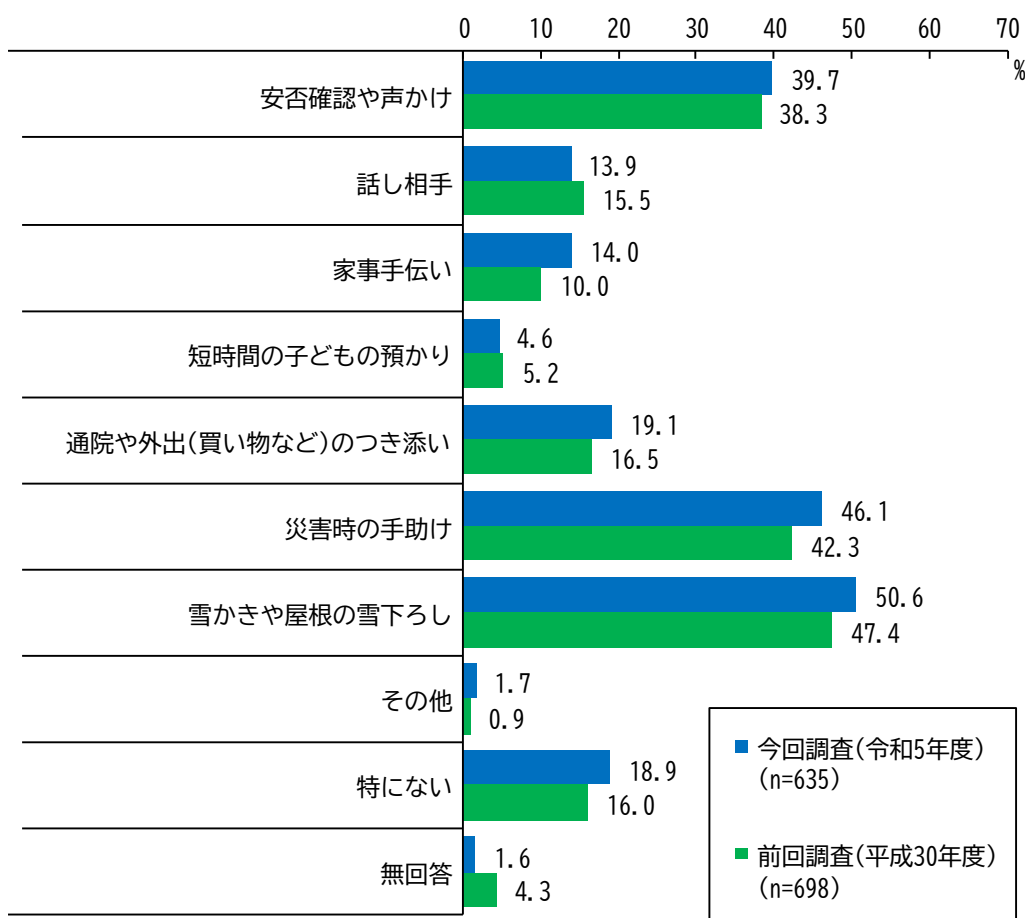
問9 あなたやご家族の日常生活が不自由になった時、近所や地域、市役所に何をしたいですか。また、近所で困っている人に、あなたができることは何ですか。

(〇はいくつでも)

近所等に（あなたが）したいことは、「雪かきや屋根の雪下ろし」が最も多く 50.6%、次いで「災害時の手助け」が 46.1%、「安否確認や声かけ」が 39.7%となっています。

今回調査(令和5年度)は、前回調査(平成30年度)と比較すると、「安否確認や声かけ」、「家事手伝い」、「通院や外出(買い物など)のつき添い」、「災害時の手助け」、「雪かきや屋根の雪下ろし」、「その他」、「特にない」の割合が増えています。

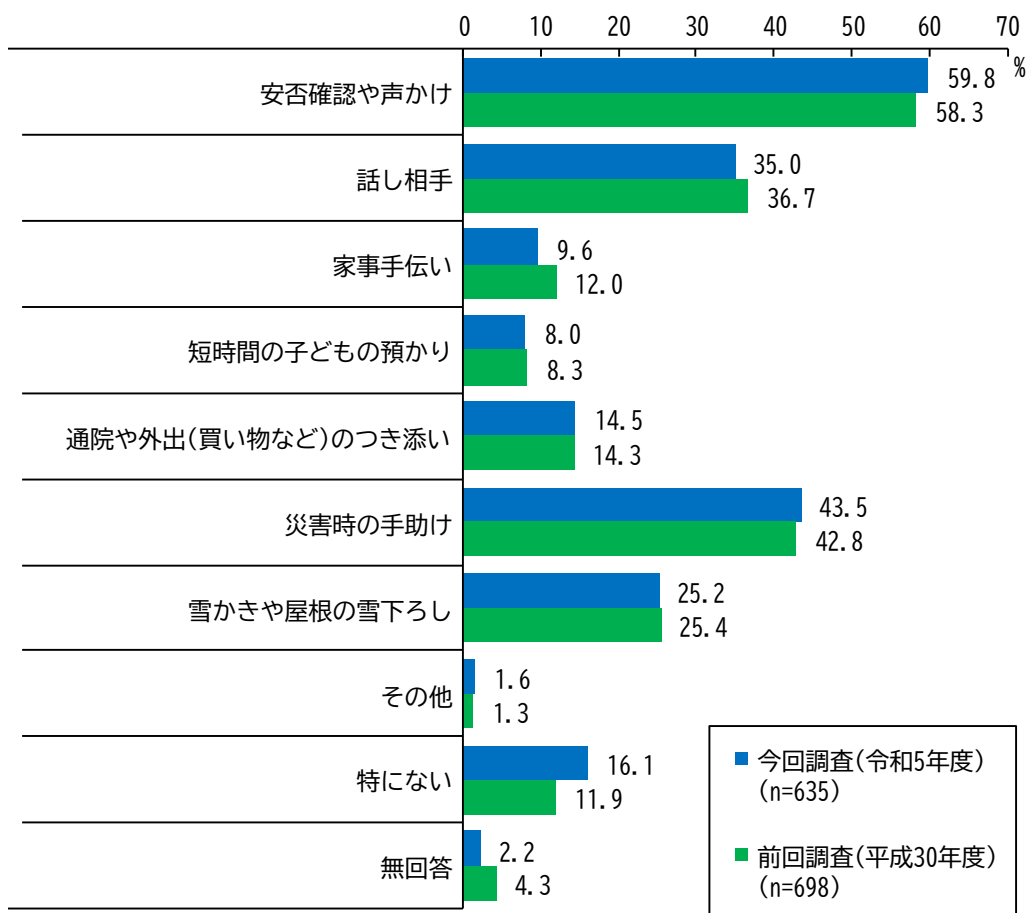
近所等にして欲しいこと



近所等に（あなたが）できることは、「安否確認や声かけ」が最も多く 59.8%、次いで「災害時の手助け」が 43.5%、「話し相手」が 35.0%となっています。

今回調査(令和5年度)は、前回調査(平成30年度)と比較すると、「安否確認や声かけ」、「通院や外出（買い物など）のつき添い」、「災害時の手助け」、「特にない」の割合が増えています。

近所等にできること



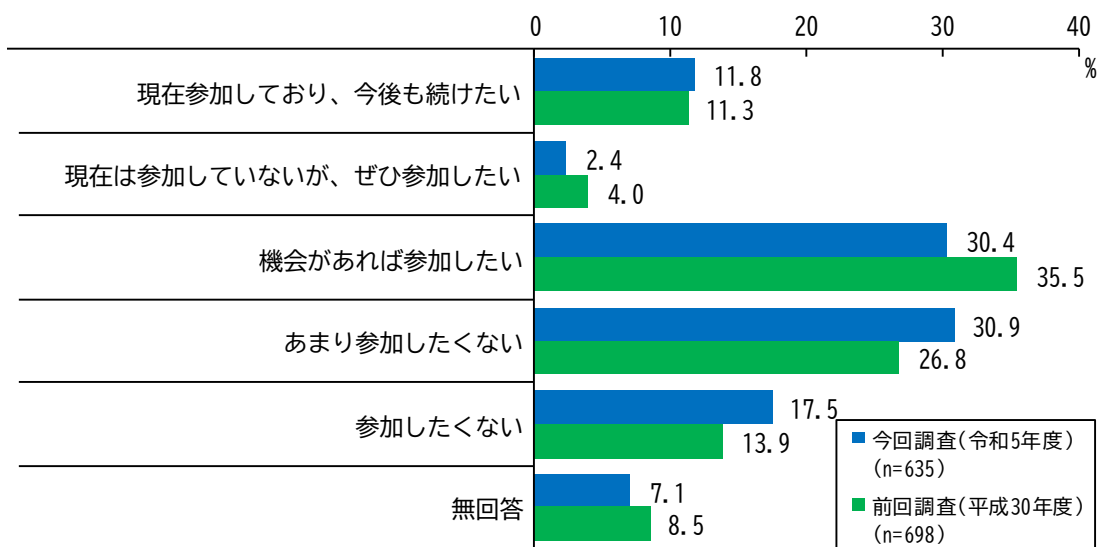
(3) ボランティアや地域活動について

問10 あなたは、ボランティアや地域活動に参加していますか。または、参加したいと思いますか。(1つに○)

ボランティア参加状況は、「あまり参加したくない」が最も多く30.9%「機会があれば参加したい」が30.4%、「参加したくない」が17.5%、となっています。

今回調査(令和5年度)は、前回調査(平成30年度)と比較すると、「現在参加しており、今後も続けたい」、「あまり参加したくない」、「参加したくない」の割合が増えています。

ボランティア参加状況



問10で「参加している」または「参加したい」とお答えの方にお聞きします。

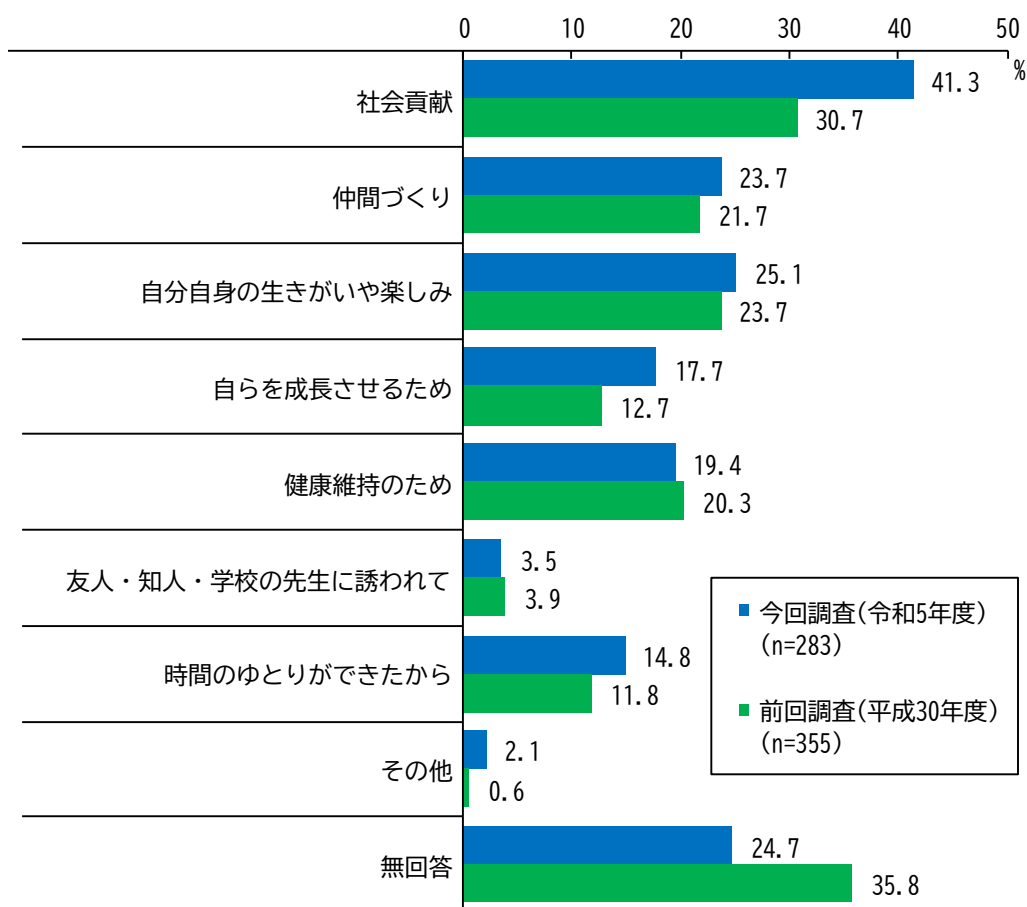
問10(1) 参加しているまたは参加したいと思う目的・理由は何ですか。

(〇はいくつでも)

参加しているまたは参加したいと思う目的・理由は、「社会貢献」が最も多く41.3%、次いで「自分自身の生きがいや楽しみ」が25.1%、「仲間づくり」が23.7%となっています。

今回調査(令和5年度)は、前回調査(平成30年度)と比較すると、「社会貢献」、「仲間づくり」、「自分自身の生きがいや楽しみ」、「自らを成長させるため」、「時間のゆとりができたから」、「その他」の割合が増えています。

参加しているまたは参加したいと思う目的・理由



問10で「参加している」または「参加したい」とお答えの方にお聞きします。

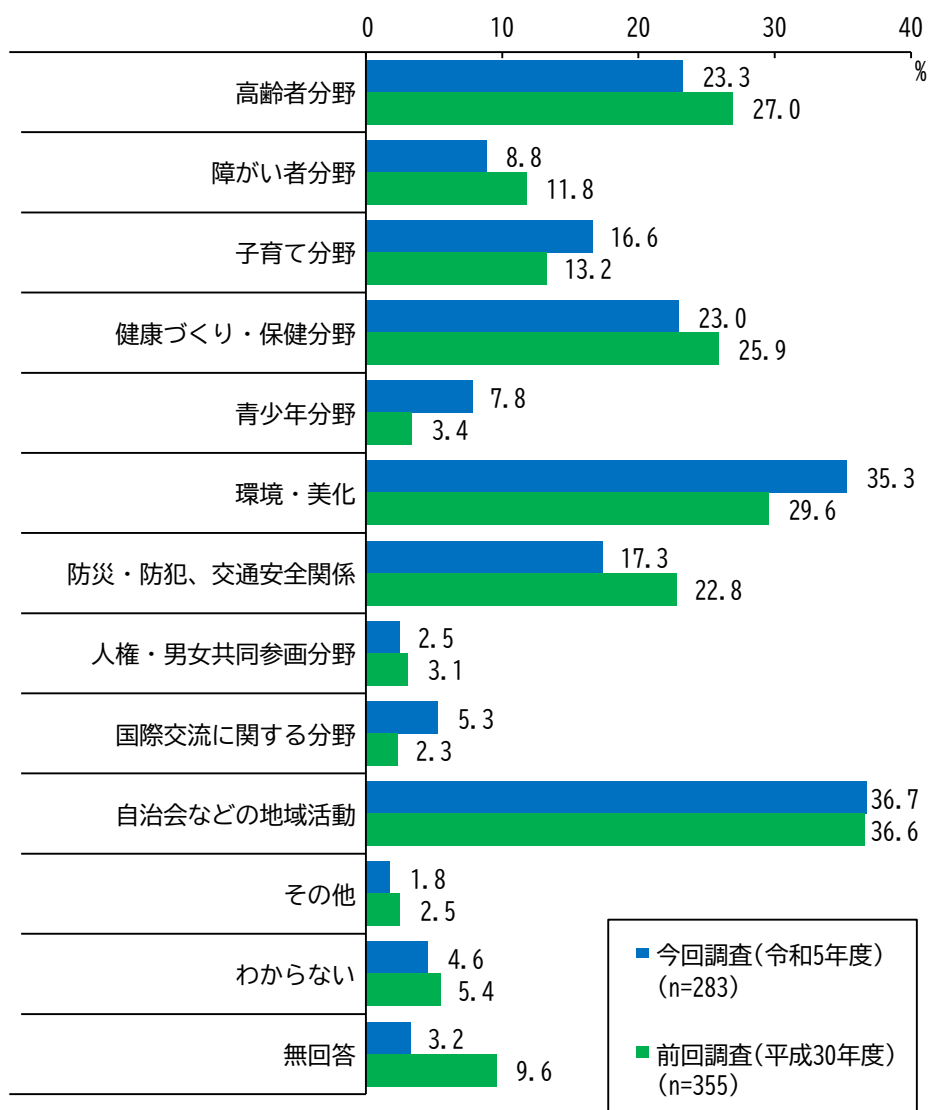
問10(2) 参加したい(続けたい)ボランティアや地域活動は次のどの分野ですか。

(〇はいくつでも)

参加したい(続けたい)ボランティアや地域活動は、「自治会などの地域活動」が最も多く36.7%、次いで「環境・美化」が35.3%、「高齢者分野」が23.3%となっています。

今回調査(令和5年度)は、前回調査(平成30年度)と比較すると、「子育て分野」、「青少年分野」、「環境・美化」、「国際交流に関する分野」、「自治会などの地域活動」の割合が増えています。

参加したい(続けたい)ボランティアや地域活動

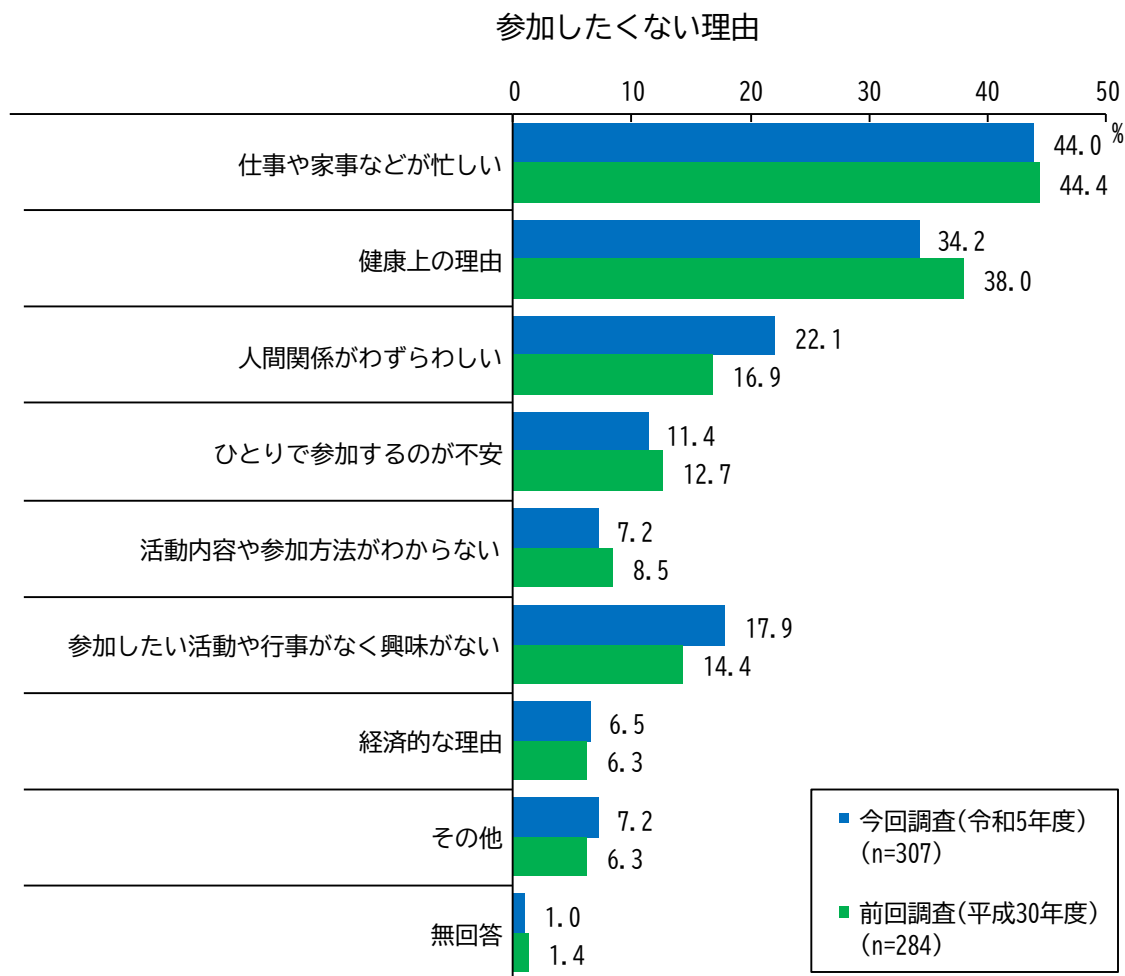


問 10 で「参加したくない」とお答えの方にお聞きします。

問 10 (3) 参加したくないのはどのような理由からですか。(〇はいくつでも)

参加したくない理由は、「仕事や家事などが忙しい」が最も多く 44.0%、次いで「健康上の理由」が 34.2%、「人間関係がわずらわしい」が 22.1%となっています。

今回調査(令和 5 年度)は、前回調査(平成 30 年度)と比較すると、「人間関係がわずらわしい」、「参加したい活動や行事がなく興味がない」、「経済的な理由」、「その他」の割合が増えています。



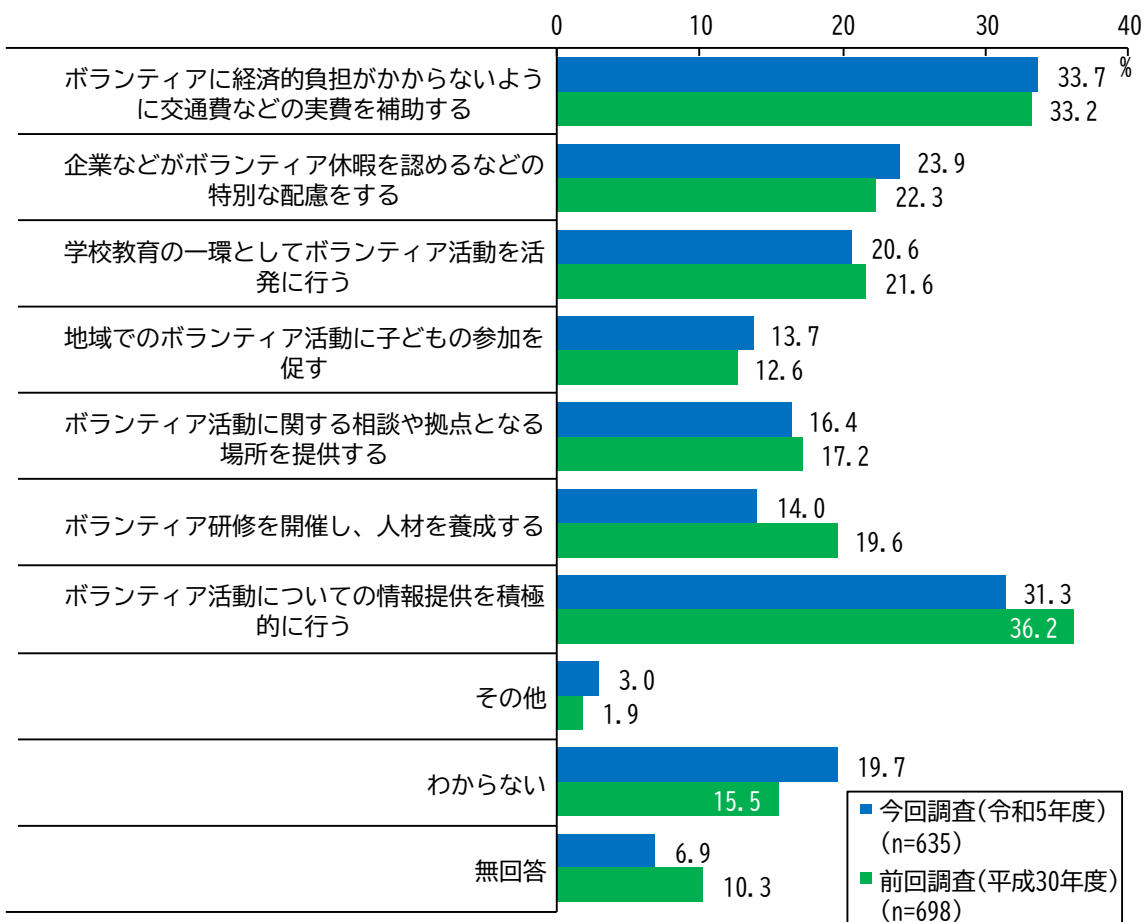
問 11 ボランティア活動や地域活動を活発にしていくためには何が必要だと思いますか。

(〇は3つまで)

ボランティア活動や地域活動を活発にしていくために必要なことは、「ボランティアに経済的負担がかからないように交通費などの実費を補助する」が最も多く 33.7%、次いで「ボランティア活動についての情報提供を積極的に行う」が 31.3%、「企業などがボランティア休暇を認めるなどの特別な配慮をする」が 23.9%となっています。

今回調査(令和5年度)は、前回調査(平成30年度)と比較すると、「ボランティアに経済的負担がかからないように交通費などの実費を補助する」、「企業などがボランティア休暇を認めるなどの特別な配慮をする」、「地域でのボランティア活動に子どもの参加を促す」、「その他」、「わからない」の割合が増えています。

ボランティア活動や地域活動を活発にしていくために必要なこと



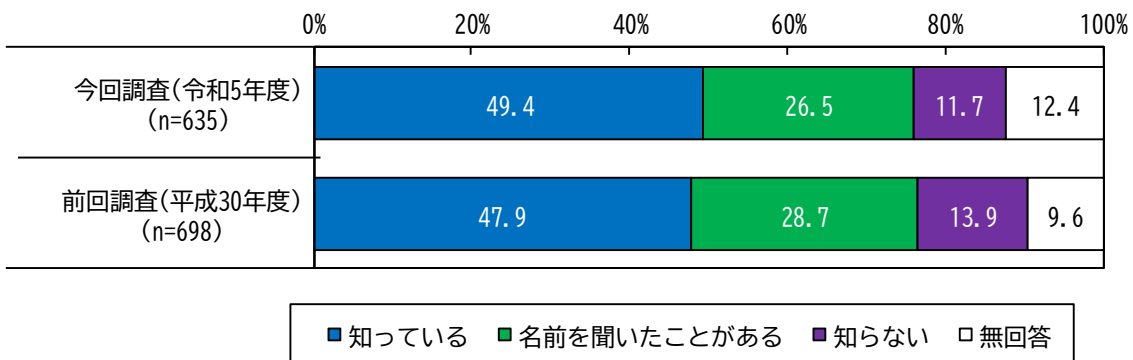
(4) 社会福祉協議会や民生委員・児童委員について

問 12 社会福祉協議会の存在や活動を知っていますか。(1つに○)

社会福祉協議会の存在や活動の認知度は、「知っている」が最も多く 49.4%、次いで「名前を聞いたことがある」が 26.5%、「知らない」が 11.7%となっています。

今回調査(令和5年度)は、前回調査(平成30年度)と比較すると、「知っている」の割合が増えています。

社会福祉協議会の存在や活動の認知度



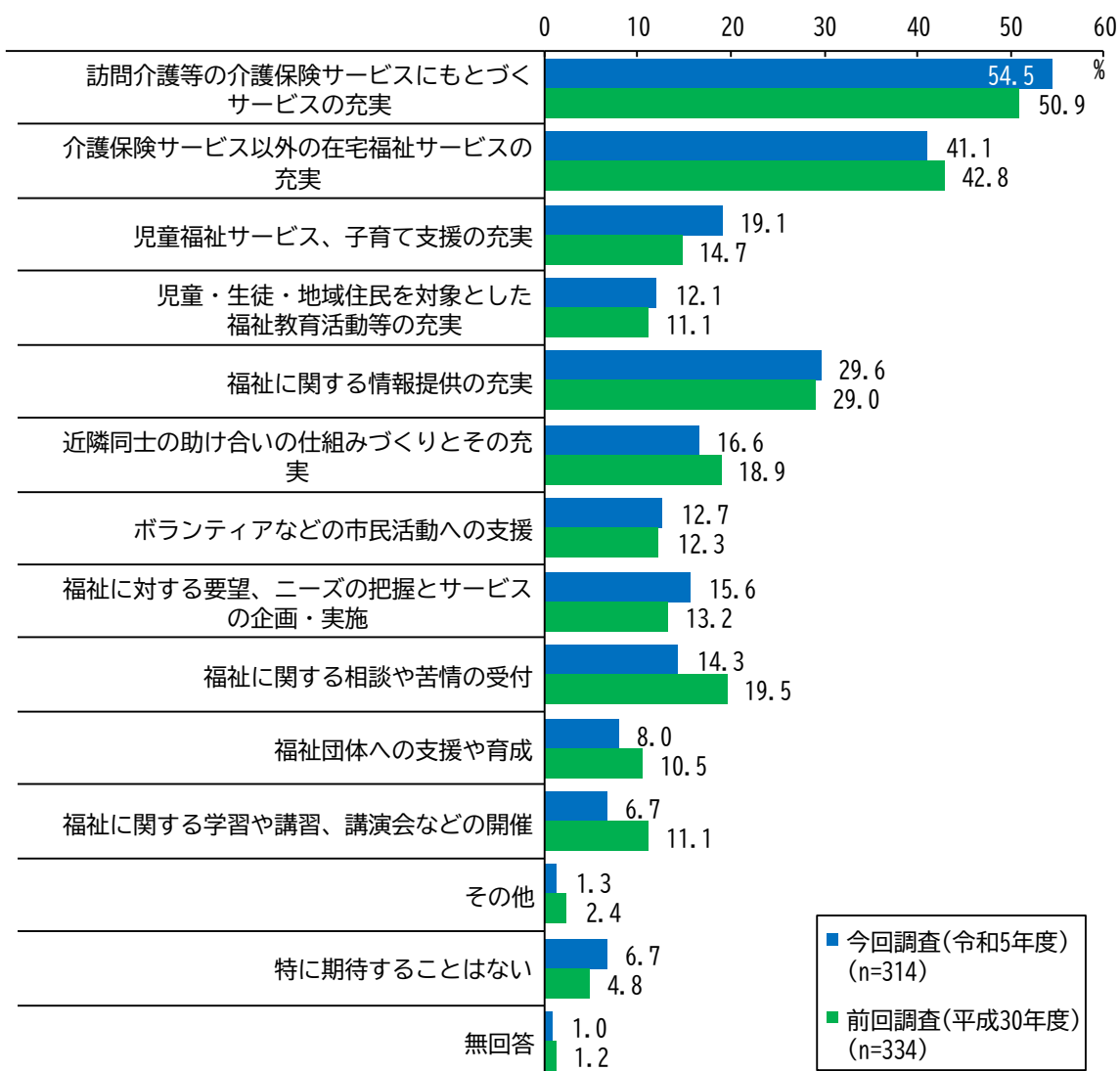
問12で「知っている」とお答えの方にお聞きします。

問12(1) あなたは、社会福祉協議会にどのようなことを期待しますか。(〇は3つまで)

社会福祉協議会への期待は、「訪問介護等の介護保険サービスにもとづくサービスの充実」が最も多く54.5%、次いで「介護保険サービス以外の在宅福祉サービスの充実」が41.1%、「福祉に関する情報提供の充実」が29.6%となっています。

今回調査(令和5年度)は、前回調査(平成30年度)と比較すると、「訪問介護等の介護保険サービスにもとづくサービスの充実」、「児童福祉サービス、子育て支援の充実」、「児童・生徒・地域住民を対象とした福祉教育活動等の充実」、「福祉に関する情報提供の充実」、「ボランティアなどの市民活動への支援」、「福祉に対する要望、ニーズの把握とサービスの企画・実施」、「特に期待することはない」の割合が増えています。

社会福祉協議会への期待

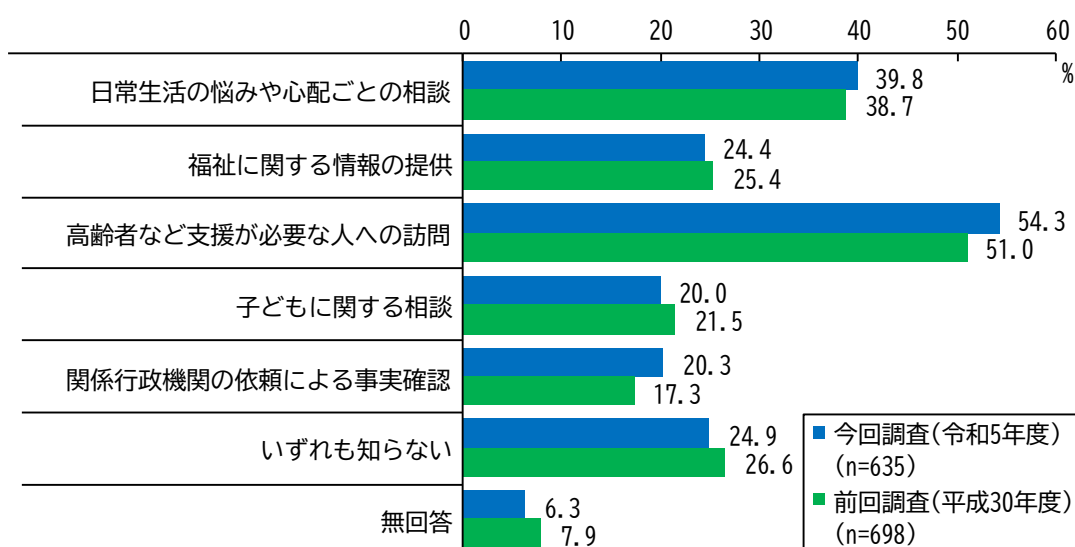


問 13 民生委員・児童委員が、地域福祉に関する次の活動を行っていることを知っていますか。
(〇はいくつでも)

民生委員・児童委員の活動への認知度は、「高齢者などの支援が必要な人への訪問」が最も多く54.3%、次いで「日常生活の悩みや心配ごとの相談」が39.8%、「いずれも知らない」が24.9%となっています。

今回調査(令和5年度)は、前回調査(平成30年度)と比較すると、「日常生活の悩みや心配ごとの相談」、「高齢者などの支援が必要な人への訪問」、「関係行政機関の依頼による事実確認」の割合が増えています。

民生委員・児童委員の活動への認知度

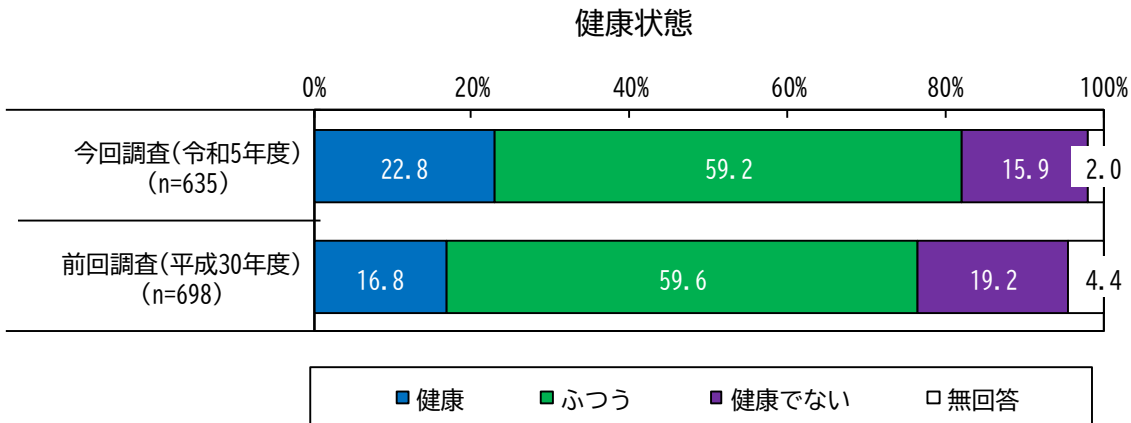


(5) 健康や福祉に関する相談・情報について

問 14 あなたは、現在の自分の健康状態をどのように感じていますか。(1つに○)

健康状態は、「ふつう」が最も多く 59.2%、次いで「健康」が 22.8% 「健康でない」が 15.9% となっています。

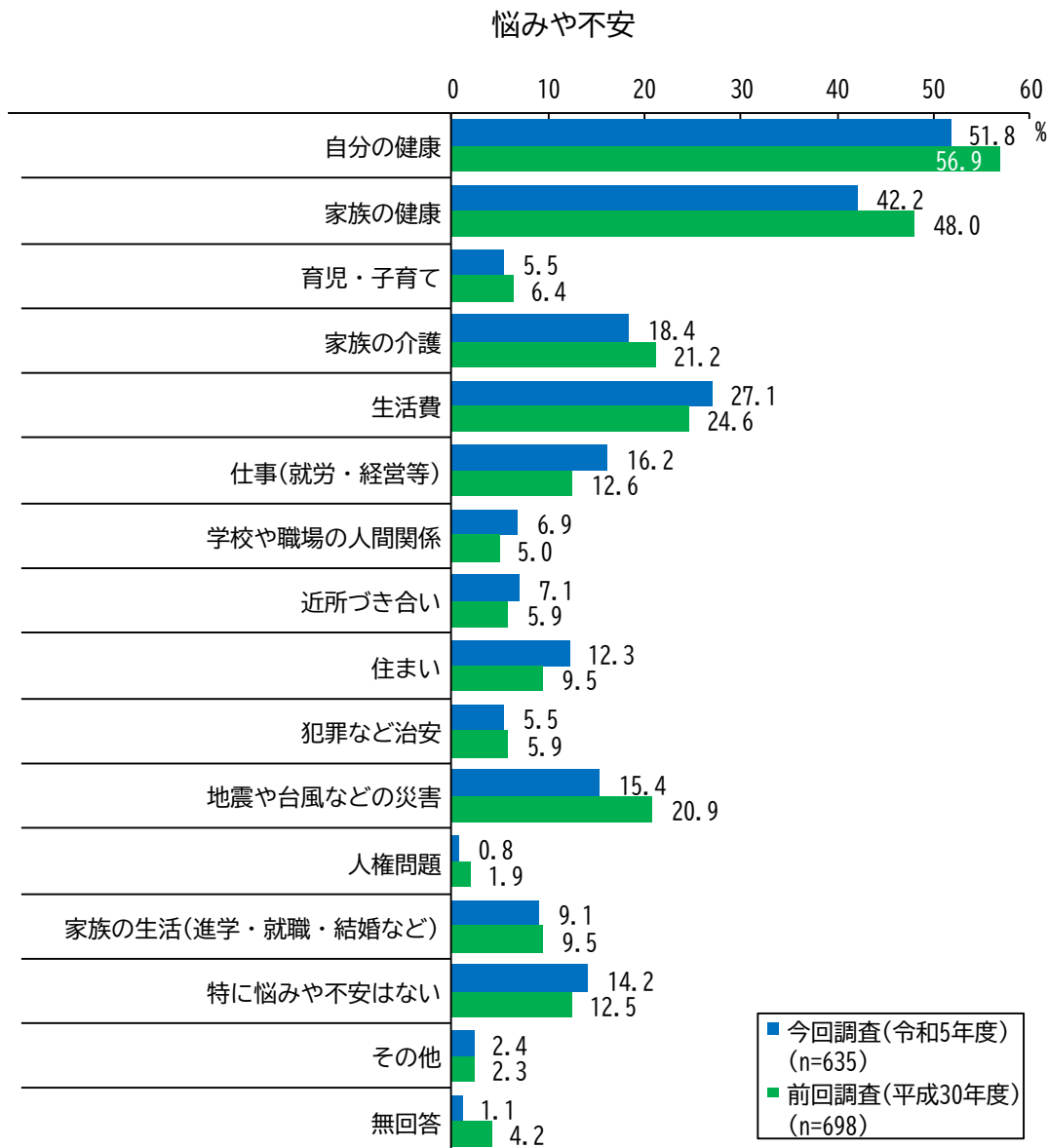
今回調査(令和5年度)は、前回調査(平成30年度)と比較すると、「健康」との回答割合が増えています。



問 15 日々の生活でどのような悩みや不安を感じていますか。(〇はいくつでも)

悩みや不安は、「自分の健康」が最も多く 51.8%、次いで「家族の健康」が 42.2%、「生活費」が 27.1%となっています。

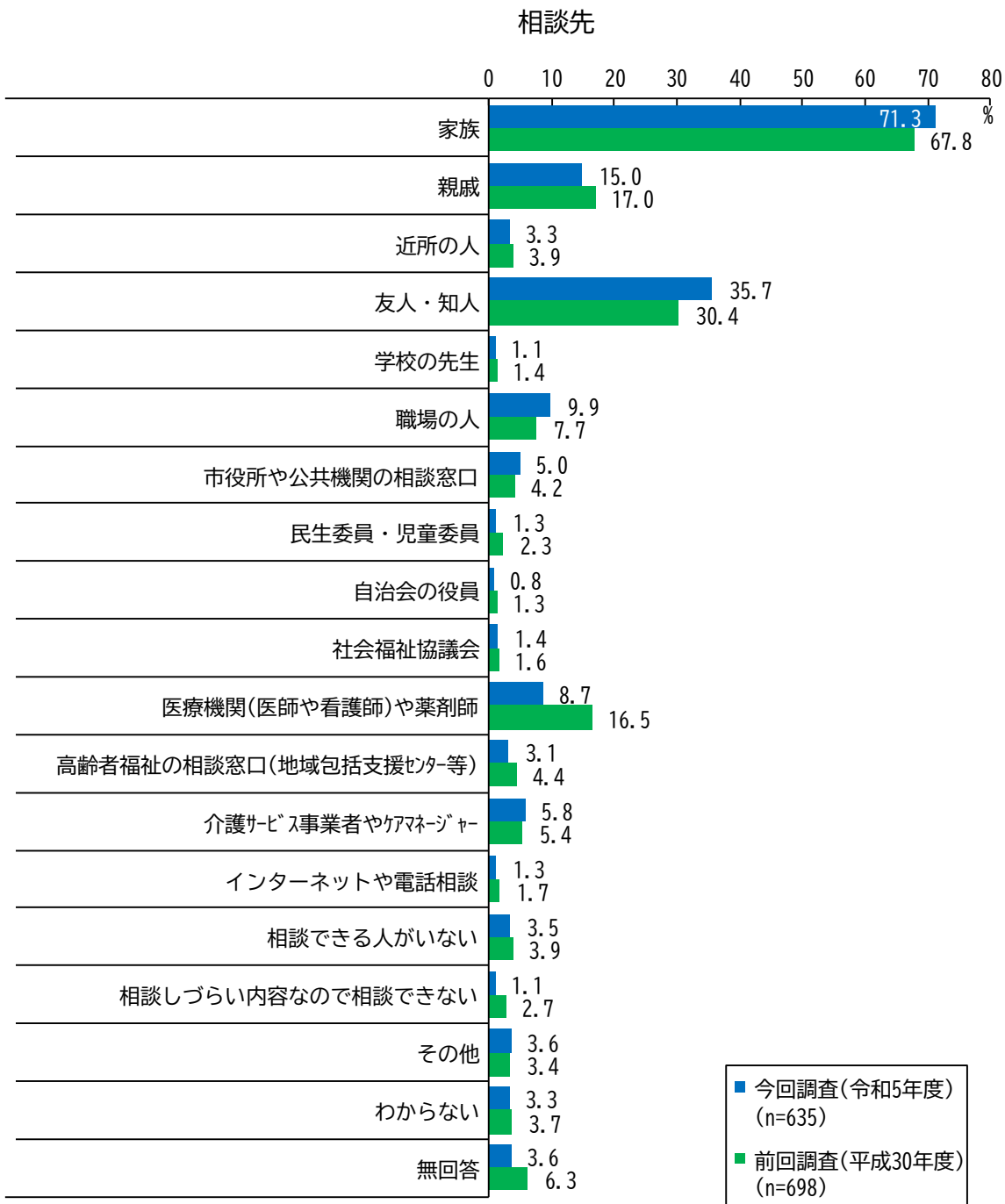
今回調査(令和 5 年度)は、前回調査(平成 30 年度)と比較すると、「生活費」、「仕事(就労・経営等)」、「学校や職場の人間関係」、「近所づき合い」、「住まい」、「その他」、「特に悩みや不安はない」の割合が増えています。



問 16 悩みや不安を、「だれに」または「どこ」に相談していますか。(〇はいくつでも)

相談先は、「家族」が最も多く 71.3%、次いで「友人・知人」が 35.7%、「親戚」が 15.0%となっています。

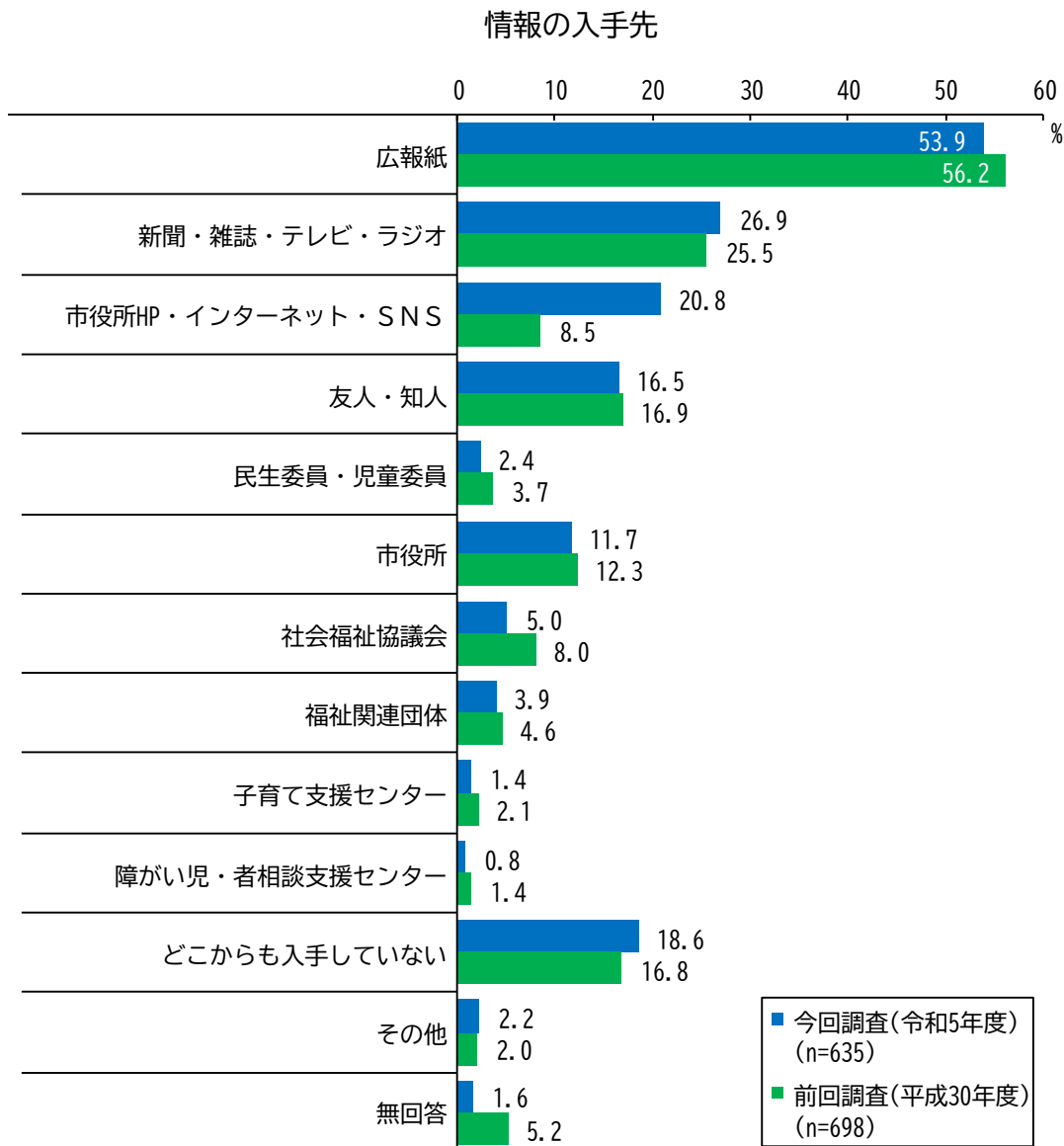
今回調査(令和5年度)は、前回調査(平成30年度)と比較すると、「家族」、「友人・知人」、「職場の人」、「市役所や公共機関の相談窓口」、「介護サービス事業者やケアマネージャー」、「その他」の割合が増えています。



問 17 福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。(〇はいくつでも)

情報の入手先は、「広報紙」が最も多く 53.9%、次いで「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が 26.9%、「市役所 HP・インターネット・SNS」が 20.8%となっています。

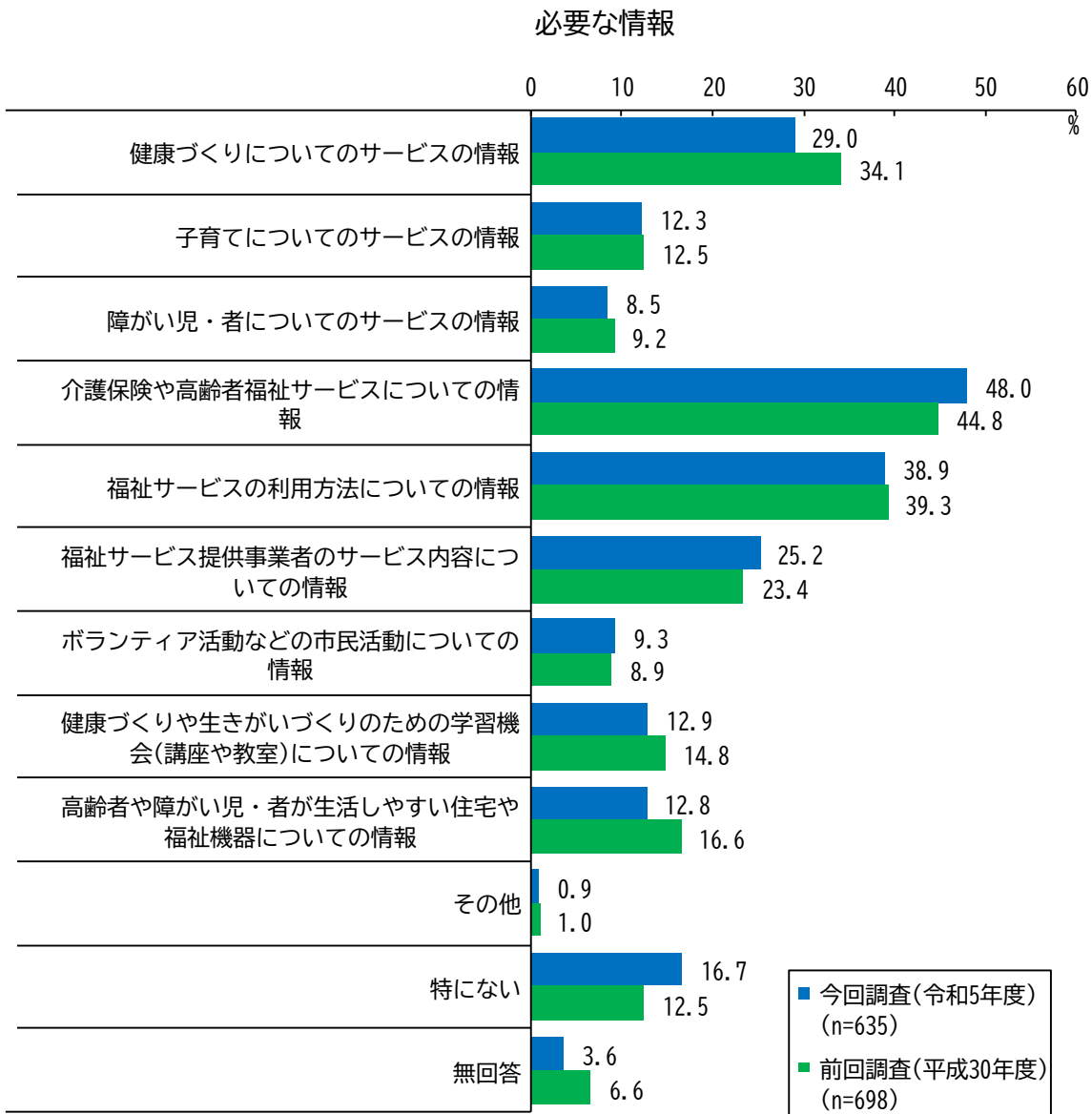
今回調査(令和 5 年度)は、前回調査(平成 30 年度)と比較すると、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」、「市役所 HP・インターネット・SNS」、「どこからも入手していない」、「その他」の割合が増えています。



問 18 福祉や健康についてどのような情報が必要ですか。(〇はいくつでも)

必要な情報は、「介護保険や高齢者福祉サービスの情報」が最も多く 48.0%、次いで「福祉サービスの利用方法についての情報」が 38.9%、「健康づくりについてのサービスの情報」が 29.0%となっています。

今回調査(令和5年度)は、前回調査(平成30年度)と比較すると、「介護保険や高齢者福祉サービスの情報」、「福祉サービス提供事業者のサービス内容についての情報」、「ボランティア活動などの市民活動についての情報」、「特にない」の割合が増えています。

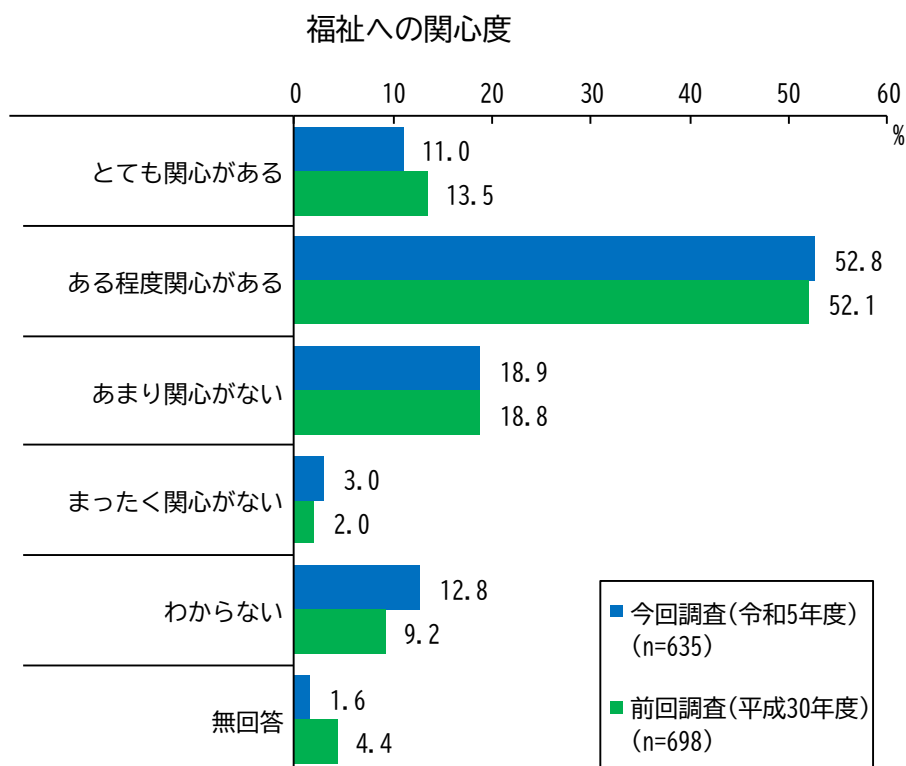


(6) 地域における福祉全般について

問19 あなたは、「福祉」について関心がありますか。(1つに○)

福祉への関心度は、「ある程度関心がある」が最も多く 52.8%、次いで「あまり関心がない」が 18.9%、「わからない」が 12.8%となっています。

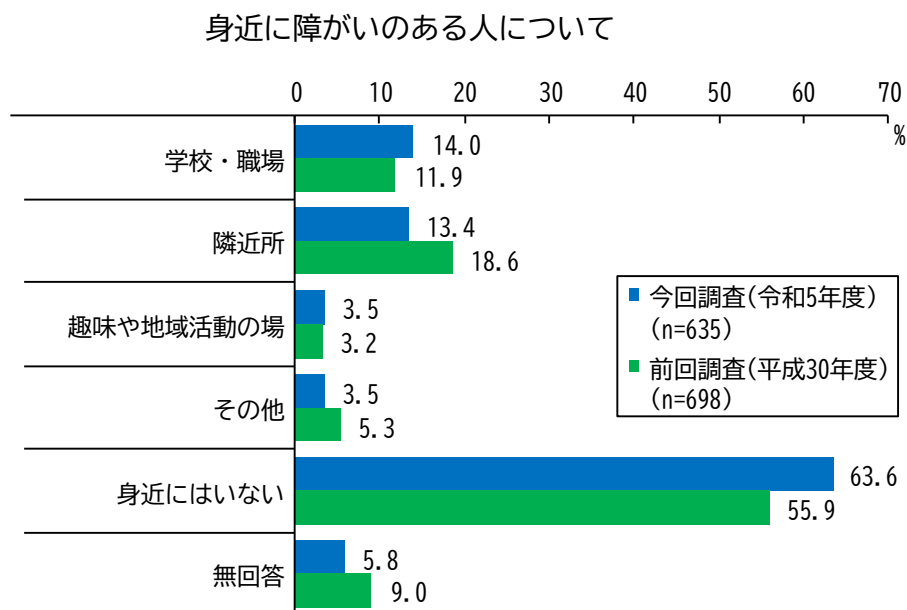
関心がある(「とても関心がある」+「ある程度関心がある」)の割合は、前回調査(平成30年度)は 65.7%、今回調査(令和5年度)は 63.8%となっており、その割合は減っています。



問 20 ご家族以外であなたの身近に障がいのある人がいますか。または、これまでいたことがありますか。(〇はいくつでも)

身近に障がいのある人については、「身近にはいない」が最も多く 63.6%、次いで「学校・職場」が 14.0%、「隣近所」が 13.4%となっています。

今回調査(令和 5 年度)は、前回調査(平成 30 年度)と比較すると、「学校・職場」、「趣味や地域活動の場」、「身近にはいない」の割合が増えています。

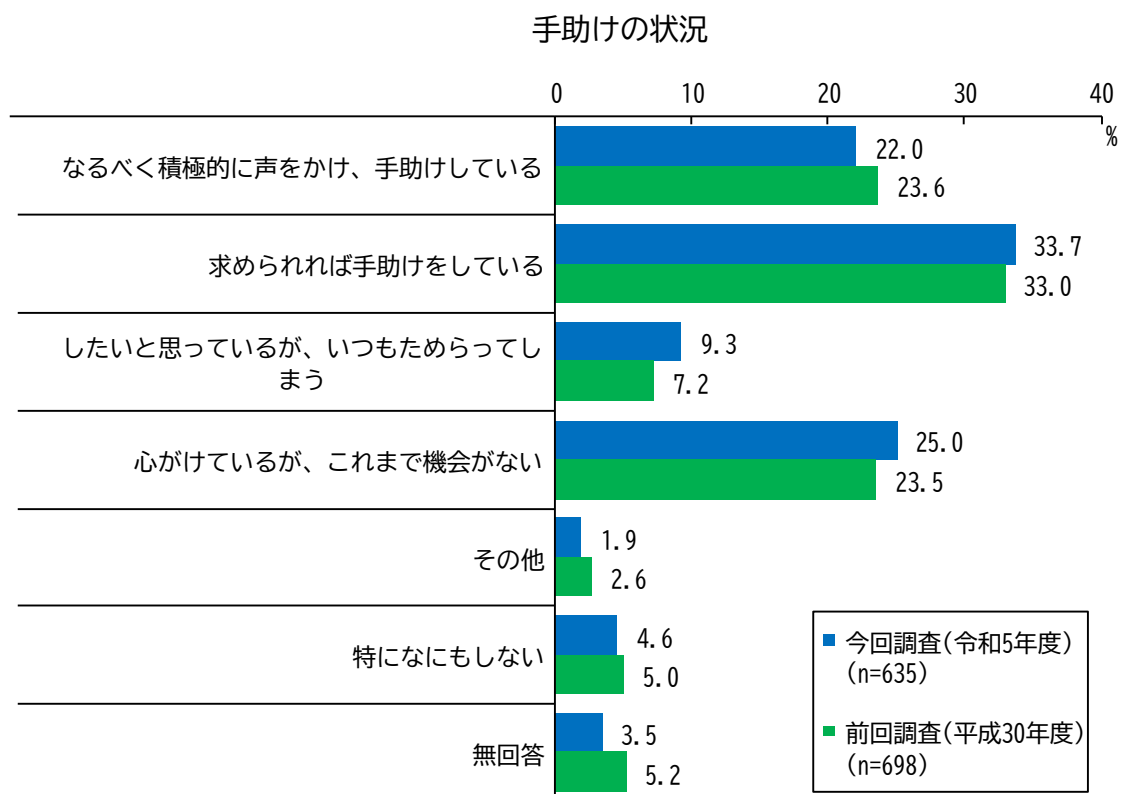


問21 あなたは、何か困っている高齢者や障がい者を見かけた時、手助けをしますか。

(1つに○)

手助けの状況は、「求められれば手助けをしている」が最も多く33.7%、次いで「心がけているが、これまで機会がない」が25.0%、「なるべく積極的に声をかけ、手助けしている」が22.0%となっています。

今回調査(令和5年)は、前回調査(平成30年度)と比較すると、「求められれば手助けをしている」、「したいと思っているが、いつもためらってしまう」、「心がけているが、これまで機会がない」の割合が増えています。

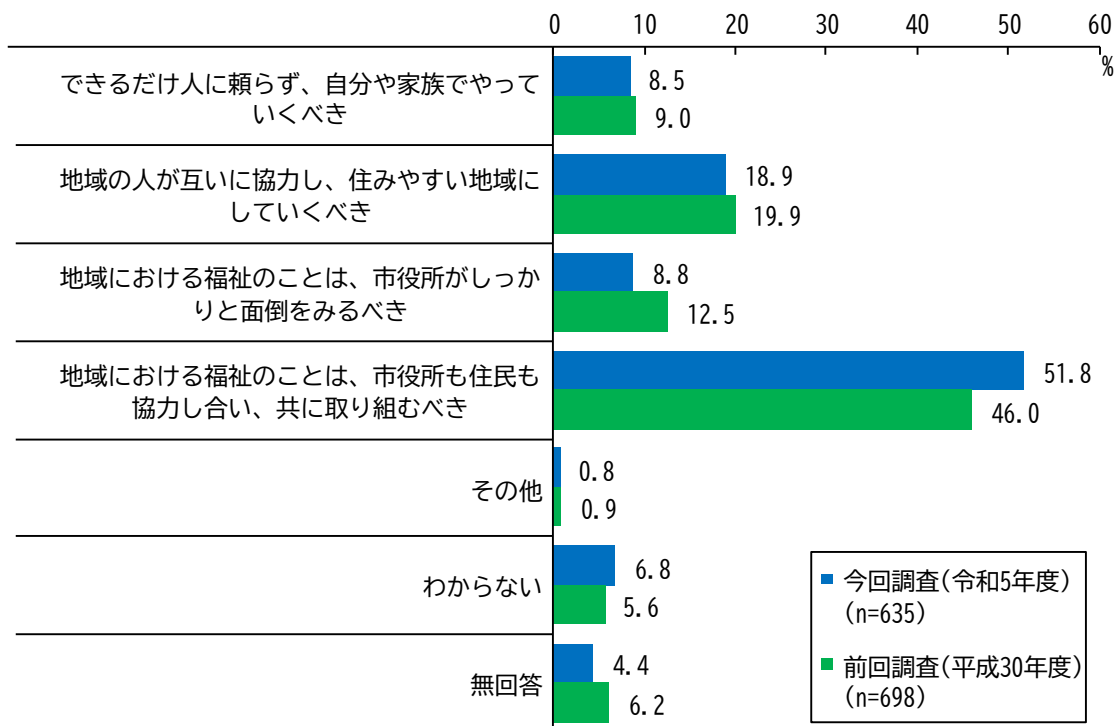


問 22 これからの地域における福祉について、あなたはどのように考えますか。(1つに○)

これからの地域における福祉については、「地域における福祉のことは、市役所も住民も協力し合い、共に取り組むべき」が最も多く 51.8%、次いで「地域の人が互いに協力し、住みやすい地域にしていくべき」が 18.9%、「地域における福祉のことは、市役所がしっかりと面倒をみるべき」が 8.8%となっています。

今回調査(令和5年度)は、前回調査(平成30年度)と比較すると、「地域における福祉のことは、市役所も住民も協力し合い、共に取り組むべき」、「わからない」の割合が増えています。

これからの地域における福祉について

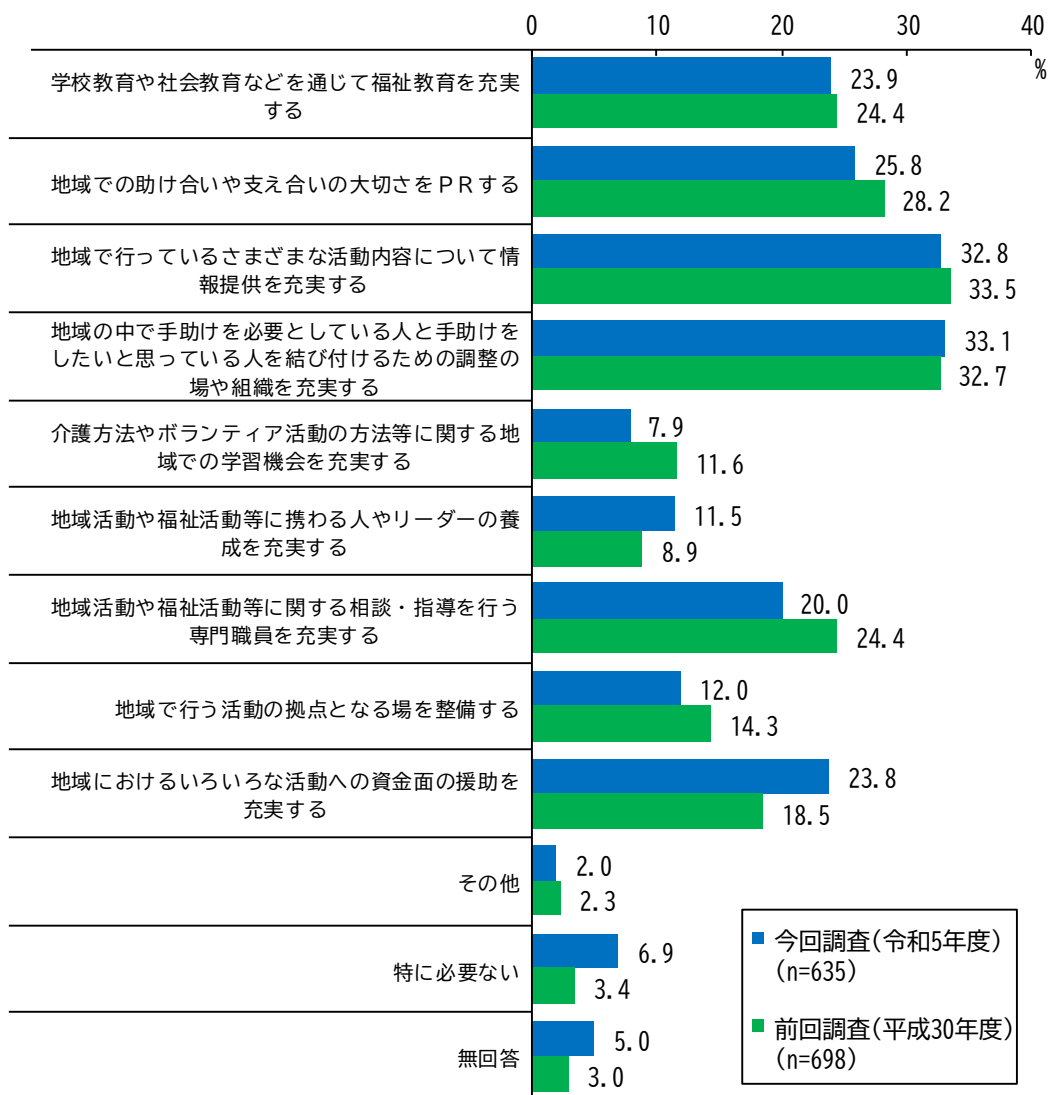


問23 地域での助け合いや支え合いの活動の輪を広げるために、今後、特にどのようなことが重要だと思いますか。(〇は3つまで)

今後、特に重要なことは、「地域の中で手助けを必要としている人と手助けをしたいと思っている人を結び付けるための調整の場や組織を充実する」が最も多く33.1%、次いで「地域で行っているさまざまな活動内容について情報提供を充実する」が32.8%、「地域への助け合いや支え合いの大切さをPRする」が25.8%となっています。

今回調査(令和5年度)は、前回調査(平成30年度)と比較すると、「地域の中で手助けを必要としている人と手助けをしたいと思っている人を結び付けるための調整の場や組織を充実する」、「地域活動や福祉活動等に携わる人やリーダーの養成を充実する」、「地域におけるいろいろな活動への資金面の援助を充実する」、「特に必要ない」の割合が増えています。

今後、特に重要なこと



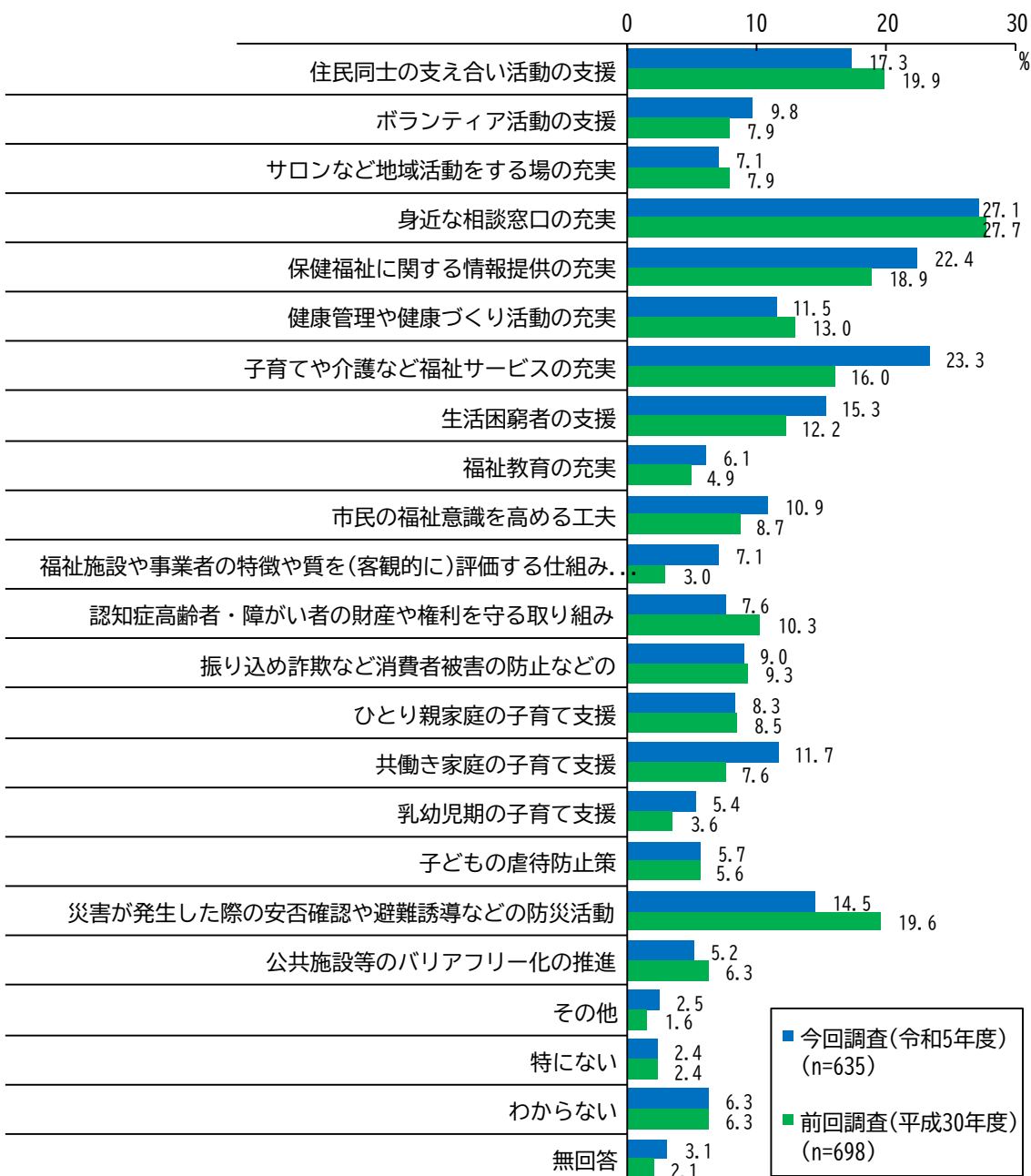
問 24 今後、地域福祉の充実のために市が積極的に取り組むべきことは何だと思えますか。

(〇は3つまで)

今後、市が積極的に取り組むべきことは、「身近な相談窓口の充実」が最も多く 27.1%、次いで「子育てや介護など福祉サービスの充実」が 23.3%、「保健福祉に関する情報提供の充実」が 22.4% となっています。

今回調査(令和5年度)は、前回調査(平成30年度)と比較すると、「ボランティア活動の支援」、「保健福祉に関する情報提供の充実」、「子育てや介護など福祉サービスの充実」、「生活困窮者の支援」、「福祉教育の充実」、「市民の福祉意識を高める工夫」、「福祉施設や事業の特徴や質を(客観的に)評価する仕組みの充実」、「共働き家庭の子育て支援」、「乳幼児期の子育て支援」、「子どもの虐待防止策」、「その他」の割合が増えています。

今後、市が積極的に取り組むべきこと

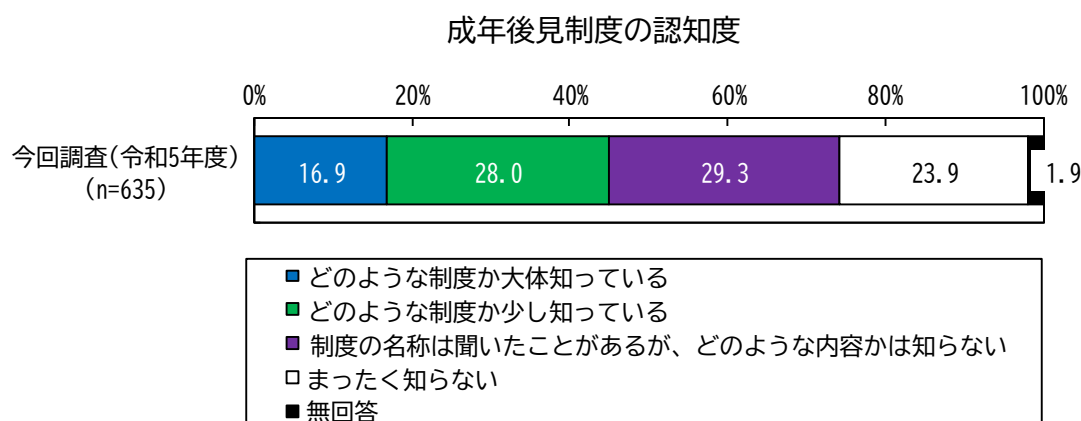


(7) 権利擁護に関する制度について

※問 25～問 28 は今回調査(令和5年度)において新規設問となります(前回調査(平成30年度)ではこれらの設問はありません)。

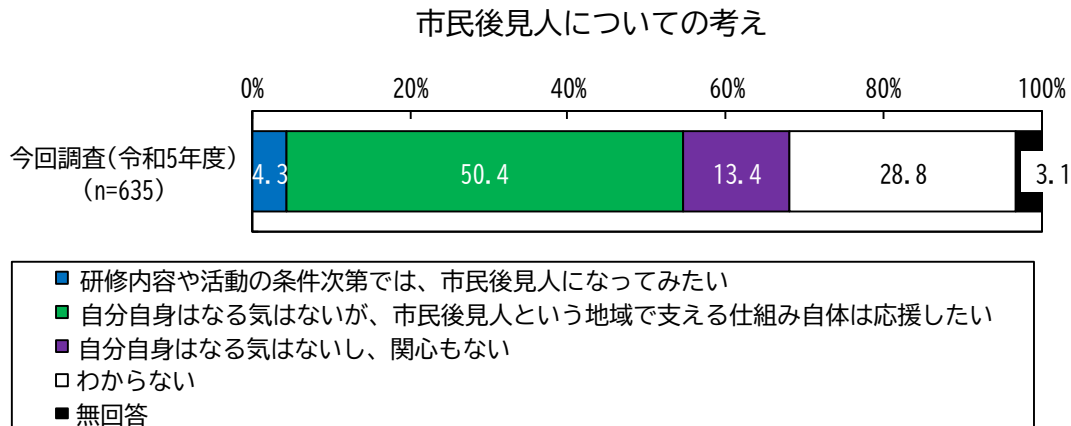
問 25 認知症や障がいなどの理由で、判断能力が不十分な人の権利を守る「成年後見制度」についておたずねします。あなたは、成年後見制度を知っていますか。(1つに○)

成年後見制度の認知度は、「制度の名称は聞いたことがあるが、どのような内容かは知らない」が最も多く29.3%、次いで「どのような制度か少し知っている」が28.0%、「まったく知らない」が23.9%となっています。



問 26 厚生労働省は、一定の研修を修了した一般の方に成年後見人として活動してもらう「市民後見人」を育成する方針を示しています。この市民後見人について、あなたの考えに最も近いものをお答えください。(1つに○)

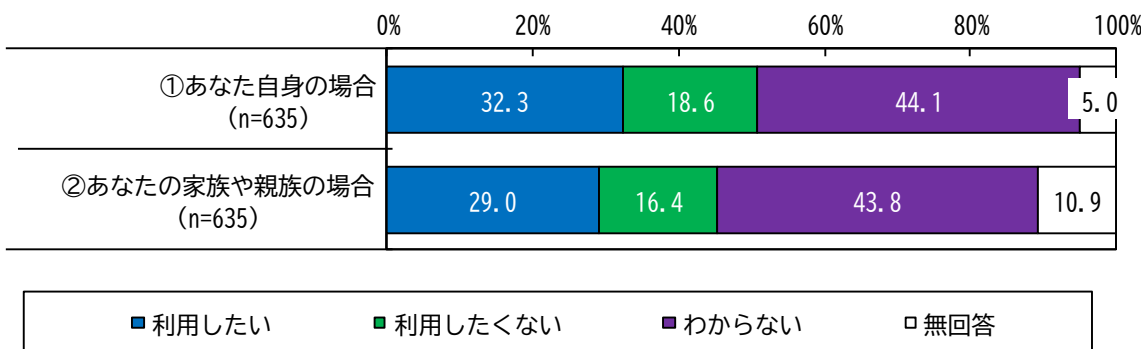
市民後見人についての考えは、「自分自身はなる気はないが、市民後見人という地域で支える仕組み自体は応援したい」が最も多く 50.4%、次いで「わからない」が 28.8%、「自分自身はなる気はないし、関心もない」が 13.4%となっています。



問 27 あなた自身やあなたの家族・親族の判断が十分にできなくなり、生活に支障が生じた場合に、成年後見制度を利用したいと思いますか。①あなた自身の場合、②あなたの家族や親族の場合、それぞれについてお答えください。(それぞれ1つに○)

成年後見制度の利用意向は、①あなた自身の場合は、「わからない」が最も多く44.1%、次いで「利用したい」が32.3%、「利用したくない」が18.6%となっています。②あなたの家族や親族の場合は、「わからない」が最も多く43.8%、次いで「利用したい」が29.0%、「利用したくない」が16.4%となっています。

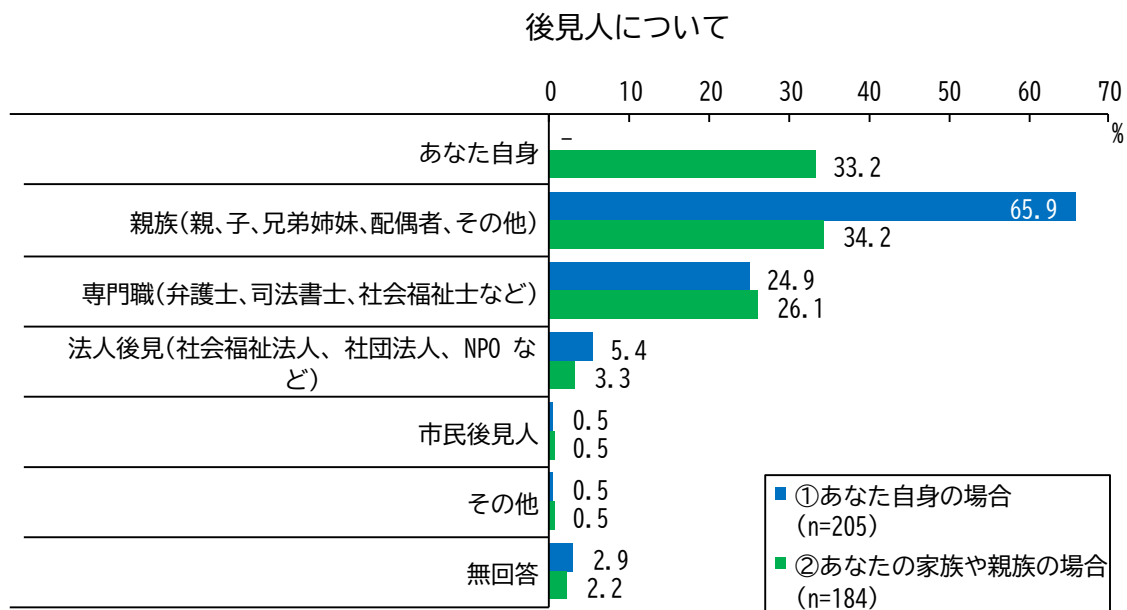
成年後見制度の利用意向



問 27 問 27 で「1 利用したい」を選んだ人におたずねします。

問 27-1 後見人には誰になってもらいたいですか。(①・②それぞれに1つに○)

後見人については、①あなた自身の場合は、「親族(親、子、兄弟姉妹、配偶者、その他)」が最も多く 65.9%、次いで「専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士など)」が 24.9%、「法人後見(社会福祉法人、社団法人、NPO など)」が 5.4%となっています。②あなたの家族や親族の場合は、「親族(親、子、兄弟姉妹、配偶者、その他)」が最も多く 34.2%、次いで「(あなた)自身」が 33.2%、「専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士など)」が 26.1%となっています。



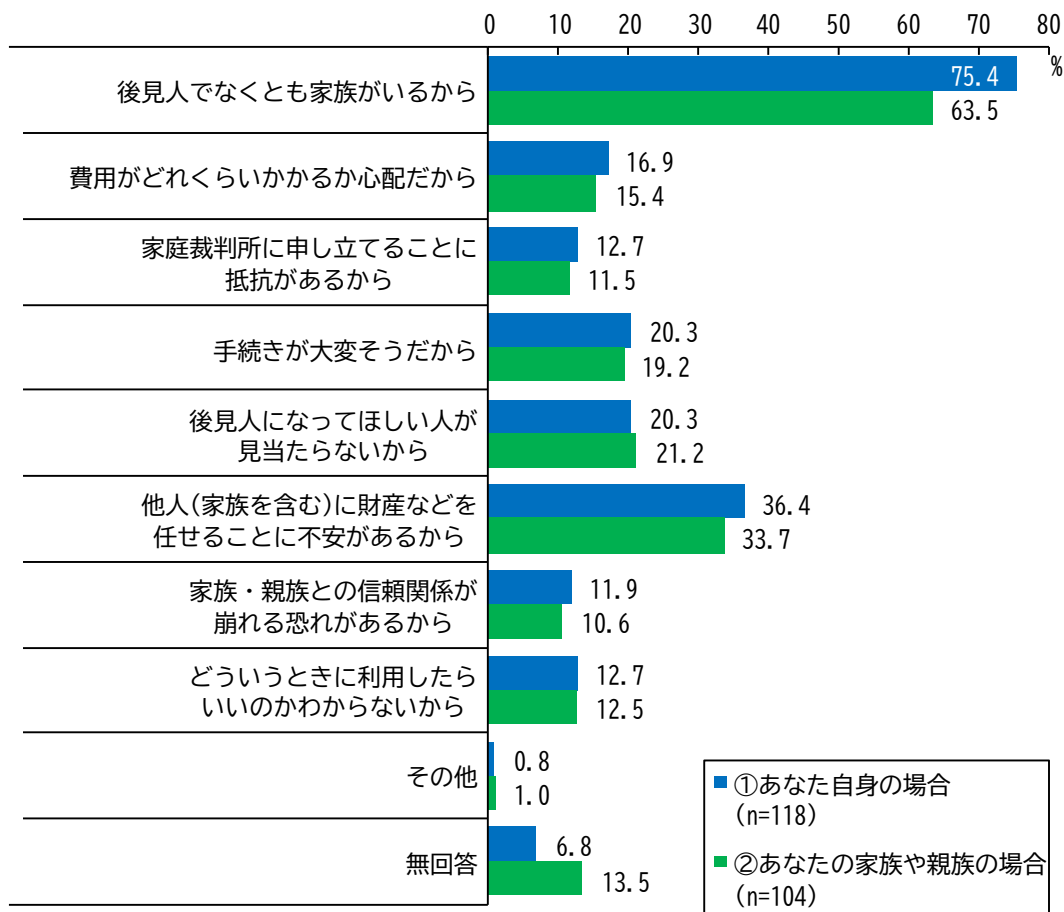
問 27 で「2 利用したくない」を選んだ人におたずねします。

問 27-2「成年後見制度」を利用したくない理由は何ですか。

(①・②それぞれに、あてはまるものすべてに○)

利用したくない理由は、①あなた自身の場合は、「後見人でなくとも家族がいるから」が最も多く 75.4%、次いで「他人(家族を含む)に財産などを任せることに不安があるから」が 36.4%、「手続きが大変そうだから」及び「後見人になってほしい人が見当たらないから」がいずれも 20.3%となっています。②あなたの家族や親族の場合は、「後見人でなくとも家族がいるから」が最も多く 63.5%、次いで「他人(家族を含む)に財産などを任せることに不安があるから」が 33.7%、「後見人になってほしい人が見当たらないから」が 21.2%となっています。

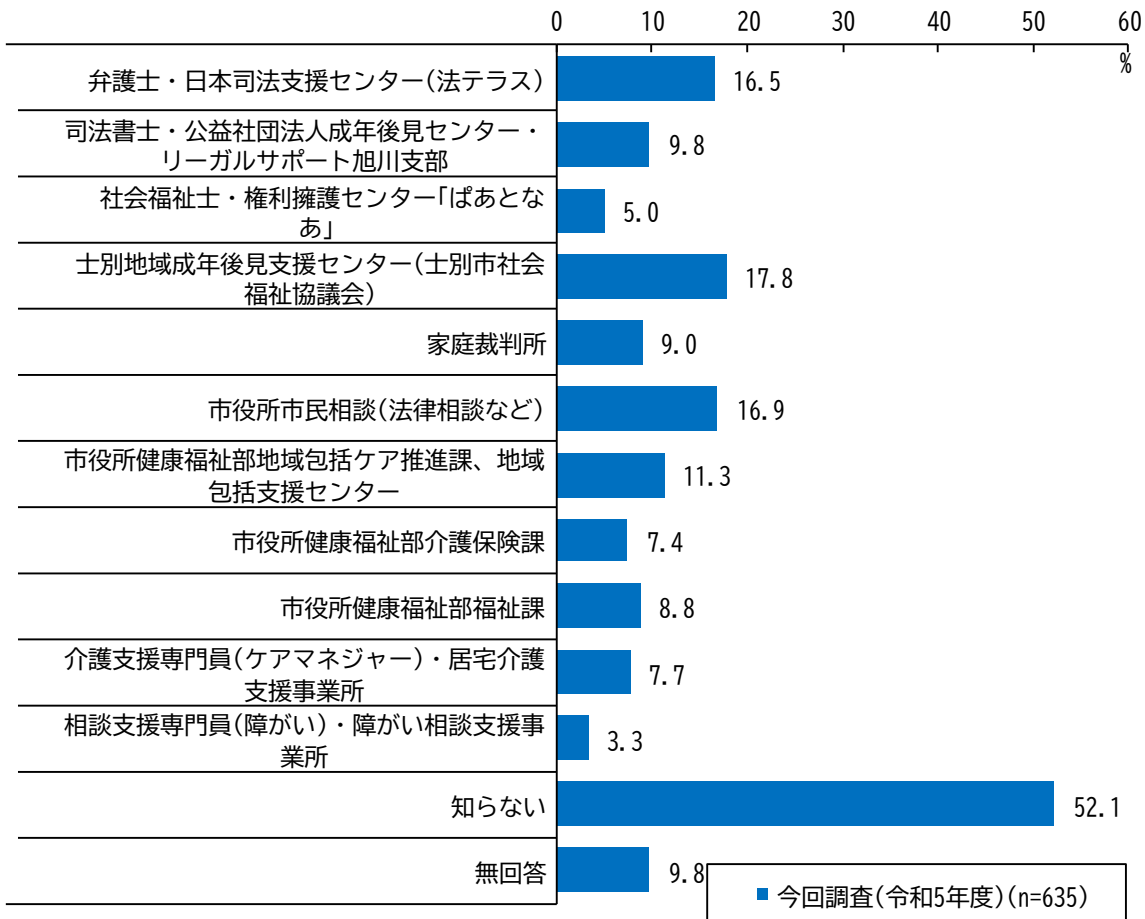
利用したくない理由



問 28 成年後見制度について相談できるところをご存じですか。(あてはまるものすべてに○)

相談先の認知度は、「知らない」が最も多く 52.1%、次いで「土別地域成年後見支援センター(土別市社会福祉協議会)」が 17.8%、「市役所市民相談(法律相談など)」が 16.9%となっています。

相談先の認知度

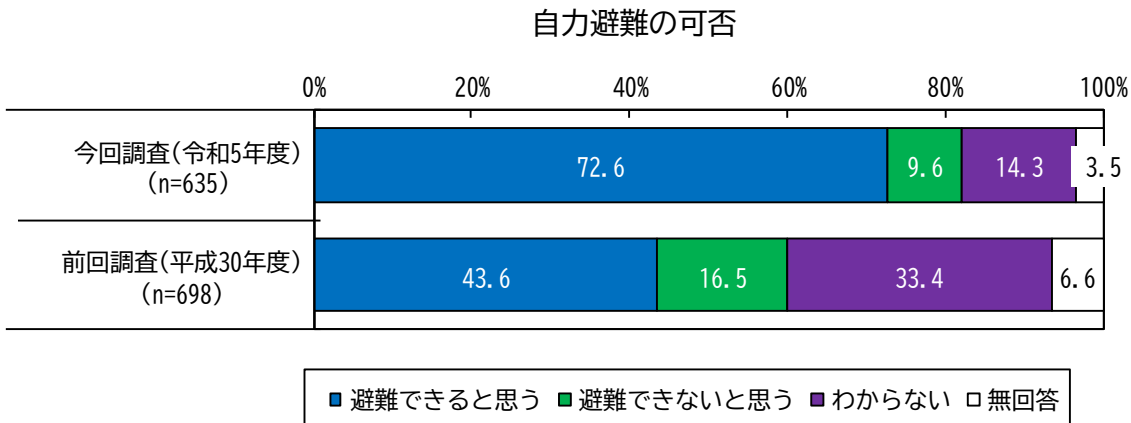


(8) 災害時の助け合いについて

問 29 あなたは、災害などの緊急事態が発生した場合、ご自分で避難できますか。(1つに○)

自力避難の可否は、「避難できると思う」が最も多く 72.6%、次いで「わからない」が 14.3%、「避難できないと思う」が 9.6%となっています。

今回調査(令和5年度)は、前回調査(平成30年度)と比較すると、「避難できると思う」の割合が増えています。

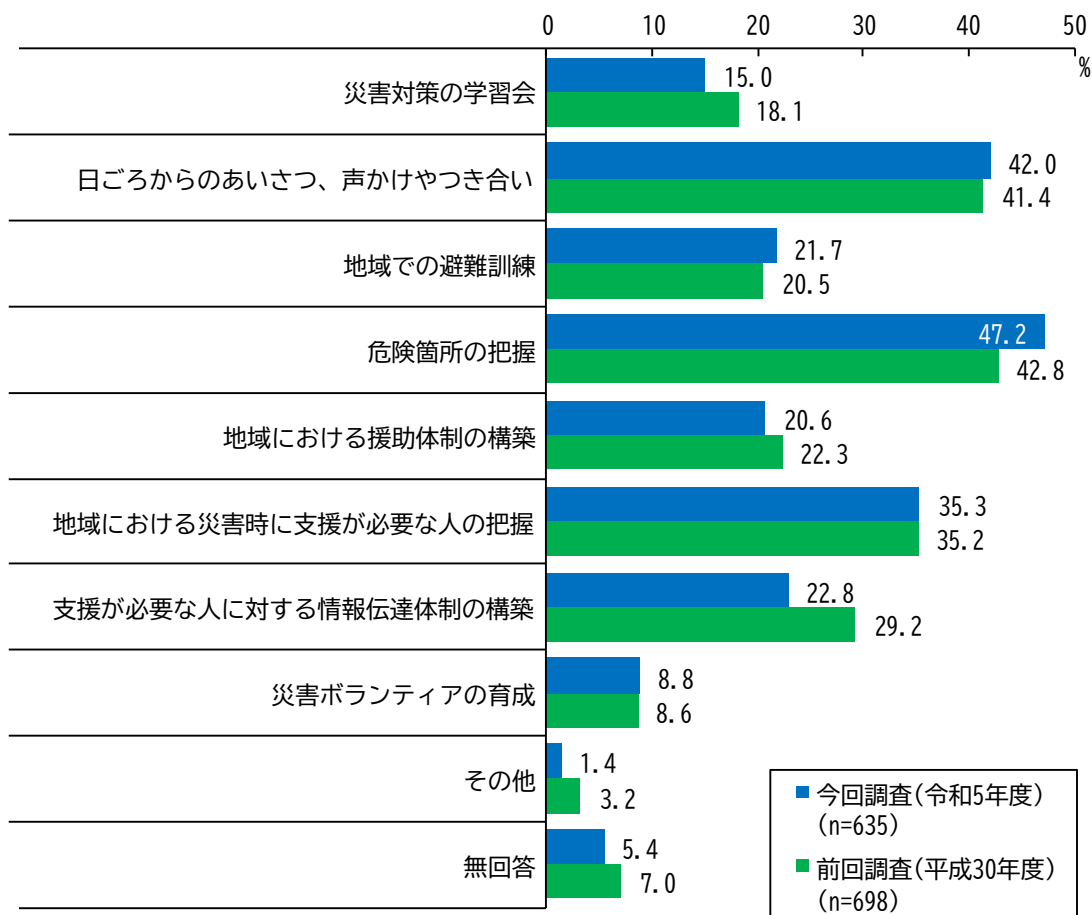


問 30 地震などの災害時における地域の助け合いは、非常に重要なことです。あなたの住む地域における災害時の備えとして、どのようなことが重要だと思いますか。(〇は3つまで)

災害時の備えで重要なことは、「危険箇所の把握」が最も多く 47.2%、次いで「日ごろからのあいさつ、声かけやつき合い」が 42.0%、「地域における災害時に支援が必要な人の把握」が 35.3% となっています。

今回調査(令和 5 年度)は、前回調査(平成 30 年度)と比較すると、「日ごろからのあいさつ、声かけやつき合い」、「地域での避難訓練」、「危険箇所の把握」、「地域における災害時に支援が必要な人の把握」、「災害ボランティアの育成」の割合が増えています。

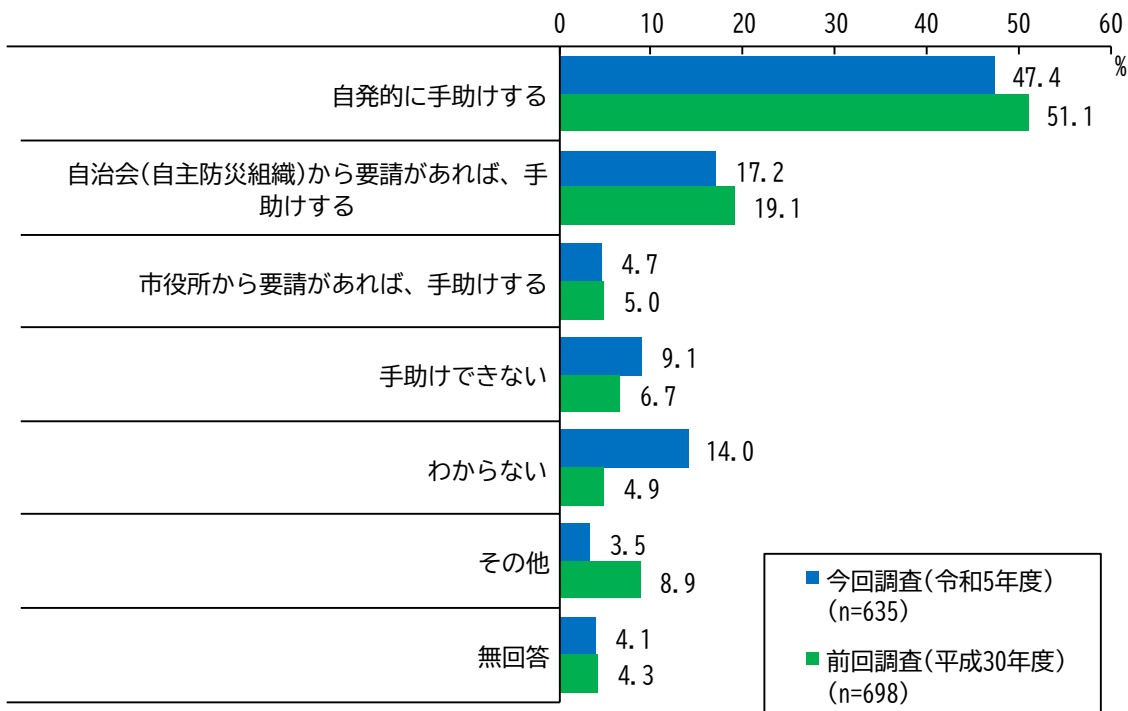
災害時の備えで重要なこと



問 31 あなたは、災害時に、高齢者や障がい者、妊婦、乳幼児など隣近所に自力で避難できない人がいたとき、どう対応しますか。現時点のお考えとしてお答えください。(1つに○)

自力避難できない人への対応は、「自発的に手助けする」が最も多く 47.4%、次いで「自治会(自主防災組織)から要請があれば、手助けする」が 17.2%、「わからない」が 14.0%となっています。
 今回調査(令和5年度)は、前回調査(平成30年度)と比較すると、「手助けできない」、「わからない」の割合が増えています。

自力避難できない人への対応

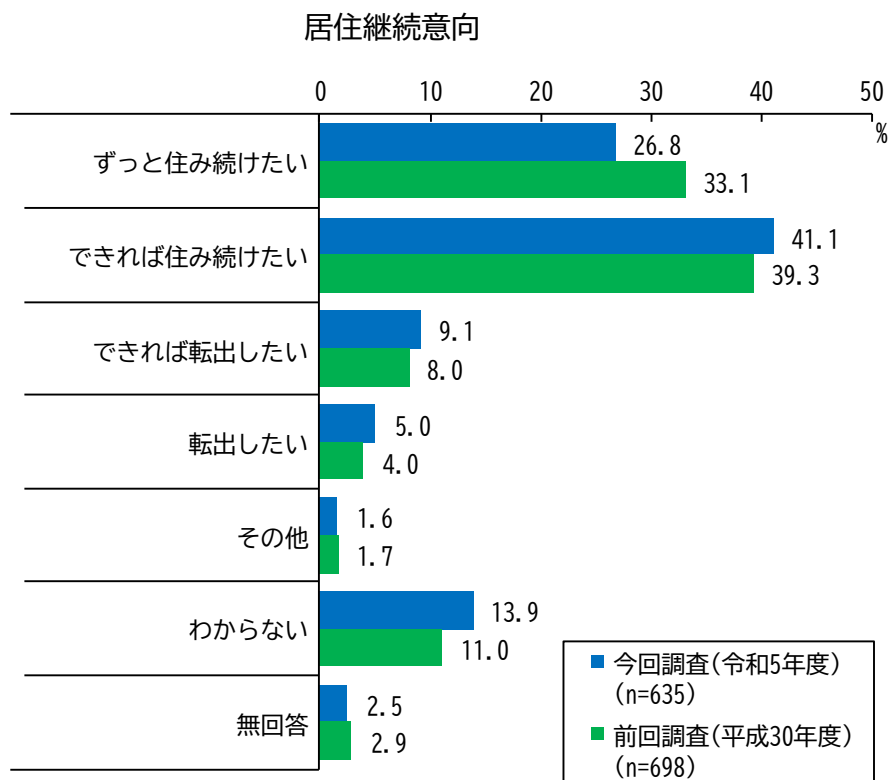


(9) 士別市での居住継続意向について

問 32 これからも士別市に住み続けたいと思いますか。(1つに○)

居住継続意向は、「できれば住み続けたい」が最も多く41.1%、次いで「ずっと住み続けたい」が26.8%、「わからない」が13.9%となっています。

住み続けたい(「ずっと住み続けたい」「できれば住み続けたい」)の割合は、前回調査(平成30年度)は72.4%、今回調査(令和5年度)は67.9%となっており、その割合は減少しています。



資料2 策定経過

年月日	会議等	主な内容
令和5年8月23日	第5期士別市地域福祉計画策定庁内検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査について ・スケジュールについて
〃 10月4日	〃 懇談会	
〃 11月10日	〃 庁内検討会議	
〃 11月20日	〃 懇談会	
令和6年7月26日	第5期士別市地域福祉計画策定庁内検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間について ・基本理念について他
〃 8月20日	〃 懇談会	
〃 9月10日	〃 庁内検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・計画（案）について ・パブリックコメントについて
〃 9月20日	庁議	
〃 9月25日	第5期士別市地域福祉計画策定懇談会	
〃 10月1日 ～10月31日	パブリックコメント	・意見なし
〃 10月21日	士別市保健医療福祉対策協議会	・計画（案）について
〃 11月29日	令和6年第4回士別市議会定例会	・計画（案）審議
〃 12月13日	〃	・計画（案）可決

第5期士別市地域福祉計画

発行日	令和7（2025）年3月
発行	北海道士別市 〒095-8686 北海道士別市東6条4丁目1番地 TEL：0165-23-3121（代表） URL：http://www.city.shibetsu.lg.jp E-mail：chiikifukushika@city.shibetsu.lg.jp
企画・編集	士別市健康福祉部地域福祉課
